

平成28年

# 予算審査特別委員会会議録

開会 平成28年3月14日

閉会 平成28年3月16日

忠岡町議会

平成28年 予算審査特別委員会会議録（第1日）

平成28年3月14日午前10時、予算審査特別委員会を忠岡町委員会室に招集した。

1. 出席委員は、次のとおりであります。

委員長	杉原 健士	副委員長	松井 秀次
委員	北村 孝	委員	是枝 綾子
委員	高迫千代司	委員	森 政雄
議長	前田 弘（オブザーバー）		

1. 欠席委員は、次のとおりであります。

なし

1. 本委員会に、出席を求めた理事者は、次のとおりであります。

町 長	和田 吉衛	教 育 長	富本 正昭
町長公室長	原田 毅	町長公室次長	柏原 憲一
住民部長	前田 忠嘉	健康福祉部長	萬野 義則
産業まちづくり部長	藤田 裕	教育委員会教育部長	長屋 孝之
教育委員会教育部理事	土居 正幸	消 防 長	森野 博志
消防次長	山田 忠志		

（各課課長同席）

1. 本議会の職員は、次のとおりであります。

事務局長	阿児 英夫
主 幹	藤原 直臣

(会議の顛末)

委員長 (杉原健士委員長)

おはようございます。

委員皆様方には、ご多忙のところご参集いただきまして、ありがとうございます。

私は、過日、委員皆様方のご推挙をいただきまして、当委員会の委員長を務めさせていただくことになりました。また、副委員長に松井委員が選出されております。ともどもよろしく願い申し上げます。

本日は、去る3月1日開会の第1回定例会におきまして当委員会に付託されました、平成28年度一般会計、各特別会計及び企業会計予算について、その審査をお願いするものでありますが、審査がスムーズに、また実り多いものでありますことをお願い申し上げます。ただいまより予算審査特別委員会を開会いたします。

(「午前10時00分」開会)

委員長 (杉原健士委員長)

開会に先立ちまして、町長よりご挨拶お願いいたします。

町長 (和田吉衛町長)

はい。委員長。

委員長 (杉原健士委員長)

はい。町長。

町長 (和田吉衛町長)

おはようございます。平成28年度に向けて予算委員会を開いていただき、ありがとうございます。杉原委員長様におかれましては、ご尊父様の告別の後のお忙しい中、ご苦労さまでございます。

ご案内のように、一般会計予算では0.8%増になりましたが、ご承知のように、思うように収入の伸びがない本町であります。アベノミクス経済の好循環にも恵まれておりませんので、非常に予算案を組むのに苦労いたしました。編成方針としましては、基本的に無駄をなくし、無理した計画を立てないことをポイントに押さえた予算案になっております。財政破綻はしませんが、赤字体質、赤字が続く傾向にありますので、これから続く予算審議には高いご理解を賜りたいとお願いいたしまして、ご挨拶に代えさせていただきます。よろしく願いいたします。

委員長 (杉原健士委員長)

どうもありがとうございました。

本日の出席委員は6名で全員出席ですので、委員会は成立しております。

お諮りいたします。

会議録署名委員は、先例により、委員長の指名といたしますが、ご異議ございません

か。

(「異議なし」の声あり)

委員長(杉原健士委員長)

異議ないものと認め、私から指名させていただきます。

北村 孝委員、是枝綾子委員を指名させていただきます。

それでは、一般会計から審査を行います。理事者におかれましては、各委員の質疑に対しまして、その趣旨をよく把握した上で、明確かつ簡潔に答弁していただきますようお願い申し上げます。

また、円滑な議事の進行及び会議録作成の関係上、皆様には発言に際し、まず委員長に許可を求めてから発言されますよう、あわせてお願いいたします。

委員長(杉原健士委員長)

それでは、まず議案第19号 平成28年度忠岡町一般会計予算についてですが、3ページから38ページまでの歳入を先に審査いたします。

質疑につきましては、予算書と一緒にご配布されております資料の平成28年度当初予算(案)及び10カ年の財政収支見通しについて説明された後にお受けいたします。

それでは、田中財政課長より説明願います。

(田中財政課長：説明)

委員長(杉原健士委員長)

説明は、以上のおりです。

質疑をお受けいたします。

なお、質疑については、3ページから38ページまでの歳入と、説明のあった財政全体についてでも結構でございます。

ご質疑ありますか。是枝委員、どうぞ。

委員(是枝綾子委員)

では、歳入、17ページの町民税個人分と町民税の法人分についてお聞きいたします。町民税の個人分の今年度の納税義務者数の見込みは何人かということと、あと均等割のうち震災復興分の金額は幾らを見込んでおられるのか。それと、1人当たり所得の前年度比、この3点について個人分についてはお教えいただきたいと思います。

あと法人税割のほうですが、法人税割のかかわってくる企業数の見込みについてと、あと動向についてお聞きいたします。

税務課(山田昌之課長)

委員長。

委員長(杉原健士委員長)

山田課長。

税務課（山田昌之課長）

まず、個人町民税の納税義務者であります。見込んでおるのが28年度、7,091人ということです。それで、所得割の納税義務者は6,665人ということでございます。1人当たりの所得割税額を申し上げますと、28年度見込みで10万1,556円、前年度が1人当たり9万9,779円で、対前年度比1.78%の増でございます。

それと、法人につきまして、委員長。

委員長（杉原健士委員長）

どうぞ。

税務課（山田昌之課長）

すみません、法人のところ、もう一度すみません。申しわけございません。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

法人税割がかかっている企業数ということなんですが、あと、動向ですね。

税務課（山田昌之課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

山田課長。

税務課（山田昌之課長）

法人税割の会社の数ですが、毎年、予算計上する上で税割の会社数というのは一応考慮しておりません。均等割の法人税の会社数を平均いたしますと、平均で28年度、この予算書にありますとおり、470社ということでございます。

動向といたしましては、法人町民税の税割につきましては、26年10月1日以降に開始する事業年度から2.6%引き下げられまして、28年度で一応平年化いたします。これによりまして、その影響額を申し上げますと、23年から26年の旧税率の平均値と、それをその新税率に置きかえて試算いたしました。それによる影響額は、単純に計算いたしますと2,833万6,000円の減で、約2割、旧税率より落ちる形になります。

以上を踏まえて、従来どおり過去4年間の平均値をその新税率に置きかえて試算し、その影響額が約2割ということで、8割を乗じて予算を見積もりました。で、以上で対前年比、税割で1,317万8,000円の減、均等割でマイナス4%の減、税額が183万2,000円の減で、合計で1,501万円の減という見積もりをいたしました。

以上です。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

まず、法人町民税のほうなんですけれども、さきの一般質問で、この間、忠岡町内の企業数が減ってきているということで、5年間で800ほどあった企業が600ちょっとになっているということや、あとその税収も年々落ち込んでいると。法人町民税ですね、減ってきているという状況があるということで、この年度はさらに税率が引き下がった分の影響もあるということで、1,500万円の減になっているというふうな状況になっているということでありますが、それで間違いないでしょうか。

税務課（山田昌之課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

山田課長。

税務課（山田昌之課長）

そのとおりでございます。

委員（是枝綾子委員）

税率、ちなみにすみません、5,000万円超えと5,000万円以下とパーセントだけちょっと。旧税率と新税率をちょっと参考までに。

税務課（山田昌之課長）

制限税率が14.7%が12.1%、標準税率の12.3%が2.6%引き下げられますので、9.7%という率になります。

以上です。

委員（是枝綾子委員）

大きいですね。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

それと、あと動向というところなんですけれども、決算委員会でも聞かれてたと思いますが、あまり大きな変化はないと思いますが、この年度もこの税の、法人税のところから見ての景気の動向、業種ですね、好調、不況の業種、そういったところが税のほうから見てどのように読み取れるかということもちょっとお答えいただきたいと思います。

税務課（山田昌之課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

山田課長。

税務課（山田昌之課長）

平成27年度の予算組みをする段階で、5カ月その税率が採用されまして、その影響額として約1,171万9,000円の減ということで、27年度の予算は計上いたしました。現在のところ、その影響額でほとんど推移しておりますが、今年度、前回、補正予算等を組みまして、かなり27年度の法人町民税の決算見込みは落ちるという状況でございます。

それと、27年度の減収の業種といたしまして、上位は、木材・木製品製造業、不動産賃貸管理業、衣料業、この3社でかなりの落ち込みが見られました。で、27年度決算見込みといたしましては、決算委員会で申し上げますが、かなりの減を見込んでおります。

以上です。

委員（是枝綾子委員）

はい。委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

動向としては、木材、不動産賃貸管理といったところがかなり落ち込んできているということで、好調な業種というものは忠岡の中であるのでしょうか。

税務課（山田昌之課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

山田課長。

税務課（山田昌之課長）

27年度、3月時点の現在で好調、増収したという業種なんですが、業種名としては運輸、設備、その他製造業、輸送、金属、それと総合工事業、道路貨物運送業ということで、運輸・運送業等が若干増収しておる業種ということになります。

以上です。

委員（是枝綾子委員）

はい。委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

減収になっているというところの影響はかなり、消費税の増税ということも影響が出てきているかと思えます。これはまた消費税のところでもさせていただきますが、やはり中小企業の忠岡の実態というのは、アベノミクスといっても全然税収の面から見てもよくなっていないということが、これと言えるのではないかなというふうに思えます。税のことで、ここで一応そういうふうに申し上げておきます。

もう1つ、続きでよろしいでしょうか。

委員長（杉原健士委員長）

どうぞ。

委員（是枝綾子委員）

そしたら、17ページの固定資産税のところですが、固定資産税の評価替えの年であり  
ますね、28年。でしたね。その影響額は幾らを見ておられるのかということと、あ  
と、最近ちょっと新築が増えているように思いますが、28年度見込まれている新築の戸  
数についてお聞きしたいと思います。

税務課（山田昌之課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

山田課長。

税務課（山田昌之課長）

評価替えによる影響でございますが、26年度の決算額と27年度の決算見込み額を比  
較いたしますと、土地で1,088万9,000円の減を見込んでおります。家屋で申し  
上げますと、947万3,000円の減を見込んでおります。償却資産で1,155万  
7,000円の、増を見込んでおります。

それと、新築家屋の状況でございますが、過去23年から申し上げますと、91軒、2  
4年が49軒、25年が47軒、26年が50軒、27年が79軒で、28年度の新築家  
屋、新築増築家屋等の見込みですが、55軒程度見込んでおりまして、新築・増築による  
影響額といたしまして、826万9,000円の増収ということで見込んでおります。

以上です。

委員（是枝綾子委員）

はい。委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

固定資産税評価替えがされて、土地も家屋も減と、下がっているということでありま  
すね。ということですね。

税務課（山田昌之課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。山田課長。

税務課（山田昌之課長）

そのとおりでございます。



委員（是枝綾子委員）

あと、固定資産の最低の課税というんですか、20%というところがあるかと思いますがけれども、忠岡町もかなり老朽されている家というところで、その家について最低の法的に課税できる20%というところで課税されてますが、実情を見て、そのあたりは対応するという、そういったことはとっていらっしゃるでしょうか。

税務課（山田昌之課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

山田課長。

税務課（山田昌之課長）

固定資産税の課税標準の免税点が、土地が30万円、家屋が20万円、償却資産が150万円ということになっております。

以上です。

委員（是枝綾子委員）

はい。委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

その土地について30万、家屋については20万という評価のところ以下のところでも、そのあたりは取りますよというところで、そういった問題が起きているところがないかというところは、ちょっとお聞きしたいんですけれども。

税務課（山田昌之課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

山田課長。

税務課（山田昌之課長）

課税標準が30万以下のところ、家屋も20万、償却資産150万ですね。この先ほど申しあげました以下のところは免税点になりますので、課税はいたしておりません。

以上です。

委員（是枝綾子委員）

はい。委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

今のところ、忠岡ではそういう該当するようなところはないということによろしいです

か。

税務課（山田昌之課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

山田課長。

税務課（山田昌之課長）

免税点のその件数及び課税標準というのは一応出しておりません。予算ですので、予算に係る課税の分を計上いたしておりますので、その免税点の部分に関しましては、今回の予算ではその件数及び課税標準は一応除外しております。

以上です。

委員（是枝綾子委員）

はい。委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

わかりました。また評価替えの通知が来てから、またいろいろと問題が出てきた場合には、ちょっと対応もしていただきたいということで、申し上げておきます。

新築の戸数については、平均的な状況で推移していると、今年度も、という状況でよろしいですかね。

税務課（山田昌之課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

山田課長。

税務課（山田昌之課長）

新築につきましては、1月1日現在ですので、27年の1月2日以降、見回り等におきまして53軒という数字と登記簿等も勘案いたしまして、53軒というところを見込んでおります。

以上です。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

わかりました。そしたら、続けて行くか、ちょっと一旦他の方にさせていただいたほうがいいでしょうか。

では、もう1つだけ。

委員長（杉原健士委員長）

続けてもらったらいいです。

委員（是枝綾子委員）

18ページの軽自動車税のところですが、今年度から原付も含めて税率が引き上げになりましたが、その影響額は幾らでしょうか。

税務課（山田昌之課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

山田課長。

税務課（山田昌之課長）

28年度から全軽自動車税の税率が上がります。原付、二輪等の影響額といたしまして、新税率と旧税率で比べますと、168万3,000円を見込んでおりました、あと重課ですね、13年を経過した分でございますが、これが438万7,000円。合計600万程度の増を見込んでおります。

以上です。

委員（是枝綾子委員）

はい。委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

13年経過した軽自動車の分の税率がかなり上がるというところで、全体の影響額が438万7,000円というのはちょっとびっくりしました。驚きました。影響額がですよ、438万7,000円というのは。

税務課（山田昌之課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

山田課長。

税務課（山田昌之課長）

重課、軽自動車（自家用）の部分が約640台で355万6,800円、軽自の貨物で426台で83万700円ですね。合計で438万7,500円の影響額があるということでございます。

以上です。

委員（是枝綾子委員）

はい。委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

こちらの13年経過したという分の税の金額が変わって、これは幾らが幾らになりましたでしょうか。すみません、確認です。

税務課（山田昌之課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

山田課長。

税務課（山田昌之課長）

現在、通常の自家用軽自動車で7,200円が、1万2,900円に上がります。

以上です。

委員（是枝綾子委員）

貨物というんですか、そっちのほうもですか。一緒ですか。

税務課（山田昌之課長）

貨物で申し上げますと、4,000円が6,000円ということでございます。あと、自家用の営業用で5,500円が8,200円。貨物の営業用が3,000円が4,500円ということになっております。

以上です。

委員（是枝綾子委員）

はい。委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

13年経過したというのは、かなり買い替えないで乗っていらっしゃるということで、買い替えられない方もいらっしゃるかと思います。買い替えたほうが税金は安いけど、買いかえるお金がないと。特に中小の零細の業者はなかなか車を替えられないし、高齢者についてもなかなかそんなお金がないという方が多いと思われるのに、そういった古ければ古いほど税金が高くなると。普通は安くなるのが普通なんですけど、そういう税制が改悪されてしまったという影響で、そういった方々に庶民の車の軽自動車が税金が上がると。自家用車の7,200円が1万2,900円というのはちょっと大きいと思います。これもまたちょっと問題だと思いますので、軽減についてもやはり対応を検討していただくことが必要ではないかというふうに思います。

先ほど、忠岡町は大企業はないですから、中小の零細のそういった方々の税収も落ち込んでいるという中で、そういった軽自動車税、13年経過した分についてもやはり検討し

ていくべきではないかというふうにも思いますが、その点についてはいかがお考えでしょうか。

税務課（山田昌之課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

山田課長。

税務課（山田昌之課長）

これは27年度税制改正でされた分でございますので、現在のところそういう規定のもとで課税をしていきたいと思えます。

以上です。

委員（是枝綾子委員）

はい。委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

これはまた、高齢者の方や低所得者の方の乗り物である軽自動車というところでありますので、そういった高齢者の負担の軽減、また中小・零細事業者の方々の振興のためにも、そういった面からの施策は歳出のところでもまた申し上げていきたいと思えます。

一旦ちょっと置いときます。

委員（松井秀次委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

松井委員、どうぞ。

委員（松井秀次委員）

18ページのたばこの税金についてちょっとお伺いしたいと思えます。1億1,400万円程度見込んでおりますが、去年の決算委員会で発表された決算額は幾らですか。

税務課（山田昌之課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

山田課長。

税務課（山田昌之課長）

1億1,097万8,503円です。

以上です。

委員（松井秀次委員）

もう細かい話は結構。

委員（松井秀次委員）

税収を上げるためには、まだまだ何かやる方法がありませんか。私はたばこを吸いません。泉大津でたばこが切れても、忠岡へ帰ってきてから買います。行政のほうでは何も考えてませんか。

税務課（山田昌之課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

山田課長。

税務課（山田昌之課長）

PRということによろしいですか。

委員（松井秀次委員）

そうそう。やりますか。

税務課（山田昌之課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

山田課長。

税務課（山田昌之課長）

税収を上げるための広報等の掲載についてということによろしいですか。

委員（松井秀次委員）

何でも結構ですよ、考えてること。

税務課（山田昌之課長）

掲載ということで申し上げますと、もうかなり以前から、広報等にたばこ税に関する記載はしておりません。理由といたしまして、平成15年5月に施行されました健康増進法の基本方針の中に、受動喫煙の防止として学校、体育館、病院、劇場等と、その中に官庁施設等が含まれており、多数の者が利用する施設は受動喫煙を防止するための必要な措置を講じるよう努めなければならないとうたわれ、また平成16年3月には、財務省告示の中に製造たばこに係る広告を行う際の指針ということで、未成年者の喫煙防止、たばこの消費と健康との関係に配慮するとともに、たばこ広告が過度にならないようにと。

委員（松井秀次委員）

もう税務課長、結構、結構。

税務課（山田昌之課長）

よろしいですか。

委員（松井秀次委員）

もう結構。端的に申しますとね、たばこの税金が非常に大きなウエートを占めておった15年ほど前ぐらいですか、1億5,000万程度がありました。健康のためにたばこを

吸わないようにしましょう。受動喫煙、脳梗塞、病気のためにたばこを吸わないようにしましょうということが法律で決まってきた、その中でもね、たばこを吸う方はまだたくさんおられますよ。さっきも言うたように、泉大津でたばこが切れても、忠岡で買います。これぐらいの知恵は広報の隅でも書けるんと違いますか。

税務課（山田昌之課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

山田課長。

委員（松井秀次委員）

いや、もう税務課長はええよ、ストップ。

人権広報課（明松隆雄課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

明松課長。

人権広報課（明松隆雄課長）

すみません、広報のほうです。先ほどございましたとおり健康増進法が出まして、それまで議員おっしゃるとおり、まさに町内でたばこを買っていただいて、そのお金をもちまして町内のあらゆる施策に使わせていただいておったわけですが、この増進法の関係が出まして、テレビコマーシャルでもご存じのように、一斉にたばこにつきましては公的などころでの宣伝がなかなかできなくなったという折もございます。近隣市町もそれに合わせまして、残念ながらそのような状態にさせていただいておりますので、ちょっとご理解のほうよろしく願いいたします。

委員（松井秀次委員）

委員長、これで最後にします。

委員長（杉原健士委員長）

はい。松井委員。

委員（松井秀次委員）

たばこにもね、健康に悪いですよとか、ちゃんと注意書きを書いていますよ。あの注意書きと同じように、もう1,000万ぐらい上がる余地があると思いますよ。ちょっとそれを一遍考えといてください。確かにこの1億1,400万円程度を確保していただきたいと思います。税務課長、予算だけと違って、お願いしときます。

税務課（山田昌之課長）

はい、わかりました。

委員（松井秀次委員）

終わります。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

ページ数でいいますと、21ページ、地方消費税交付金についてであります。地方消費税の地方財源としての問題点についてという点で、ちょっとお聞きいたします。

これは消費税が5%から8%に増税された分で、地方消費税交付金が1%から1.7%に上がって、それが財源として回ってくるということではありますが、今日、この机の上に置いていただいたこの資料ですね、これは予算と決算のときに提出が義務づけられている資料だというふうに説明がありましたが、説明というか、中身の説明はありませんけれどもね。これ、タイトルを読み上げますと、平成28年度引き上げ分の地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障施策に要する経費ということで、これについて説明というよりも、充実された分と、あとですね、国がそもそも一般財源から出してきたものを消費税の増税分で置きかえている分というふうなことが言われておりますが、これを見てもちょっとよくわからないんですけれども、充実に回されている分というのがどれなのかというのが、この表を見てもわからないんですが、これはどういう資料なんでしょうか、意味がわからないんですけれども。

財政課（田中成和課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

田中課長。

財政課（田中成和課長）

この表の、特にちょっと網かけばかりで見にくいんですけれども、右に財源内訳の中に一般財源とございます。そのうちのこの表題になっております地方消費税交付金（社会保障財源化分）という集計を見ていただきますと、1億4,400万円になっておると。これが今般、税率改正によりまして1.7%が地方消費税分でございます。そのうちの0.7%は必ず社会保障分に充てなさいと、社会保障4経費に充てなさいということになっておりますので、この表をつけさせていただいてるところでございまして、歳入、一番上の小さな網かけでございしますが、3億5,000万入っておると。このうちの17分の7、計算式、ちょっとややこしく書いているんですけれども、1.7%のうちの0.7%分は社会保障のほうに回っているよというところがございます。

委員（是枝綾子委員）

はい。委員長。

委員長（杉原健士委員長）



是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

意味がわかりました。つまり、5%のときは地方消費税が1%であったのが1.7%に、去年の4月から8%になったので1.7%。地方消費税が0.7%ふえたから、その0.7%、忠岡町でも社会保障の財源に充てるようにということですが、そうすると、そしたらその忠岡町の中での一般財源のこの部分が、その0.7%ですね、1.7%のうちの0.7%は社会保障に回さないといけないということなので、それをこんなふうに使いましたよと、振り分けましたという、こういう資料ということですね、これは。

財政課（田中成和課長）

そうでございます。

委員（是枝綾子委員）

はい。委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

この0.7%の金額というのが1億4,400万円ということですね。

財政課（田中成和課長）

はい、そうでございます。

委員（是枝綾子委員）

で、1億4,400万円が、これは何に使えという、その拡充部分に使うということであるのか、それとも社会保障の単なる財源に充てなさいということであるのかと、国のほうから。ちょっとその辺はどういうふうに言われているんでしょうか。

財政課長（田中成和課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

田中課長。

財政課（田中成和課長）

この分は、あくまでも後者のほうでございます。事業そのものというよりも、この数値、按分で振り分けているところでございます。全般的に刷り込ませているものでございます。

委員（是枝綾子委員）

はい。委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

ということは、別に拡充部分に使えということではなく、社会保障の中に入れ込んでいくということですね、後者ということですから。

財政課（田中成和課長）

はい、そうでございます。

委員（是枝綾子委員）

はい。委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

忠岡町がやっているように、国も同じことで、消費税の増税分は、5から8に上がった分、増税分は何ぼやったかな、8.2兆円あるんですが、充実分には国は1.35兆円しか使っていないという、16%ですね、割合にして、しか使っていないということです、社会保障の充実のためと言っておきながら、国は16%しか拡充部分には使っていない。あとの84%は置きかえたというふうに、国が一般財源から今まで使っていたということですから、よくなるはずがありませんわね、上げたのにとということで、これはちょっと国会の中でもひどいではないかと、詐欺的ではないかということでは言われておりますが、そういった問題があるということで、この地方消費税交付金のこの社会保障財源化分の忠岡町の中でどのように使われているかということ、やっぱり国と同じ方法をとられているということでもありますね。ですね。

財政課（田中成和課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

田中課長。

財政課（田中成和課長）

はい、そのように考えております。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

ということは、これ1億4,400万円を本当に社会保障の充実のために使えば、すごくいいことにね、忠岡町は充実するのに、多分振りかえている部分というのが、もう刷り込んでいるのでね。どれが増えた分で、どれが今まで一般財源で使ってた分と置き換えたのかというのがわかりませんので、これの資料だけではちょっとわからないけれども、やっぱり国と同じようにね、充実全部使われているかということ、そうではないなというこ

とが言えると思います。

ですので、地方消費税の交付金ということが増額されても、社会保障が充実されるわけではないと国会でも議論されていましたが、忠岡町のこの会計ですね、財政の中で、充実に使われているかというのと、どのくらい充実に使われているかというのがやっぱりわからない、刷り込んでしまったのでわからないということなんですね。そうですね。

財政課（田中成和課長）

はい、そうでございます。

委員（是枝綾子委員）

パーセントで出してもらったらわかりやすいかと思うけど、パーセント出ませんね。充実にそのうちどれだけ使いましたというのは。

財政課（田中成和課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

田中課長。

財政課（田中成和課長）

その辺はまだ。

委員（是枝綾子委員）

わかりませんね。

財政課（田中成和課長）

はい。

委員（是枝綾子委員）

はい。委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

ということで、消費税が上がっても、国も地方もやはりそれが拡充に充てられるかどうかというのはもうわからないと。ほとんどあまり拡充に使われてないだろうというところがはっきりとしました。

ということで、問題点というところは、そういった地方消費税の地方財源としての問題点ということは、こういうことだと。消費税上げますよと。今度10%に上げるけど、拡充に本当に使われるのかといたら、そうではないと。使い方が拡充のために使うというふうにならなければ、そういう保証にも何にもならないということが忠岡の予算の中でも明らかになったと思います。

消費税は増税すべきでないということは私ども申し上げておりますけれども、やはり低所得の方に負担の重たい逆進性のあるこういったものを社会保障の財源に充てること自

体、そもそも間違っているということでもありますし、社会保障のためといって社会保障に使われてないということも申し上げておきます。

以上です。

委員長（杉原健士委員長）

他にございませんか。

委員（松井秀次委員）

はい。委員長。

委員長（杉原健士委員長）

松井委員。

委員（松井秀次委員）

来年度は固定資産税の評価替えであります。その中で、今忠岡町の中をずうっと歩いてみますと、人の住めない家、あっちにもこっちにもございます。これは空き家法という法律ができて、その法律に基づいて撤去もしくは勧告というふうにやっていますと、固定資産税が6倍、土地の値段がね。その家屋調査をやっていますか、税務課長。

税務課（山田昌之課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

山田課長。

税務課（山田昌之課長）

空き家の固定資産税の課税標準ということで、空き家等対策推進に関する特別措置法が27年2月26日に施行されまして、それによりまして地方税法は3カ月後の27年5月26日に施行されました。

委員（松井秀次委員）

いや、もうそれは知ってる。

税務課（山田昌之課長）

そのときに、総務省のほうから空き家法の施行に伴う改正ということで、特定空き家等として勧告された場合、当該特定空き家等に係る家屋について、当該勧告の内容を踏まえて、その現況を十分確認すること。その際、当該家屋の用途や損耗状況等についても確認することということで、一応勧告されております。特定家屋といたしまして。

委員（松井秀次委員）

いろんな忠岡の中でね、住めない家がたくさんありますよと。それを特定家屋と認定して、撤去、勧告とかいろんな形で法的に進めていきますと、固定資産税の土地の値段が6倍になりますと。それは今度、評価替えのときにはやりますか。やっていただいて歳入が増えますか。

建設課（谷野栄二課長）

すみません。委員長。

委員長（杉原健士委員長）

谷野課長。

建設課（谷野栄二課長）

空き家対策特別措置法のお話でございますので、ちょっと建設課のほうからご報告させていただきます。

税務課長が申しましたとおり、27年5月26日、空き家特別措置法が完全施行されたところでございます。それに基づきまして、昨年の12月に国特定空き家ガイドラインの運用に係る技術的助言ということで、大阪府からそうした空き家の認定に係る細かい指針が発表されております。これにつきまして、各市町村における特定空き家の判断の参考となる基準、またその手続等につきまして、大阪府における一定の考え方を示された、そのようなものが昨年12月に発表されて、我々に知らされたというところでございます。

ご質問の取り組みはどうしていくんだと、税金も含めてということでございますけども、議員おっしゃられるように、まずその特定空き家と呼ばれるものを特定する作業、これが大変重要になってまいります。現在、そうしたガイドラインによらずに、我々が見た目でも10棟近い、ちょっと住めないだろうなというところは把握しているところでございます。また、消防署におきましても、現地を歩きまして、空き家と思われるところ、そうした情報も我々建設課のほうにいただいているような、そういったところでございます。

今後につきましては、まず来年度、28年度におきまして、そうした空き家の状況を把握してまいりたいというところで考えておりまして、あわせまして、議員おっしゃられるようにそれを撤去していく、そうした手続のマニュアル等の整備につきましてもあわせて実施をしてまいりたいと、このように考えているところでございます。

申しわけございませんけど、その辺につきましては、また28年度後半になろうかと思っておりますけども、またご報告させていただく機会を、こうした機会にご報告させていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

委員（松井秀次委員）

まあ28年度にお願いしときますが、まあ空き家を持っているところはたくさん財産のあるところでございます。別に遠慮もせず、固定資産税を上げたらどうですか。と思いません。ひとつお願いしときます。

税務課（山田昌之課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

山田課長。

税務課（山田昌之課長）

特定空き家特別措置法で勧告された土地につきましては、地方税法上の措置で3分の1、6分の1を除外する措置を次年度にとらせていただきます。

以上です。

委員長（杉原健士委員長）

他にございませんか。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

どうぞ、是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

22ページの地方交付税、普通交付税についてです。2016年度、28年度からですね、地方交付税の単位費用の積算の見直しが行われまして、トップランナー方式が導入されていくということですが、その今年度、28年度の予算の影響額というのは幾らでしょうか。

それとあと、地方創生関連の事業費の需要額ですね。地域の元気創造事業費と人口減少等特別対策事業費は、幾らの需要額で見込まれていらっしゃるでしょうか。

財政課（田中成和課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

田中課長。

財政課（田中成和課長）

まず、単位費用の見直しについてでございます。トップランナー方式と言いまして、事業成果、業務改革等頑張っている団体の水準に合わせて交付税そのものを算定していくというところで変わっていくというふうに聞いておりますが、現段階では忠岡町においてはどのような数字になるのかは把握しておりませんので、どれぐらい影響あるのかは本算定の時期、7月ぐらいになるのかなと思っております。

それから、さまざまな需要額でございますね。人口減少特別対策事業費、それから地域の元気創造事業費でございますが、国の地方財政計画の中でもこの辺は忠岡町のほうには例年ぐらいの推移ということで、さほど影響ないとは考えてございます。正確な需要額、去年の分をちょっと持ち合わせておりませんので、申しわけございません。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

1点目の地方交付税の単位費用の見直しが、もうあちこち出回っておりますので、この予算を組む段階でちょっとその辺のことが出てたと思うんですけど、それは見込まれていないということですね、影響が。

財政課（田中成和課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

田中課長。

財政課（田中成和課長）

例年どおりというところで、過不足はないということで見込んでます。それから、先ほどの地域の元気創造事業費のほうと、人口減少等なんですけども、額のほうを申し上げておきます。地域の元気創造事業費は7,400万円、人口減少等特別対策事業費は1億800万円を見込んでおります。申しわけございません。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

普通交付税、私、手持ちというか、あっちこっち出回っているものをちょっと見ますと、トップランナー方式といって、民間委託やいろいろ指定管理とか、もうクラウド化、集約化、そういったことをどんどんやって切り詰めているところを基準に単位費用を見込むということですから、そこまでやっていないところがほとんどなのに、そういうふうに先進的に切り詰めて、もうそういうふうにやっているところを単位費用に計算していくとなると、標準的ではなく、本当にトップランナーのところに照準を合わせた交付税の需要額の見方になっていくということで、大変ひどいなというふうに思います。

で、具体的には、学校用務員事務の小学校費であつたら、現在370万7,000円ですが、民間委託などをしている自治体の平均が292万7,000円なので、ここに向けて5年間かけて単位費用を引き下げる予定だというふうに。大変なことですね。

あと、市町村の戸籍住民基本台帳費で、自治体のクラウド化を前提に、現在1,758万6,000円というものが1,326万5,000円に、これは400万以上落とされてしまうし、徴税費3,203万円を2,416万円に3年間で引き下げていくということですから、大変怖いことでもあります。交付税の算定に影響が出てくるというのははっきりしているということで、こんなひどいことを国がやってきて、地方創生やとか地方やとか言いながら、こんなことをやってきたら、もう財源をほんとに確保できないということになってくると思いますので、これについては、やっぱりこれは問題だと思いますし。

歳入の分野でも、またちょっと基準財政収入額の算定に用いる徴収率というところですが、大体上位3分の1の地方公共団体が達成している徴収率を標準的な徴収率ということで算定されているんですけれども、それが現行98%なんですけど、これを98.6%です。何かむちゃくちゃ取り立てているところの分に合わせるということで、徴収率を5年間かけて引き上げていくということですから、これから交付税を減らしていきますよ。出す分も単位費用も引き下げていく、あと基準財政収入額は算定の徴収率をグッと上げていくということで、本当に地方は大変になってくるということが、この28年度からスタートしていくということで、ほんとに許せないことだと思います。

こういうことで、ちょっと影響額が出ないということではありますが、忠岡町はもう既にやっているからいいではなく、やっているからその分何とかちょっとでも財源がつかれるということで頑張ってきたものが、もうそこに合わされたら余裕がなくなってくるということだと思うんですけれども、民間委託や指定管理、クラウド化、忠岡はいろいろやっていると思いますが、これ以上努力のしようがないぐらいやっていて、そこに合わせて単位費用を計算されたら、忠岡が少し自由に使えたお金がなくなっていくというふうに思うんですが、そういう、私ちょっと言っていることで合っているでしょうか。

町長公室（原田 毅公室長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

公室長。

町長公室（原田 毅公室長）

おっしゃっているとおりでございまして、28年度につきましては、全23事務のうちの16の業務が対象となりまして、おっしゃられたとおり3年から5年をかけて見直していくということになってます。で、全国町村会のほうからも、既に政府向けに要請はしていただいています。地方の実態というのを踏まえていただきたいというのは当然のことなんですけれども、さっきおっしゃられたように、民間委託をして、ただじゃいけないですね。した上で効果が上がらないと平均まで行かないということですので、かなりのきつところがあるのかなというふうに考えてます。

というところで、本町としましても、今後、町村長会を通じて要望をしてみたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

ぜひ要望していただきたいと思います。さっき民間委託だけではだめだということ



は、これは地方創生の総合戦略だけでなく、K P Iがこの交付税にも導入されていくという、そういうひどい算定の仕方になっていくということで、これは地方交付税の制度そのものをゆがめていくというふうに思いますので、全国町村会でも声を上げて、ぜひこれを阻止していただきたいと。

来年度、平成29年度にはもっと予定されていることがありまして、総合窓口のアウトソーシングですね。戸籍とか住民票を出すところとか、税のところ、福祉業務、窓口みんなアウトソーシング、こういうことが29年度、そういうふうな単位費用を見ていくということも言われてますので、これはやっぱり住民サービスの低下というか、ほんとに地方の仕事が、役所の仕事が何なのかということがもう根底から覆されてしまうこととなりますので、ぜひ大きな声を上げていただいて、これ、地方交付税の単位費用のトップランナー方式やK P I導入ということは、ぜひ強く反対していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それと、もう1点。

委員長（杉原健士委員長）

どうぞ。

委員（是枝綾子委員）

2つ目の地方創生関連の需要費として見ている、今年度と同額見ておられるということで、地域の元気創造事業費と人口減少等特別対策事業費合わせて、需要額ですので、そのお金が来るというわけではないんですけども、やはり1億8,000万近くということで、そういう事業に充てるものだと、標準的にね、ということですので、そういった予算については配分もそのようにぜひしていただきたいというふうにも思いますので、よろしく願いします。

財政課（田中成和課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

田中課長。

財政課（田中成和課長）

そのように基準財政需要額、それから収入額の変化には留意していきたいと思しますので、よろしく願いします。

委員（是枝綾子委員）

お願いします。

委員長（杉原健士委員長）

続いて、どうぞ。

委員（是枝綾子委員）

そしたら、23ページ、民間保育所保育料負担金現年分と、あともう1つ、同じページ

の民生使用料の町立保育所保育料現年分、及び広域入所保育所保育料現年分についてお聞きいたします。

これも高迫議員が議会でも一般質問等されておりますが、年少扶養控除が廃止をされて、当然所得が上がります。それに伴って保育料が上がるということで、その年少扶養控除廃止に伴う保育料への影響と、あと新規の方も、忠岡町は現在入所されている方については経過措置をとっておられました。新規に入所される方にも経過措置の適用をしていただきたいということについて、まずお聞きいたします。

子育て支援課（武田順子課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

武田課長。

子育て支援課（武田順子課長）

民間保育所の保育料の負担金の件でございますが、忠岡町の民間の保育所の負担金、これは保護者から徴収される分でございます。昨年度11月分の在籍する公立の保育所と民間保育所の3園分の平均を出して単価を計算しております。で、平均が子供さんが1人1万6,600円ということで、それで人数で見込んでおります。実際は1万6,600円掛ける120人、現在の数で見込んでおまして、いろいろな減免、忠岡町の減免を1%減を見込んで、2,366万4,960円ということで予算計上しております。

それと、広域分ということで一応19万7,208円、これは含まれております。この金額につきましては、28年度、他市の民間の保育所へ通園される子供さんを見込んでおりますが、現在、通園される方は見込みございませんので、1名ということで枠取りの意味で19万7,208円という金額で上げて予算計上させていただいております。

27年度、岸和田市のほうの保育所に通われる方がいらっしゃるんですが、1人は卒園される子供さんと、1人は岸和田市のほうの幼稚園か保育所に変えられるということで、実績としてはゼロになるんですけども、枠取りの予算計上でございます。

それと、年少扶養控除廃止に伴う保育料の影響ということでございますが、忠岡町は大坂府下で池田市と忠岡町だけこの保育料の経過措置、年少扶養の経過措置を適用させていただいております。現在、27年の4月につきましては17世帯で25人、月額にしましたら保育料が13万5,400円、この影響額が出ております。新制度になりまして、27年の9月に再度町民税で保育料を算定しておりますので、その辺の年度更新を行いました結果、経過措置を持っておられる方が年少扶養で影響がある方が13世帯で16人に減っております。月額が9万3,900円。この金額につきましては、28年の3月まで7カ月分の予算が減額されているということで、年間、27年度通して延べで毎月の世帯件数をずっと上げていきますので、延べで161世帯、子供さんの延べ人数で237人、年額の影響額が133万4,300円出ております。これ、全体のほうに経過措置を使わな

くて、全児童を対象にしましたら、ちょっと手作業ですので、4月当初の分はできなかったんですが、27年の9月、新町民税で算定した分の保育料で見ましたら、一応117人、月額ですが72万9,000円という金額が出ております。

申しわけないです。これは手作業ですので、名寄せができないということで、世帯数はちょっと不明なんですけど、影響の出る子供の数は117人で、保育料の変わる分だけです。保育料の変わらない子供さんだけを見ましたら146人おられます。月額72万9,000円。これは9月から今年の3月までの7カ月で計算しましたら、510万3,000円、その影響額があります。経過措置の7カ月分だけと比較いたしましたら、9月以降の分だけで比較しましたら、65万7,300円と、それだけの開きがございます。

すみません、他に質問は何でしたでしょうか。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

どうぞ。是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

民間と忠岡の保育所、合わせての数字ですね。これは忠岡の保育所に入所されている方の数字ということで。

子育て支援課（武田順子課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

武田課長。

子育て支援課（武田順子課長）

はい、3園合計です。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

忠岡町は、年少扶養控除廃止に伴う保育料の影響が出ないようにということで、経過措置をとっていただいているということで、影響がないようにはしていただいていたけれども、これは27年度に新規に入った方については適用外になっているんですね。

子育て支援課（武田順子課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

武田課長。

子育て支援課（武田順子課長）

経過措置ということですので、26年度の3月末日に在籍する子供さんのご家庭の兄弟関係で見させていただいております。ですから、9月の分にも、これは市民税の更新による減ですが、28年の4月当初になりましたら、卒園された方とかいらっしゃるんで、徐々に減ってくるという形になります。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

基本的には27年の3月までに在園していた子供は、卒園するまでの間は経過措置をとってもらえるから影響は出ないという、その世帯については、ということでちょっと確認なんですけど。

子育て支援課（武田順子課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

武田課長。

子育て支援課（武田順子課長）

26年度末にいらっしゃったご家庭はずっと見ていきますので、大きな変更というんですか、増額されるような保育料に変わるということはありません。

それと、もともと保育料、8階層あった分で、4階層以降、所得税で見ておりました。これが前年度の市民税という形になりまして、9月に当該年度の市民税ということになって、階層の区分が若干変わっております。国のほうは、その区分の変更をするときに、年少扶養の税控除がなくなったことも一定配慮されているという回答をいただいておりますので、その配慮があるということで近隣の市町村も経過措置を適用しなかったということで聞いております。

委員（是枝綾子委員）

はい。委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

今まで月117人とかいう、それは適用されている児童の人数であって、適用されてなくて影響をもろ受けているという、そういう人数ではないわけですよ。私、ちょっとお聞きしたいのは、そういう影響が出ているという世帯や児童数がどのぐらいあるのかなということが知りたかったんですけど、それはちょっと手計算なんでね、忠岡の場合ね。ち

よっと大変やと思いますんで、新規についてもやっぱり経過の措置を適用していただきたいということと、あとそれについてはやっぱり先ほどね、子供を人口減少対策という、そういう事業費で需要額もたくさん、1億800万円来ているということで、元気創造のそれは7,400万円ということなので、やはりそれは子ども・子育て、そういったところにぜひ使っていただきたいし、先ほど地方消費税も0.7%を拡充のためにやっぱり使っていくべきだなというふうに思いますので、それは何年度に入ろうか、その年度までに入っていない子供であろうと、やはり子供は一緒なので、ぜひ適用していただきたいというふうに思います。

私はこれ以上ちょっとようわからんので。答弁だけいただいて。

子育て支援課（武田順子課長）

財政健全化している中でありますので、徴収する分はできるだけ、応能負担ということになっている保育料ということでもありますので、その辺、悪い中でも一定努力させていただいておりますので。全体を見た場合と、この今回の経過措置を使った場合の単純に人数的な違いといたしましたら、ざっと100人近い方が出てこられるということなんですけども、今後、次の年度でまた検討はしていただけるかなと思っております。

委員長（杉原健士委員長）

次に。

委員（高迫千代司委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

高迫委員。

委員（高迫千代司委員）

今のことでね、別に武田さんとお話をするというんではないんですけどね。本来この年少扶養控除というのは、子育て支援のために設けられた税の控除制度やったんですね。ところが、民主党政権になって子ども手当が出てきたんでね、そんなにいろいろ出てきたんやったら、これを外してもかめへんやろうという話になって外されてきた部分ですね。外されてきたところで、そうした問題が起こってきた。起こってきたからどうしようかということで、国は子育て支援をちゃんとやっていきましょうという、少なくとも建前を言っておりますから、何とかせないかんということでね、経過措置をとってくださいよというふうになってきたんですね。

財源についても、最初の年はちょっと見ましようかというような話がありましたね。この後についても、本当は財源、出ているはずなんです。出ているはずなんですけど、それはすりかえの財源やから、一番最初に是枝委員が申し上げたとおりで、使いたくとも使えない、そういうふうな財源になってしまっているんで、できないんだということになっているということは私らも承知してます。だから、武田さんが仕事を手抜きしてるなんて思っ

てないですよ。よくやっていただいていると思っています。

ただ、本来そうしたことで使っていかなあかんという制度で、しかも費用も出ているという建前になっているんですから、ちゃんとその建前が実施できるようにしていただかなあかんと思ってるんです。ですから、それがやられないような状況であれば、やれるように、先ほど公室長さんが町村会で申し上げていくということやったんですが、町村会どころやなしに全地方自治体で力を合わせてやっていただくような性質のものだというふうに思っているんです。

でないと、どんどんいろんな分野でこんな問題が出てきますから、本来は地方交付税というのは日本全国どこにおいても同じサービスが受けられるナショナルミニマムというのが大前提やったんですね。ところが、今のやり方を見てますと、全国どこにおいても受けられるはずのサービスが受けられないような制度に変えられてこようとしています。その名前の一番大きなのはトップランナー方式とあって、今説明があったとおりです。これは地方をちゃんとしっかりと成り立たせていくという地方交付税法そのものの完全な違反ですよ。

だから、今の安倍政権というのはね、憲法があろうが法律があろうが、何でも自分勝手にねじ曲げていくという典型的なやり方です。忠岡町だって、その被害を現実を受けてるんやからね。こんなひどいやり方は正していただくという、しっかりと声も上げていただきたいと思うんです。私らは、その声を上げると同時に、こんなひどい政権そのものはなくしていかなあかんと思ってますから、そのためにも頑張っていきたいと思ってます。その点ではご一緒に力を合わせて、やっぱり地方自治を守る、そういうふうな立場でしっかりと取り組んでいただきたいと思うんですよ。

よく、今までの予算や決算の中でもね、地方交付税というのは国から面倒を見てもらうというふうにおっしゃる方もおるんですが、これは間違いでしょう。地方交付税というのは、地方独自の財源です。国が便宜上集めている税金の中から地方の分をちゃんとお返ししましょうという制度が地方交付税法のはずなんです。だから、面倒見てもらってるのではなしに、堂々と請求してちゃんと出してもらうべきお金、これが地方交付税ですね。

ところが、その地方交付税の財源が足りなくなってきた。これは国のほうの金が余計なところに使われるからですね。足りなくなってきたということで、一時そのお金を立てかえといてくれへんかということで、借金をしている。これがこの後にも出てきますが、臨時財政対策債ですね。これは国ができないから地方にお願いしますと言うてやっている分で、本来はこれはちゃんと返してもらわなあかんお金です。ちゃんと返ってきてるのかというたら、いつも公室長さんがお話しいただいているように、交付税算入されてますと言うんですが、交付税そのもののパイがどんどん下げられるというふうな状況のもとで、本当に入ってるんかというたら、ほんまに心もとないところがあります。それでご苦労され

ているというのは、私らもよう聞かしてもろうてます。だから、そういうふうな地方自治体がなかなか立ち行かんようなことをされているというのが、その国の政治の一番の大もとが悪いというところがはっきりしてきてるんですね。

だから、私らはこの問題では、忠岡町が悪いなんて一言も思っていないですよ。そういう仕組みをつくられた上で、苦勞して運営してはると思ってるんです。だから、本当はこの先ほど資料をいただいた1億800万ですかね、これは全部社会保障の充実に充ててもらおうというのが当たり前なんですけどね、それができないような仕組みがつけられているということもお聞きしてますし、理解できてます。だから、そういうふうな一番の大もとにあるのがその悪政ですから、ここをやっぱり正してもらおう。それなくしては、やっぱり地方自治体というのはどんどん、じり貧に追いやられて、やれどもやれどもやっていけない。

忠岡町も給食の民営化から、ずっといろんな民営化を始めまして、保育所も半分ぐらい非正規の職員さんですよ。そうして頑張っておっても、なおかつ、もっとやれというわけですね。いろんなところが民営化されたら、結局5階だけが町役場の職員さんで、あと気がついたら、周りは全部非正規か民営化になってしまうというような、とんでもないことに黙っておいたらやられると思ってるんです。だから、黙っていないで、やっぱり地方の声もしっかり上げていただきたい。これは交付税の問題だけやなしに、そうした地方自治を守るという点で声を上げていただきたいというふうに思ってるんです。

これはぜひ町長さんにはお願いしたいというふうに思ってますが、いかがでございましょうか。

町長（和田吉衛町長）

解説ありがとうございます。もう、それで苦勞しているのが町長ですね。頑張っていないかんと。本町の所得の低い保護者、これも守りながら、できるだけ子供たちを待機児童なしに頑張っている姿を見ていただきたいと思います。今、都市間競争の中で非常に脆弱な本町なんかは、先ほどからご指摘いただいているように、非常にしんどいところです。これからはしっかりと政府に言うていくというより盾突いていかないけませんね。意識は同じだと思ってます。

頑張るといふんか、やっとな安倍首相は庶民の生活もわかったみたいやね、ここへ来てね。だから、物言うたらいけるんかなと、こういうふうに思ってます。よろしくお願ひしときます。

委員（高迫千代司委員）

委員長。まあ、女性がパートで働いたら25万儲かると思ってる首相ですからね。町長さんがおっしゃってる庶民の感覚がほんまにどこまでわかってるんかいなというふうなところがあります。仮にわかったとしても、わかったとしても、そんなひどいことを押しつけているのが安倍首相ですのでね、ぜひこうした地方の自治体にとっても住民にとっても

悪い政治はなくしていくという立場で、しっかりお取り組みいただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

委員長（杉原健士委員長）

お昼ですので、ここで暫時休憩いたします。午後1時から再開したいと思います。

（「午後0時00分」休憩）

委員長（杉原健士委員長）

休憩前に引き続き、審議を再開いたします。

（「午後1時00分」再開）

委員長（杉原健士委員長）

歳入の残りの部分に入ります。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

23ページの衛生使用料のところの棺箱代、葬儀使用料、斎場使用料、火葬料、ちょっとまとめてお聞きをいたします。

これも議会の一般質問で河野隆子議員が質問を以前しましたけれども、忠岡町の町営葬儀、斎場を使用する分については他市に比べて高いのではないかということで、最近家族葬というんでしょうか、費用の点もものすごく、ちょっと出しにくい、経済的に大変だという方が多いので、安く引き下げられないかということについてなんですけれども、忠岡町の減免要綱がございますので、それに基づいて減免を、申請が上がった際はぜひ受け付けて適用していただきたいという点について、それと町が、祭壇使用料が一番高いんですね。その使用料の引き下げについてお聞きをいたします。

住民課（吉田裕之課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

吉田課長。

住民課（吉田裕之課長）

減免要綱に基づく減免実施につきましては、条例の中の使用料の減免の中で、納付困難な者に対してと書いてあります。使用料の減免の申請につきましては、災害による罹災者を対象とするほか、特に使用料の納付が困難な方に対して、地区民生委員さんの証明書を添えて町長に申請をすることとなっております。実際に納付困難な方であれば申請をしていた



だいたらと思っております。私が住民課長をさせていただく今までの方の中では、申請を希望する方はおられなかったように記憶をしておりますが、今後必要な方がおれば十分お話を聞かせていただきたいと思いますと思っております。

以上でございます。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

納付困難な方というところで、それはどこがどう判断をされるのかと。基準があるのかとか、所得とか、その点についてはどうなっているのでしょうか。

住民課（吉田裕之課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

吉田課長。

住民課（吉田裕之課長）

納付困難な方につきましては、先ほどもお話しさせていただきました、まずは災害による罹災者の方を対象にするというところでございます。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

要綱を見ますと、その方、災害罹災者に限定はされていなかったはずであると思えますけれども、経済的に困難な者というところとか、所得が少ないというふうな意味合いのね。そういったところのものについてはどういう基準で減免されるのかということ。

住民課（吉田裕之課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

吉田課長。

住民課（吉田裕之課長）

まずそういう方がおりましたら、十分お調べもさせていただく中で、町長の判断のもとで行ってきたいというように考えております。

委員（是枝綾子委員）

はい。委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

普通はそれでよしということになるかもしれないんですけども、判断基準ですね。町長が認めるものということだけど、町長はどういった方を認めるのかといったところが問題になるかと思います。非課税の方であるとか生活保護基準ぐらいの方とか、預貯金がないとか前年度の所得とか、いろいろそういった基準もなくて、ただ認めるということであればなかなか適用されないケースが多いと思いますが、今想定されている納付困難な者が相談に来た際に、どういった方に対して、罹災以外ですね、経済的に困難な方については減免適用していただけるのでしょうか。

住民課（吉田裕之課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

吉田課長。

住民課（吉田裕之課長）

地区のまずは民生委員さんにご相談をしていただく中で、証明を提出をしていただくところから、まずそのあたりから十分入っていただきまして、その中において昨年度、先ほど議員さんおっしゃいますように、昨年度の税の非課税であるとかいうようなところを調べさせていただくというような状況になろうかと思っております。

以上です。

委員（是枝綾子委員）

はい。委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

民生委員が証明、この人は減免してあげてくださいという、何かそういう証明があれば忠岡町は減免するということなんでしょうか。民生委員さんの基準に任されるのかということですね。今の答弁を聞きますとね。どうなんでしょう。

住民課（吉田裕之課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

吉田課長。

住民課（吉田裕之課長）

まずは、民生委員さんの証明をいただいた後に、再度その方の所得を調べさせていただくとかいうような形で、いろいろとそのあたりで十分お話を聞かせていただいた上で判断

をしてまいりたいというように考えております。

委員（是枝綾子委員）

はい。委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

基準がなかなかはっきりとしないので、例えば生活保護基準以下で生活されて、ワーキングプアの方ですとかね、もちろん非課税である、そういった方々が申請されたら、受け付けて減免を認めていただけるということになりますでしょうか。

住民課（吉田裕之課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

吉田課長。

住民課（吉田裕之課長）

今のご質問の中ではなかなか認めづらいというところはあると思いますけども、先ほど私のほうからもお伝えさせていただいたように、私自身も住民課課長になってからですね、そのようなこともなかったものですから、これにつきましては当然以前のことを調べさせていただく中で対応をしてまいりたいというようにも考えております。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

全然、ちょっと平行線であるということなんですが、今まで基準がはっきりとしていなかったのと、そういう罹災者以外にはしないということであったから受け付けもしないし、相談があったかもしれないけれども、該当しなかったということで、されてこなかったんではないですか。

住民課（吉田裕之課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

吉田課長。

住民課（吉田裕之課長）

その辺のあたりを、必要に応じて十分お話を聞かせていただいた上で、今後判断してまいりたいというように考えております。

委員（是枝綾子委員）

はい。委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

減免とかいうのは、どういった方を対象にするって明確にしないと、行政のさじ加減一つとか、この人はええからやってあげよう、この人は嫌やからせんとかうという、そういうものじゃないと思うんです。きちっと対象者を明確にするといったことで、それで実施をするということが行政の原則ではないかと思imasるので、減免の対象者の所得とか収入要件とかが全く明らかでなくて、状況に応じて対応するというのであれば、そういう基準をつくっていないので、できませんというのが普通でしょうね。だからきちっとやっぱり基準、そういう方も対象であるという要綱になっていますのでね、要綱は。罹災された方だけではないので、そういった所得なり課税状況とか、そういったこともきちんと明記して実施をしないと、やっていることにならない、できないと思うんです、実施が。でするので、そこははっきりとしていただきたいと思いますが、その経済的な部分というんですか、所得的とか、そういった部分についてはきちんと明確にされるということ、そういうお考えはないでしょうか。

住民課（吉田裕之課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。吉田課長。

住民課（吉田裕之課長）

今ですね、先ほどから同じような形でお答えさせていただきかわかりませんが、そのあたりも十分検討させていただき中で、今後考えてまいりたいというように思っております。

委員（是枝綾子委員）

はい。委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

明確にしないと監査通りません。そうでしょう。何でこの人にそんな、通らなかったのかと説明がつかないので、きちんとやっぱりそれは内部で持つておかないと、相談に応じて対応させていただくということではだめだと思うんですよね。減免制度ありますということで要綱もあって、その要綱が不十分であれば、それをきちんとまた裏づける内部の規定なりいろいろそういう基準をきちんと持つておくということが行政のあり方ではないかと思imasるので、減免要綱にそういう経済的な困窮という部分をうたっているのであれ

ば、対象者の基準を明確にさせていただきたいと思いますので、その点きちっとしていただけますか。

住民課（吉田裕之課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

吉田課長。

住民課（吉田裕之課長）

今後、検討してまいりたいと考えております。

委員（是枝綾子委員）

よろしくをお願いします。

委員長、次、いいですか。

委員長（杉原健士委員長）

続いて、どうぞ。

委員（是枝綾子委員）

24ページの教育使用料についてですけれども、町立幼稚園の保育料が28年4月から3,000円値上げをされるということですが、その影響額についてと、あと広域で幼稚園に行かれている人数ですね。先ほど5人分と聞きましたけれども、5人分よろしいですかね。ということですが。

子育て支援課（武田順子課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

武田課長。

子育て支援課（武田順子課長）

9,000円から1万2,000円に幼稚園の保育料になったときの影響額といいますと、単純に4歳児、5歳児の在籍する人数から見ましたら、12カ月で446万4,000円になります。

それと、幼稚園の広域の入所についてなんですけど、一応、他市の幼稚園の保育料不明のため、本町の保育料1万2,000円を基本にしまして、5人分、12カ月で72万円の予算を計上しております。これについてはどこの幼稚園、どこの市の幼稚園に通われるかということがちょっと不明なので、そのまま1万2,000円の5人分、年間72万円で計上しております。

委員（是枝綾子委員）

はい。委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

保育料が9,000円から1万2,000円に、3,000円1カ月上がるという影響額は年間で446万4,000円というのはかなり大きいと思います。この子育て新制度というのができてから、それに合わせて値上げをしていくと、説明では最高2万4,000円かそのぐらいの、国が示している幼稚園の保育料、そこまで引き上げていく方向だということもちょっと聞いていますので、これは私立と町立とではやはり役割が違うと思いますので、同じ保育料ということを目指していくというのは違うのではないかとということで、これはやはり保育料、上がっていくと、それやったら私立の他市のところに行って、同じ保育料やったらそっちのほうがいいというふうになっていたり、保育所のほうに預けようということになるかもしれないしで、幼稚園自身の役割というものがわからなくなっていくということで、それで入園希望者もかなり減ってきているということですので、やはりこれは値上げということはずらずに、子育て支援ということであれば引き下げていくと、もとに戻すということが必要であるかと思います。保育料を引き上げられても、それに対しての減免であるとか就園奨励とか、何かそういったものがあればいいですけど、そういったものはございますでしょうか。

それと、あと広域の保育料の分については、他市というのは私立の幼稚園のことでありましたね。

子育て支援課（武田順子課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

武田課長。

子育て支援課（武田順子課長）

保育料、確かに3,000円値上がりしたことによって人数、4・5歳の人数を掛けましたので440万余りの差額が出ておりますが、28年度から子どもの兄弟関係を見ます多子軽減というのが、現行の国と同じのところまで改正されました。ですから、幼稚園の就学前までの子どもの間で見えておりました1子目が全額、2子目が4分の3という制度で、3子目についても4分の3という制度が、28年度からは1子目が全額、2子目が2分の1、半額になります。それで、3子目がゼロということになっております。しかも、今の就学前の枠の中で見る分が、小学校3学年まで在籍している子どもさんのところまで見るように改正する予定です。まだ確定はしてないんですけども、さらにそこから多子軽減の国の制度が改正を計画されていますので、かなり減免ということについては所得の低い階層の、低くなっている子どもさんについては対象になって考慮されるようになっております。

委員（是枝綾子委員）

委員長

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

多子軽減については先ほど最後のほうにおっしゃっておられたけど、所得の低い方とおっしゃっておられたように、収入が360万円以下の世帯でないと多子軽減は適用されないという問題がありますので、収入360万円というと本当に大変少ない低所得の方です。一般的な平均的なサラリーマンの収入からしたら、360万では家族を持ってない、子育てできないような状況になってくるので、やはり全部の世帯に多子軽減が適用されるのであれば、それはそれで値上がりした分がカバーされるんですけれども、やっぱり360万を超える方については多子軽減は関係ないので、やはり値上げは値上げだと思います。やっぱり幼稚園については就学前の幼児教育ということで、幼稚園を選ばれる方にとって経済的負担のないように、やっぱり影響がないように引き下げについて、また軽減策についてもぜひ検討していただきたいと思います。

あと、もう一つ、広域の保育料の分で民間の幼稚園も、子育ての新制度の施設型給付を選ばれるところに行っている子どもの保育料という、これはそういう意味でしょうか。すみません、この広域保育料の意味が。

子育て支援課（武田順子課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

武田課長。

子育て支援課（武田順子課長）

ここに挙がっております広域の保育料につきましては、今現在、27年度は貝塚市に転居された子どもさんが、引き続き忠岡町の幼稚園のほうに在籍されているという実績に基づいて予算計上しております。これも一応1万2,000円の5人を見込んでおりますが、27年度中につきましては5歳児2名ということで、2名とも兄弟関係で、双子さんで卒園されますので、28年度のほうは全然見込みがないんですけれども、一応予算計上という形で。大体想定しているのが、年度途中の転居に伴う、そのまま引き続き在籍されるということで考えております。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

2点目の分はわかりました。年度途中の転出された方が、そのまま引き続き本町の幼稚園に通う分ということですね。わかりました。

委員長、次、よろしいですか。

委員長（杉原健士委員長）

どうぞ。是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

24ページの教育使用料のプール等使用料についてですけれども、夏場の子どものプールの使用料を、100円なんですけれどもね、引き下げてほしいということと、あと以前、温水プールができる前、屋外の町民プールがあったときに、無料の定期券とかをくれていたんです。幼稚園、保育所、小学校へ通っているお子さんについては。そこまで定期券はないので、何枚かでも補助券が欲しいなという、そういうご父兄からのお声がありましたので、それについてはどうお考えでしょうか。

生涯教育課（立花武彦課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

立花課長。

生涯教育課（立花武彦課長）

以前に屋外プールのほう、そういう形をとっておりましたけれども、屋内プールになりまして、光熱水費等、実質要っておりますので、今後も従来どおり応分の負担という形で続けてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

委員（是枝綾子委員）

はい。委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

プールの使用料の引き下げはできないまでも、補助券についてもちょっと検討されただけだとは思って両方書いたんですけれども、忠岡町の温水プールね、沸かさないということでもあります、学校のプールがあるのでね。夏休みに閉めるわけにもいかないので、開けていらっしゃるということですので、当然経費がかかっているということになりますが、やはり無料にしてほしいとかいうことではないので、せめて何枚かでも補助券をいただいたら、ちょっとでも子どもがプールで水泳できるようにということで、これも子育て支援という意味合いもありますので、ぜひ検討していただきたいと思いますが、どうでしょうか。

生涯教育課（立花武彦課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

立花課長。



生涯教育課（立花武彦課長）

そういう子育て支援の一環としまして、できるかどうかわかりませんが、今後検討課題として考えていきたいと思います。

以上でございます。

委員（是枝綾子委員）

よろしくお願ひします。続けていいですか。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員、どうぞ。

委員（是枝綾子委員）

25ページの総務手数料のところですが、個人番号カード等再交付手数料、通知カード分のところについてですが、昨年12月に本町の住民の世帯のところ、全世帯に通知カードが配布をされておりましたが、不在また取りに来ないという方の分がどれほど残っていらっしゃるのかということで。通知カードの配布状況というのは、届けなければいけない世帯数が何世帯で、届いている世帯が何世帯で、届いてない世帯が何世帯ということで、そういう数字を教えてくださいんですけども。

住民課（吉田裕之課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

吉田課長。

住民課（吉田裕之課長）

通知カードのほうでございますけども、昨年11月の段階でお配りをさせていただいた段階のときには、7,605世帯に配布を行わせていただいております。また、その後、12月の10日付で住民課のほうに返ってきた分が630世帯ほどありました。これにつきましても、12月10日段階で再度お知らせの案内をもとに配布をさせていただいております。また、3月の7日時点で、その630世帯のうち、まだ268世帯の方に再度通知カードの配布の案内をさせていただいたところでありまして。

以上でございます。

委員（是枝綾子委員）

はい。委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

そしたら268世帯にはまだ届いていないということになるということですね。これですね、郵便局に保管しているのが1週間、そして返ってきて、忠岡町の住民課で保管する期間が3カ月というふうに聞いております。もう3カ月来るんですけども、3カ月たっ

でも取りに来ない方についての受け渡し状況というのか、受け渡しについてはどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

住民課（吉田裕之課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

吉田課長。

住民課（吉田裕之課長）

3カ月と申しますのは、ことしの3月いっぱいをもって一応3カ月ということで、国の指導におきましてはおおむね3カ月間を保管するという形になっておりますけれども、忠岡町の場合は一応6カ月間、半年間保管をする予定で行ってまいりたいというように考えております。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

忠岡町は6カ月を置いてくれるということで、これは3カ月で保管が切れてしまったら、廃棄されて、その後に取りに来たら再発行手数料を取ることになるわけなんですよね。だから、そのこともあるから6カ月に延長して、住民の方にできるだけ負担のないようにということで、6カ月にされたのでしょうか。

住民課（吉田裕之課長）

はい、そのとおりでございます。

委員（是枝綾子委員）

わかりました。ちょっと個人番号のことについてはいろいろとありますが、歳出のところでまた言っていきたいと思います。委員長、それで、よろしいでしょうか。

委員長（杉原健士委員長）

どうぞ。

委員（是枝綾子委員）

25ページの衛生手数料の、一般家庭ごみ処理手数料及び塵芥焼却手数料のところなんですけど、事業系ごみの持ち込みのチェックのあり方、ずっと以前から申し上げているんですけども、それについてはどう改善されたのでしょうか。

生活環境課（軒野成司課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

軒野課長。

生活環境課（軒野成司課長）

事業系のごみの持ち込みのチェックのあり方については、2年ほど前から一応、防犯カメラを設置する等の予算を計上させていただいておりましたが、クリーンセンターのほうでの緊急的な部分にその部分を使わせていただきましたので、いまだにそのカメラの設置はできてございません。

また、事業系の持ち込みのチェックにつきましては、申し込み時に会社の住所、電話番号を聞き、町内業者であれば受け入れをさせていただいております。その持ち込みされた時点で車のナンバーなども控えさせていただいて、2回目以降についてはそのナンバーも確認させていただくというような形をとらせていただいております。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

防犯カメラをなぜつけないといけないのかという話になれば、チェックをする管理棟がごみをほかしに行くところの奥にあるので、その手前で勝手に曲がられて勝手にほかされていったらわからないという問題があるから、防犯カメラでちゃんと、どのナンバーのものが来て、ちゃんとお金払っていったかどうか、チェックが必要やということで防犯カメラということになったんですが、それがついてなかったら、管理棟とかわざわざ言いに来た分については、それはチェックできるんですけども、管理棟に言わずにこっそりと、時間外とか、またそういういろんな場面でそれをすり抜けて、勝手にほかす可能性があるということで、手数料は取れない上にごみの量がふえるということで、これは大変な忠岡町にとって損失だと思いますので、それでチェックを、熊取町のようにきちんと、防犯カメラとかカード化してとかというふうなことを申し上げたんです。

その防犯カメラの予算は、またどんなふうにちょっと今回出ているのかなというふうなのは、後で歳出のところで見ますけれども、チェックのあり方については不十分なまま残って、この年度もそのようにされるのかしらというところなんですけど、どうでしょうか。

生活環境課（軒野成司課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

軒野課長。

生活環境課（軒野成司課長）

まことに申しわけないんですが、カメラの件については先ほど申し上げたとおり、予算をつけたにもかかわらず執行できなかった事情がございました。今の時点では、要は今破碎機の工事もしております。また裏での作業もございまして、共同企業体のほうの職員さ

んが常に裏の作業スペースにおられますので、そういう形で誰かが不正にそういうふうな形で入ってくるということは、今の時点では考えられないところではありますが、先生方が言われるように、カメラでのチェック、また安全確認ですね。これは裏で作業しながら、そこへ住民さんから持ち込まれてくる場合がありますので、その辺も勘案いたしまして、防犯カメラにつきましては今後とも予算をつけていくような形で上げていきたいと考えてございますので、ひとつよろしく願いいたします。

委員（是枝綾子委員）

はい。委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

住民の持ち込みのためにチェックと言っていない、防犯カメラと言っていないんです。事業系ごみのということなんです。なので、住民を取り締められと言っているんでなくて、事業系ごみ、他市の、それも他市のを運んでいるのと違うとかいうふうな、そういった話を聞くので、じゃあ、ちゃんと管理をしているのかと言えば、管理できない状態なので。

その管理棟の裏のごみ置き場のところ、24時間ずっとね、誰かいてるんかといったらいてないわけですので、それもチェックをするためにおるわけじゃないと思います。だから、チェックをするのはチェックをする人がきちんとチェックをするということで、それをきちんとやった上で、そこから漏れた分は、それは裏で作業をしている人がチェックをすればいいわけで、裏にいる人にチェックをさせるということ自体はやっぱりおかしなことだと思います。

きちっと忠岡町、管理してますということで言うのであれば、防犯カメラを設置して、きちんと漏れなく料金を取っていただきたいと思います。その点についてもう一度、カメラの設置予算を組んだにもかかわらず、もうつけないということに変わったんだったら、変わった理由をちょっと言っていたいただきたいと思いますが。

生活環境課（軒野成司課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

軒野課長。

生活環境課（軒野成司課長）

申しわけないです。先ほど申し上げた住民さんに対しては、安全確認も合わせてできるのではないかなという意味合いで申し上げましたので、カメラというような形で確認できればなお一層いいかなと考えてございます。

これはまた支出のほうでもご質問いただけるとと思いますが、生活環境課といたしまして

はつける方向で考えさせていただいて、予算を計上させていただきました。ただ、そういうふうな事情がありまして、優先順位というか、急にそういうふうな形の部分で持っていかせたというようなことでございますので、今後ともカメラ設置に向けて予算計上をしていくということをご理解いただきたいと思います。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

わかりました。カメラを設置されるということですので。

あと粗大ごみの改修というか、新設の工事は3月末日ですので、この4月からの28年度予算に関係はないと思いますので、そのことだけは申し上げて、ぜひカメラ設置、早くお願いいたします。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

続いて、どうぞ。

委員（是枝綾子委員）

そしたらすみません、26ページの民生費国庫負担金のところですが、これは低所得者の保険料軽減負担金ということで、これは何の分の低所得者軽減負担金の国庫負担金なのかという点を教えていただきたいと思います。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

泉元課長。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

この低所得者保険料軽減負担金は、介護保険料の第1段階の保険料軽減の負担金でございます。第1段階は標準というんですか、料率が0.50であったものを0.45にして、第1段階の保険料を軽減しているところでございます。

委員（是枝綾子委員）

わかりました。続いて委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

次ですが、31ページの府の補助金の児童福祉費補助金、新子育て支援交付金の内容に

ついてちょっと教えていただきたいんですが、対象事業のメニューが、こういうものがあるって、忠岡町としてはこういったことに使っていくというふうなことをちょっと教えていただきたいんですが。それと、交付金額の算定についてはどのようになっているんでしょうか。

子育て支援課（武田順子課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

武田課長。

子育て支援課（武田順子課長）

新子育て支援交付金につきましては、優先配分枠のモデルメニューというのがありまして、障害のある子供への支援、児童虐待防止・DV対策の取り組み、子供の貧困に対する取り組み、ひとり親家庭等への支援の充実、子育て支援の充実というような、大きな項目が5つありまして、30余りのメニューがあります。忠岡町のこの配分のモデルメニューを採用しておりますのが、児童虐待防止のところで、DVコーディネーターの配置事業ということで、27年の4月から職員、嘱託でございますが、1名の配置をしております。

それと、発達障害児が通所する施設で、貝塚市にございますウェーブ、これは三ヶ山学園のウェーブというところで、そちらのほうにお支払いしています委託料というんですか補助的なもので、1人単価14万円の2名分で28万円計上しております。

それと、臨床心理士の巡回相談ということで、保健センターのほうの事業で臨床心理士が保育所、幼稚園、就学前の子供について、児童心理の判定、相談のことをするために、133回ほど予算を計上、年間通じてしております。

それと、子供の医療費の充当というのが、成果配分枠のほうでできますので、本町のほうは1,000万ほど計上させていただいております。それで合計が1,419万2,000円という金額になります。

DVのコーディネーターさんの配置事業、申し遅れたんですけれども、258万2,000円、これは月額給料の12カ月分を見込んでおります。

それと、27年度につきましては一応、1,100万ほどの決定の内示をいただいております。これは医療費1,000万円を見込んでいたところに全て充当されるということでございます。

以上です。

委員（是枝綾子委員）

はい。委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

メニューの内容についてと、忠岡町がどのように予定しているのかというのがわかりました。交付金額の算定について、ちょっと成果配分とかいうふうなことがあって、なかなかややこしそうですありますが、これについて、忠岡町の人口やら子供の数とか、何かそういったことで交付金額が算定されるのか、どういったことで、こういう事業をしたら出してもらえるものなのか。

子育て支援課（武田順子課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。武田課長。

子育て支援課（武田順子課長）

成果配分につきましては、町の人口割、均等割という形で配分されておりました。当初、27年度につきましては1,096万5,000円という配分内示いただいております。それ以上の医療費の支払いがあったため、再度分配されて1,110万ほどいただけるという形になっております。これは成果配分です。この事業、優先配分のほうにつきましては、各市町村、人口規模も何も関係なく、1市町村、1事業500万円までの事業を2つということ配分がありました。

しかし、年度が入っております、中から1事業500万円の事業というのはどこの市町村もしにくいということがございまして、忠岡町のほうはDVコーディネーターとウェブの通所の補助の分と、臨床心理士の巡回相談と、生涯学習課で行っております放課後児童のほうの講師の謝礼金ですか、それを上げております。それが事業が小さいということで、配分も少ないということになるんですけれども、その分、成果配分のほうの医療のほうにちょっと回していただいたという形です。優先配分につきましては一応事業の実績、申請した分については100%いただけるということで聞いております。

以上です。

委員（是枝綾子委員）

はい。委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

わかりました。優先配分の分についてはいろいろ、障害児、DV・児童虐待、子供の貧困、ひとり親世帯とか子育て支援、こういった5項目30メニューについて、その5項目のうちの2つということまでということですか。

子育て支援課（武田順子課長）

上限が2事業で500万円が2つで、1,000万までということなので、忠岡町は全てそれを上限まで満たなかったもので、一応3事業、生涯学習を入れましたら4つになり

ますね。

委員（是枝綾子委員）

わかりました。委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

いろいろとこの子育て支援交付金、3年間ですか。いつもこういったものって、3年とかいうふうにはちょっと期限があるんですけども、どのようになっていますでしょうか。

子育て支援課（武田順子課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。武田課長。

子育て支援課（武田順子課長）

この制度自体については、一応3年間という、成果配分については聞いております。というのはこれが26年度の年度途中で、10月からでしたか、子供の医療費の年齢拡大、1年生から3年生までしておる分の評価をいただいておりますので、当初配分されていた1,096万5,000円ですか、その満額を超えるだけのものを評価していただいております。その評価につきましては、27、28、29の3年間というふうに一応今のところは聞いております。だからその後さらに年齢拡充するとか、そういうようなことがあったら評価していただけるのかなというふうにとっております。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

わかりました。子どもの医療費については歳出のところでもたお聞きしたいと思いますので、わかりました。ありがとうございます。

委員長、続けていいですかね。

委員長（杉原健士委員長）

どうぞ。

委員（是枝綾子委員）

33ページの財産運用収入についてであります。財産貸付収入、コベルコの土地の貸付収入だと思いますが、この契約金額の見直しをされましたが、その結果どのようになりましたでしょうか。ちょっと報告をお願いしたいと思います。

総務課（南 智樹課長）



委員長。

委員長（杉原健士委員長）

どうぞ。南課長。

総務課（南 智樹課長）

この契約の見直しにつきましては、議会の先生方にもご説明をさせていただき、また、先般の議会、全員協議会の場におきまして町長のほうからも一定の報告がなされたところでございます。

このコベルコとの契約金額等の見直しでございますが、これまでは数度の交渉の場を持たせていただきました。その協議の結果、現行の坪当たり500円で、年額1,200万円であったものを、坪当たり350円の値上げをいたしまして850円とし、年額2,040万円で新たに貸し付けをさせていただく予定でございます。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

そしたら、坪単価500円が坪単価850円ということで契約されるんですかね。されるんですね。これから。

総務課（南 智樹課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

南課長。

総務課（南 智樹課長）

契約につきましてはまだ先でございますので、その方向で進めさせていただくというところでございます。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

そしたらこの850円については、どのように決定されましたでしょうか。この評価とかですね。これについてはどうご説明いただけますでしょうか。

総務課（南 智樹課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

南課長。

総務課（南 智樹課長）

この見直し後の単価、350円を値上げしての850円というところですが、私ども正直申し上げまして、この850円でも低いかなという部分は正直ございました。ただ、その中で、先ほども言いましたように度重なる協議、交渉をさせていただく中で、この850円という金額の中におきまして、また今までのコベルコさんについては、町に対しての影響並びにその雇用の面でもまた引き続き柔軟な姿勢を示していただくという形の部分での調整もさせていただいたというところがございますので、そのあたりも含めましてこの金額で妥当というような形の部分を判断いたしまして、この方向で契約のほうを進めさせていただきたいというふうに考えております。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

850円という数字の根拠をちょっとお聞きしたんです、今、私。不動産鑑定士であるとか大阪府下のそういう土地の賃借料のことであるとか、あと、その土地の評価とかいろいろ、そういう総合的にこの金額になったという説明がいただけたらいいんですけども。

総務課（南 智樹課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

南課長。

総務課（南 智樹課長）

その850円の根拠というところですが、ご指摘の部分については専門の方々のご意見を取り入れて、判断したというものは正直なところございません。ただ、お隣のササイさんの単価とも比較いたしました上で、この分に上乘せというところがございますので、そういったまだまだ低いという認識は正直ございますが、そういった条件面においても評価をさせていただいたというところにおいて、850円で計上させていただくというところがございます。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

今回はちょっと私、手元に資料ないんですけれども、これは契約金額の見直しというのは、10年たつからということでの見直しであったのではなかったですか。

総務課（南 智樹課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

南課長。

総務課（南 智樹課長）

貸し付け期間につきましては10年というところでございまして、その10年が本年の5月末日をもって契約の期間が終了するということでございますので、今後、先ほど申し上げましたように、その後の契約についてはというようなところの部分で、議会の先生方にも説明させていただいたように、いろいろ精査、調査、研究等も行った結果、こういったコベルコさんとの新たな契約におきまして、また28年の6月1日以降においても10年間の契約ということでございます。

委員（是枝綾子委員）

はい。委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

そしたら5月末日やから、また6月から10年間ということではありますが、10年間またこの850円で行くわけですか。

総務課（南 智樹課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

南課長。

総務課（南 智樹課長）

また、そういったことを含めて、また途中の時価の状況等を踏まえて、また値上げいたすような状況になれば、再度また交渉をすべきというふうな規定も追加した形の契約という形の部分を考えていきたいというように考えております。

委員（是枝綾子委員）

はい。委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

本来、ここの土地の賃貸料は幾らが本来なんだろうかというのがわからないので、これが高いのか安いのか、私たちには判断ができないわけなんですけれども、隣に貸している

ササイさんが3年後れで契約したかと思います。それが850円以下でしたか。

総務課（南 智樹課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

南課長。

総務課（南 智樹課長）

現在、ササイの金額につきましては730円でございます。

委員（是枝綾子委員）

今、土地の価格というのは下がってきているという感じだけど、850円で低いと思ったけれどもというふうなことなんですけれども、やっぱり低いんですかね。専門家には聞いてないんですね、幾らが妥当かというのは。

総務課（南 智樹課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。南課長。

総務課（南 智樹課長）

その850円が妥当かどうかという、その価格の面については先ほども申しあげましたように、専門の方々からのご意見を頂戴したというところはございません。

委員（是枝綾子委員）

聞いてないと言われたら、いや、何で聞かなかったんですかということに、ちょっと聞かんとあかんことになるので。

委員長（杉原健士委員長）

原田公室長。

町長公室（原田 毅公室長）

これはなかなか難しいところがございまして、ホームページ等々でも探しているんですけども、なかなかこの2,000坪という面積で貸しているところというのは、なかなか見つからないんです。唯一、和泉中央駅から岸和田向けに、1キロから2キロぐらい行ったところに同じような条件のところがありました。こちらは条件なしに24時間営業できるような条件の土地でございまして、この土地はたしか坪1,000円だったと思います。本町の場合、日曜日とか祝日は営業できないとか、朝の9時から7時ごろでしたっけ、ちょっとはっきり覚えてないですけども、そういった状況の中でしか営業できないとか、車の行き来は海側へと、そういうふうないろんな条件がございまして、その辺を総合的に評価したらこのあたりの額が適正ではないのかなというふうなところで決定させていただいているというところでございます。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

どうぞ。是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

いろいろと調べたり努力していらっしゃると思うんですけども、専門家の判断を仰がなかったということは、その費用を削るということでそうされたんでしょうか。大体、不動産鑑定士とか、そういった専門の方に聞くべきではなかったんでしょうかね。

町長公室（原田 毅公室長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

公室長。

町長公室（原田 毅公室長）

当然、聞けばいいとは思いますが。その辺の費用等々もかかってくるということなんですけれども、そこまではちょっとしていないところがございます。ただ、実際のところかなり土地の価格も下がっておりまして、この後、そのあたりの評価してもいいのかなとは思いますが、今のところはちょっとこのまま行きたいなというところがございます。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

いずれこれ、見直しについては条項を入れているということなんですけど、これは専門家の判断を仰がなかったというのはちょっと問題かなと思います。その850円が、向こうが借りてくれる金額であるから、そこになったのか、その辺の交渉の中身はわかりませんが、これ、見直しをするということはどうなときにできるんでしょうか。

総務課（南 智樹課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

南課長。

総務課（南 智樹課長）

まだこれから契約のほうを巻いていくわけでありましてけれども、先ほど申しあげましたように、その価格の変動等があらわれた場合においては、現行850円よりもまた値上げのほうの交渉をできるという形の部分で、考えさせていただいてございますが、その地価の動向を逐次注視やりながら、適切な時期で判断いたしまして、それ相応の対応というこ

とでさせていただくというところでございます。

委員（是枝綾子委員）

はい。委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

地価が上がることはなく、今だんだん下がってきているので、東京のほうは上がっているかもしれないが、この大阪、関西、忠岡は下がっていると。午前中も固定資産税、土地が下がってきているということで、上がることはまずあまりないということで、下がったら下がったで向こうが言ってきた場合にどうするのかなということも、逆にね。忠岡町に有利なような、そういう中身ではなくて、やっぱりそういう項目を設ければ、向こうが下がったから交渉したいと言うてきたら応じないといけないということになるかもしれないですね。上がったからこっちから交渉できることは、下がったら向こうから交渉できる。そんなことにならないでしょうか。そういう心配があるので、最初のこの設定の金額から下げていく交渉なんかがされたら困るなということもあるので、その点がちょっと、850円スタートというところがどうなんだろうということなんです。その契約というのはどういうものなんですか。そういう引き下げの申し出が向こうからある場合もあるという。

総務課（南 智樹課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

南課長。

総務課（南 智樹課長）

その契約につきましては、また6月の1日まで、今しばらく期間があるというところでございますので、その契約の中身について精査した上で、お互いにまた双方の協議の場を持たせていただく中で、やはりその中において、今ご指摘ありましたように町が不利にならないような形の部分で作成していきたいなというふうに考えてございます。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝議員。

委員（是枝綾子委員）

そうですね。この10年間の教訓は、土地の値段が上がっても賃借料を引き上げてくれという交渉が一切できなかったということで、向こうが断ってきているわけですから、向こうが大分得をしたと。金利の分だけやったんでね。大分得をしたわけなんです。だから今度はその分ね、ヒフティーヒフティーで、そちらが得したんやから、こっちもその分と

いうふうにするのが本来でないかなというふうに思いますので、これはやっぱり850円についてはもう少し見直しをして引き上げていくということが、この10年間の分だけで見ても、その分取り返しせんといかんと違うかなと私は思いますので、低いと感じていらっしゃるんでしたら、やはりそれは妥当な金額にもう少し設定をして交渉していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

町長公室（原田 毅公室長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

公室長。

町長公室（原田 毅公室長）

ただいま、総務課長のほうが低いかなというふうな説明だったかと思いますがけれども、私、先ほど申し上げたとおり、なかなか比較するものがないので難しいというところがございまして、それと低いか高いかというのは、これはちょっとわからないんですけれども、決して低いというふうには考えておりません。

それで、先ほどちょっと、お話が変わりますけれども、今現在ササイさんにお貸ししている部分の契約につきましては、現行の契約の額から引き下げる部分というのはないような条項を盛り込んでおります。今度もできるだけその条項をコベルコさんのほうに伝えて盛り込みたいなというふうには今考えております。

それと、この売却の場合は固定資産の評価というのは割と簡単にはできるんですけれども、この賃貸についての料金の設定というんですかね、評価というのが、どのような形ですればいいのか、ちょっとわからないところがございまして、これはちょっとまた検討してみたいなとは思っています。よろしくお願ひします。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

わかりました。妥当な金額かがわからない中で議論してもあれなので、専門家の判断というのも仰ぎたいですが、大阪府の平均の賃貸、大阪府というんですか、よく参考に出されているその数字だけちょっと参考までに教えていただきたいんですが、坪当たり幾らというふうに。

町長公室（原田 毅公室長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

公室長。

町長公室（原田 毅公室長）

これも面積等々、場所によってばらばらでございまして、直近のものではないですけれども、大体300円から700円ぐらいの間というふうに覚えてますが。

委員（是枝綾子委員）

あまり参考にならない数字のようですので、よく専門家の判断を仰ぐということはちょっと求めておきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

もう1つ、続き行きますけれども。

委員長（杉原健士委員長）

どうぞ、是枝議員。

委員（是枝綾子委員）

34ページの寄附金についてなんですが、これは一般寄附金の、ふるさと忠岡応援寄附金の枠取りで1,000円ということなんですが、これも、これまで27年度までの寄附金と控除額との差額、忠岡はどうなのかということをお教えいただきたいんですけれども。

秘書政策課（奥村裕宣課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

どうぞ。奥村課長。

秘書政策課（奥村裕宣課長）

26年1月から12月までの寄附金額なんですが、こちらが一応3件で18万ございました。この年の控除として今現在、27年に一応税控除された方の人数が53名で、126万1,146円ということで、税務から聞いてございます。ただ、この金額には、町内外含む全てのふるさと納税の額が計上されていますので、一概には比較はしにくいんですけれども、単純に差し引きいたしますと、一応26年で108万の差額という形となっております。

以上です。

委員（是枝綾子委員）

はい。委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

27年度はちょっとまだ出ないでしょうか。27年中ですか。

秘書政策課（奥村裕宣課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）



奥村課長。

秘書政策課（奥村裕宣課長）

27年についてはまだこれからの作業になりますので、ちょっと具体的な金額等は出て  
ございません。

委員（是枝綾子委員）

はい。委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝議員。

委員（是枝綾子委員）

税控除がまだ出ないのでね。そうですね。26年の1月から12月だけ見ても、入って  
くるよりも税控除されて、入ってこなくなる分のほうが多いと、忠岡町は108万という  
ことで。たくさんの方が他市町村にされているんだなということですね。この制度自体お  
かしい。最初のスタートが本当、困っているところのふるさとを助けようとかいうふう  
な、そういう、盛り上げていこうとか、そういうことだったんやけど、今は牛肉、ええ景  
品をもらいたいということで、何かゆがんだ、おかしな制度になってきているんで、これ  
については私は反対なんですけれども、制度としてあるので、これについて今後忠岡町と  
してはどういうふうに対応していくのかということについてお聞きしたいんですが。

秘書政策課（奥村裕宣課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

奥村課長。

秘書政策課（奥村裕宣課長）

他市町村、確かにいろんな商品ですか、をお礼品という形でされている団体が多いんで  
すけども、本町におきましては27年から一応、本町ゆかりの商品を贈呈という形で、寄  
附へのお礼として贈呈しているところでございます。こちらは一応、10万円以上の寄附  
に対しまして、本町の赤井勝さんがデザインの毛布、こちらを進呈してございます。3万  
以上の寄附のあった方については、忠岡町のキャラクターの焼酎2本セット、こちらを贈  
呈してございます。27年度、一応今のところの実績といたしましては、10万円以上の  
毛布を3名で、焼酎のほうを2名の方に進呈したところでございます。

以上です。

委員（是枝綾子委員）

わかりました。

町長公室（柏原憲一次長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。柏原次長。

町長公室（柏原憲一次長）

ふるさとの寄附の件でございますけれども、あわせまして平成28年度、できるだけ早い段階で、今既に商工会にも投げておるんですけれども、本町の産業のいろんな分にも寄与できますように、商工会のほうでいろんな景品ですよね。そういうのを斡旋していただくとか、そういうのも今商工会と協議しておりますので、できるだけ早い段階にホームページ等に、よその市町村によくありますとおり、これぐらいの寄附であればこういう商品が寄附のお礼でいただけますよとか、そういったホームページのほうも見直していきたいというふうに考えておりますので、よろしくご理解お願いしたいと思います。

委員（是枝綾子委員）

はい。委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

わかりました。あと、37ページの雑入ですが、コミュニティ型の交付金については28年度は予定されていないでしょうか。市町村振興宝くじ交付金の中のコミュニティ型の交付金は、今年度は予定されていませんでしょうか。

自治防災課（小倉由紀夫課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

小倉課長。

自治防災課（小倉由紀夫課長）

おっしゃっておられるコミュニティ事業なんですけれども、一般社団法人自治総合センターが実施しておられる分でもよろしいでしょうか。

委員（是枝綾子委員）

そうですね。市町村ではないですね。

自治防災課（小倉由紀夫課長）

こちらの事業なんですけれども、一般コミュニティ事業、コミュニティセンター助成事業、地域防災組織育成助成事業などの助成事業のメニューがあり、27年度におきましては地域防災組織育成事業として200万円、一般コミュニティ助成事業として250万円の、合計450万円の助成を受けました。毎年採択されることが約束されるものではないんですけれども、自治会等の会議の中で紹介し、各自治会の意向を確認しながら積極的に活用してまいりたいというふうに考えております。

委員（是枝綾子委員）

はい。委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

これは当初予算に組まなくても、補正という形でも交付金を受けるということは可能なんではないでしょうか。

自治防災課（小倉由紀夫課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

小倉課長。

自治防災課（小倉由紀夫課長）

基本、当初予算で上げるものではなく補正予算で対応させていただいております。

委員（是枝綾子委員）

はい。委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

ぜひ地域と協議して、そういった助成金、交付金を受けられるものは受けていただけるようにということで、よろしく願いいたします。

あと38ページの雑入の、あすなろ塾受講料についてですけれども、1人当たりの受講料は幾らぐらいを想定されているのでしょうか。

教育委員会（土居正幸教育部理事）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

土居理事。

教育委員会（土居正幸教育部理事）

年間、まずこのあすなろ未来塾なんですけれども、毎週土曜日午前中、40回を想定しております。40回でお1人1万円、つまり1回250円という形で考えております。実際には月謝という形で、徴収するのは10回に分けて、1回1,000円ずつ、まとめて集めさせていただこうという方向でございます。

以上でございます。

委員（是枝綾子委員）

はい。委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

定額で負担が、あまり父兄の負担にならないようにということで配慮していただいているということですね。わかりました。

委員長、あと、まだ行っていいですか。

委員長（杉原健士委員長）

どうぞ、行ってください。

委員（是枝綾子委員）

そしたら、38ページの町債についてですが、臨時財政対策債の2億7,000万円、予定されておりますけれども、発行可能金額は幾らであるのかということと、あと発行しない場合の後年度の需要額算定、発行しない場合も今年度需要額、算定されますので、その差額ですね。しないほうが得なのか、したほうが得なのかということを見たいので、差額をちょっと教えていただきたいんですが。

財政課（田中成和課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

田中課長。

財政課（田中成和課長）

臨時財政対策債についてのご質問ですが、発行可能額、忠岡町におきましては発行可能額を満額借りていくということで2億7,000万円を計上させていただいております。それから、後年度におきます基準財政需要額で、この分見ていただけるとのことなんですけれども、この差額についてなんですけれども、借りないほうが得になるというところがございます。

委員（是枝綾子委員）

はい。委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

発行しない場合、借りないほうが得と言えるのは、どういった部分で得なのかということをお聞きしたいんですが、それをちょっと説明もお願いしたいんですが。

財政課（田中成和課長）

はい、委員長。

委員長（杉原健士委員長）

田中課長。

財政課（田中成和課長）

これは発行可能額で控除されますが、実際におきましては利子等これに含んできますので、その分が持ち出しが多くなるというところがございます。

委員（是枝綾子委員）

はい。委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

臨時財政対策債は元利償還は全額、そしたら需要額に見えていただけるんですよね。利子の分が差になるというのがちょっとわからないんですけども。

財政課（田中成和課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

課長。

財政課（田中成和課長）

これもあくまでも見込み値、理論値等でございます、実際の利子におきましてはその分、差が出るものと考えております。

委員（是枝綾子委員）

はい。委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

利子における差というのが、発行しない場合の翌年度の元利償還の見てもらえる需要額の利子の率と、実際に借りた場合の利子の率が違うということで、率の差があるということでしょうか。

財政課（田中成和課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

田中課長。

財政課（田中成和課長）

そう考えております。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

忠岡町は財政的に厳しいので、しんどいので、臨時財政対策債を発行しないと、国が地方交付税が足らんから借りといってくれやということなんです、余力のあるところは借

りないですということではありますが、本来、地方交付税としてもらわないといけないのに、そんな国がそういう差をつけるというんですかね。そんなひどい話ないですね。やっぱり地方の財政保障という点で、財政保障機能が全然曲げられているなというふうに思いますし、この臨時財政対策債は足らざる分の、ある一定の分の、その部分を地方と国で折半しましょう言うて、折半させられた上にこれを発行させられるということですから、非常に国が出してないということで、非常に腹立たしくは思います。

課長に言っても仕方ないんですが、そしたら臨時財政対策債ね、忠岡町は国がくれないから発行せざるを得ないということで発行しましたということで、ほんまに大変不合理な制度やなというふうに思います。一応ちょっとここでとどめておきます。

委員長（杉原健士委員長）

他に、歳入のほうでございますか。

委員（是枝綾子委員）

私は一応。

委員長（杉原健士委員長）

まだありますか。高迫さん、あります。

委員（高迫千代司委員）

先ほどの南課長さんのご説明で、コベルコのところ、お金の問題と別に雇用の改善も図られるというふうに説明あったんですけどね。これは具体的にはどういうふうな話になるのでしょうか。

総務課（南 智樹課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

南課長。

総務課（南 智樹課長）

具体的なものについてはちょっとまだ鮮明には出てはきてませんが、この賃料の交渉の場におきまして、相手さんからそのような意思表示が出てきたというところでございますので、具体的に雇用について忠岡の方を優先的に何人採用するとかいう云々の話は、現在はございません。

委員（高迫千代司委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

高迫委員。

委員（高迫千代司委員）

相手方から出てきたということですからね、確認はしていただきたいと思うんです。忠岡が今何人働いているか。で、次は何人にしていくかということ、向こうは考えた上でし

やべっていると思うんでね。実際のその効果があるように、契約されるときにはお願いしたいなというふうに思うんです。

総務課（南 智樹課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

南課長。

総務課（南 智樹課長）

そのようなことも含めまして、また再度交渉の場を臨みたいと思います。

委員長（杉原健士委員長）

他に、歳入のほうでありますか。

委員（是枝綾子委員）

はい。すみません、ちょっとお聞きしたい点が1つだけありまして、簡単なことなんですけど、27ページの国庫支出金のところなんですけれども、ここには別に出てはいないんですが、国の一括交付金ですね。これを活用してされている分というのはございますでしょうか。具体的には社会資本整備総合交付金ですね。約9,000億円ほどの予算の分ですが、28年度はこれがあるのかなのかということも含めてちょっと教えていただきたいんですが。

建設課（谷野栄二課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

谷野課長。

建設課（谷野栄二課長）

事業としてはございませんけれども、耐震補助の関係はその社会資本整備の交付金を利用している次第でございます。

下水道課（米井克彦課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

どうぞ。米井課長。

下水道課（米井克彦課長）

社会資本整備の交付金ですけど、下水道事業の分が全部その対象になっております。

委員（是枝綾子委員）

そうですか。また、下水道会計のところでお聞きしたらいいですね。

委員長（杉原健士委員長）

はい。そのようにしてください。

委員（是枝綾子委員）

もう1点、防災安全交付金のことでしょうかね、建設課長さんがおっしゃっておられたのは。ではなく。

建設課（谷野栄二課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。谷野課長。

建設課（谷野栄二課長）

そのとおりでございます。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

これはまた活用している分はないということでしたか。それはあるということですか。すみません。

建設課（谷野栄二課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

谷野課長。

建設課（谷野栄二課長）

社会資本整備の交付金の中に防災・安全というカテゴリーがありまして、それを利用しているということでございます。

委員（是枝綾子委員）

すみません、委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

それは、28年度予算ではどれか入っているということでしょうか。この書かれてある歳入のところで。

建設課（谷野栄二課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

谷野課長。

建設課（谷野栄二課長）

建設課としましては、従来と同様、耐震関係の交付金は防災・安全の交付金をいただく



予定でございます。事業としては28年度は特段予定はございません。

委員（是枝綾子委員）

はい。委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

これも当初で組まないと、補正で申請してももらえるものではないんでしょうね。交付金、一括交付金ですね。

建設課（谷野栄二課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

谷野課長。

建設課（谷野栄二課長）

予算書27ページの13款、国庫支出金、第2項、国庫補助金、第1目、総務費国庫補助金の中で賄われているところがございます。

委員（是枝綾子委員）

はい。委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

節としては災害対策費補助金のこの部分と、総務費補助金もですか。全部ということはないと思いますので。

建設課（谷野栄二課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

谷野課長。

建設課（谷野栄二課長）

第1節の災害対策費補助金の部分のみでございます。

委員（是枝綾子委員）

のみですね。わかりました。ありがとうございます。

委員長（杉原健士委員長）

他に、歳入部分で、もうございませんか。

（な し）

委員長（杉原健士委員長）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これで一般会計予算の歳入の審査を終結いたします。

委員長（杉原健士委員長）

次に、一般会計予算の歳出の審査に入りますが、説明者は、ページ数を言ってから説明をお願いいたします。

議会費・総務費の担当以外の方は、退席していただいても結構です。

まず、41ページから71ページまでの第1款 議会費及び第2款 総務費につきまして、担当課の説明を求めます。

（阿児議会事務局長・各担当課長：説明）

委員長（杉原健士委員長）

説明は、以上のおりです。

ご質疑をお受けいたします。

委員（北村 孝委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

北村委員。

委員（北村 孝委員）

すみません、二、三点ですけど、一遍に質問させていただきます。

55ページの忠岡町魅力づくり事業補助金、冒頭に説明ありましたが、これは一応説明のあったのでは、だんじりのマップとか観覧席、観覧云々の話がありましたけど、この辺の部分、もうちょっと具体的に説明をお願いしたいのと。

57ページの負担金補助及び交付金、これは自治会の振興協議会加入促進事業補助金ですけど、これは本会議で我が党の前田長市議員が質問されていましたが、この部分で1回に当たる補助金が上限3万と言いましたかな、3万とか5万でしたっけ。これはどういう事業に関しても5万出すのか、どういう査定で出されるのか、その事業の内容はどこまで及ぶのか。例えば何でもええのか、加入促進であれば。この辺のこともちょっとお聞かせ願いたいと思います。

それと、59ページの負担金補助及び交付金の地域の安全見回り活動補助金。これは何か冒頭の説明で、形をつくって、何人か何曜日に何時から回るとか、そういうものではないということの説明があったように思いますけれども、具体的にもう少し説明をいただきたいと思います。

以上、とりあえずこの3点、すみません、ちょっとお願いします。

町長公室（柏原憲一次長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

柏原次長。

町長公室（柏原憲一次長）

1点目の忠岡町の魅力発信事業でございますが、ちょっと簡単に冒頭に説明させていただいたところでございますけれども、とりあえず今予定しているのは、3点でございます。

1点は、本町の一番のにぎわいでありますだんじり祭りの魅力アップ推進ということで、見どころマップというんですかね。そういったマップを、以前70周年のときですか、マップというか、だんじりの、ああいうのにプラス予定を入れたりとか、ちょっと簡単な見どころを入れて、そういうマップ部分を啓発用につくると。あわせまして、各町とこれはご協力いただいてやっていくということになると思うんですが、観覧スポットというんですかね。おもてなしスポットみたいな形で、できたら4町それぞれのところに1つずつ、町内の方、また外から来られた方が観覧して見られるようなスポット、そこでは各町のほうで簡単な、先着何名についてはうちわ、あるいはタオルをくれますよとか、そんなおもてなしみたいな形でやっていただいて、町内の方はもちろんですけども、町外からも新たな人の流れを呼んでいこうというふうなのが、1つの事業でございます。

2つ目は、昨年、正木美術館さんが美術館さんの記念事業ということで、もちろんうちも協力させてもらったんですが、赤井勝さんの、春には桜とか秋には花とかいうことで展示をやられました。あと、本町出身の森田さんの横笛、篠笛なんかもやられて、かなり盛況で、たくさん入っていただきました。それを今年度、忠岡町と、また美術館さんと、それから本町出身で頑張っている方々と、三者が共同でコラボしながら、またオリジナルのメニューということで、ワークショップとかイベントを、できたら美術館、もし手狭であればこの庁舎も使うかもわかりませんが、ちょっとイベントをやりたいなど。今年度は、先ほど言いましたとおり4月からまた赤井勝さんの桜の花を、正木さんの記念展に大きく生けてもらうんですけども、それ以外に好評でありました森田さんの篠笛と、あわせて今年度は、冒頭に言いましたけども、本町出身でガイナックスというところで、いわゆるエヴァンゲリオンさんですね。ガイナックス、そういったところとちょっとコラボさせていただいて、アニメとかそういうようなものを本町のほうで展示とか、子供さんに対するワークショップとかということで、できたら子供から大人までの方が楽しんでもらえる機会とあわせて、町外からの人の流れというのを呼び込みたいなというところでございます。

それともう1点は、3つ目なんですが、これも簡単なPR事業ということで、本町の魅力を映像として発信していくということで、町のホームページ上にそういった、本町の魅力のある映像、いわゆる動画をアップして広く発信していきたいなという、その動画の作成といいますか、そういうものを今のところ計画しているところでございます。

以上です。

委員（北村 孝委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

北村委員。

委員（北村 孝委員）

だんじりについてですけど、観覧マップという、いわゆるスポット、その辺の取り組みとか、例えばそこに席を設けたり、そういうこともできないところもあるでしょうけど、それはそれで地元の町に任すということで、規制というものはかけないんですね。

町長公室（柏原憲一次長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

柏原次長。

町長公室（柏原憲一次長）

一応今のところは、全町に確認とってないんですけども、おのおののところでそういったスペースが取れるかなということで聞いてます。もちろん全部かどうかわかりませんが、1カ所に大きなスポットをとという話と、やっぱりそうすると各町のところにだんじりが行かないということになると、お客さんも行かないので、それもなあということなので、できたら各町で何とか行けるように再度頑張ってみようかなという、地車連合の方とか地区の方はおっしゃっていますけれども、そこはこれから4つのところで均等にいけるか、できるところとできないところがあるか、ちょっとこれから再度調整させてもらいたいなと思っております。

委員（北村 孝委員）

委員長、すみません。

委員長（杉原健士委員長）

どうぞ。北村委員。

委員（北村 孝委員）

忠岡まで結構、割と祭り自体、道路も狭い関係もあって、見てはる人はそういう危ないのを見に来て危険なほど、何かそういったことがあるから、忠岡は結構ギャラリーが多いという部分もあるんでしょうけど、だんじりの運行にしても、非常に私らの小さい時分から見たら技術も上がってますし、地車そのもの自体も大事に拡張されていますし、大きな事故がない限りはいいんですけども、できるだけ集客とか、見ていただける、忠岡の魅力を発信していけるような形が、それが実のあるものに、4町とも連合会ともいろいろ話を詰めながら進めていっていただければありがたいなと思います。自治連絡はそれで結構です。

次の質問の自治会振興協議会の加入促進。

自治防災課（小倉由紀夫課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

小倉課長。

自治防災課（小倉由紀夫課長）

ご質問いただきました件でございます。先日の一般質問のほうでもお答えさせていただいたと思いますが、今後、自治会さんのほうで加入促進につながるような事業に対し、事業補助金費のほうを交付したいというふうに考えております。ご質問いただいたと思うんですが、補助の金額の上限なんですけども、5万円を予定しております。この5万円なんですけども、要はマックス5万ということで、例えばその各地区が打たれた事業が、仮に3万円の事業でございましたら3万円の交付というふうなことを考えております。

具体的にどういうふうなものが考えられるのかというお話もあったかと思いますが、これも先日の答弁の中であったかと思いますが、集会所を利用したサロンであったり、各地区のオリジナルの広報紙の発行、あと、自治会単位で要は研修会、バスとかを使ってもらっての研修会とかやってもらうとありがたいと思っています。その地区にあるマンションに対しての説明会など、そういうふうなものを発案いただきましたら、その分にかかった経費を補助金として交付したいというふうに考えております。

委員（北村 孝委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

北村委員。

委員（北村 孝委員）

現在、この間の本会議でも答弁ありましたように、高月のほうで喫茶サロンですかね。それで、東区でそういう広報をやってはるんですね。数字としてはどうなんですか。きちりした数字じゃないですけど、見た目、全体として、そういうところにおけるけども、なかなか自治会に加入していただけないと、その実態、やっている事業との実態は聞いてはりますか。

自治防災課（小倉由紀夫課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。小倉課長。

自治防災課（小倉由紀夫課長）

すみません。細かい数字まではお聞きはしてないんですけども、今のところ私どもで把握させていただいております自治会の加入率というのが、75%というふうに聞いておりますので、この数字がたとえ1%でも2%でも上がるように、自治会のほうで取り組んでいただいた分に関しましては、補助というふうな形を出していきたいというふうに考えて

おります。

委員長、すみません。続いて防犯等、よろしいでしょうかね。

委員長（杉原健士委員長）

はい。小倉課長。

自治防災課（小倉由紀夫課長）

防犯のほうなんですけど、先ほどご説明させていただいたと思うんですが、今回の事業につきましては、ルールや当番制度をとるのではなくて、誰もが広く浅く、気軽に気楽に安全に、長い期間参加できるような事業というものを考えております。

例えば、子供たちの下校時間に合わせて植木の水やりをしてもらう、犬を散歩させてもらう、その際に統一した堅苦しいやつじゃなくて、ちょっとやわらかいイラストを描いたようなベストを着てもらって、それを着用して植木の水やり、犬の散歩をしてもらう、あとは、こういうふうな形のかばんがあると思うんですが、実際スーパーでも使ってもらえる、しっかりした素材のエコバッグですね。こういうのをつくらせてもらって、それを持って買い物に行っていただく。要は見せる防犯というんですか、地域でこういうのを取り組んでいるんだと、見せる防犯ということを中心に事業を進めてまいりたいというふうに考えております。

委員（北村 孝委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

北村委員。

委員（北村 孝委員）

それは、主体は防犯委員会になるのですが。

自治防災課（小倉由紀夫課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

小倉課長。

自治防災課（小倉由紀夫課長）

今の時点ではまず取っかかりですので、各地区の防犯委員さんの皆さんにお願いできたらなというふうに考えております。その後、町の広報やホームページ等を通じて、もし参加いただける方がいらっしゃれば、物品の交付という形になりますので、なかなか予算も限りがありますので、どれぐらいつくれるかはあれですけれども、お渡しして、広く浅く参加していただけるような形をとっていきたいというふうに考えております。

委員（北村 孝委員）

私はこのあれだけ見たらね、いつやったかな、ここ、夜に三、四名の方とたしか見回りをしてはるのを見たんです。だから、それに類似したような形の事業かなと思ったんです

けど、冒頭の説明で違うんやなということがわかったんですけども、わかりました。ありがとうございます。結構です。

委員（高迫千代司委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

高迫委員。

委員（高迫千代司委員）

議会費でお伺いしたいんですが、議会議員の歳費のことです。私どもは議会議員の歳費については、かつてみずから約束したものだから、値下げすべきだということで申し上げております。毎年、議長さんに対しても要請もしております。

今回取り上げるきっかけになったのは、さきの期末手当の引き上げのときに、私どもは反対いたしました。そのときに我々だけではなしに、あわせて新しく当選された若い方も反対されました。そのときに議会議員の歳費の引き下げは必要だということをおっしゃっていたように記憶しております。まあ、よく話が出るときに、新しい人が出られないから、この歳費はこのまま置いとかなあかんという話が出るんですけど、そうでないということが図らずも証明されたのではないかなというふうに思っております。やっぱり本町はなかなかね、財政は厳しいとは言いませんが、苦勞をされているというふうに思っています。

そんな中で、和田町長は就任以来、毎年900万ぐらいのカットしてやっている。それで、議会は両輪というんやからね、議会も行政の両輪ですから、我々もやっぱり同じように考える必要があるだろうというふうには思っています。そういう点では1期前に、5回の特別委員会で話し合いを持って、最後は議長さんの裁定というふうなものが出たんですかね。そうした中で合意をしたのが5%カットだったと思うんです。

やっぱりあれは3年間で終わっていますんでね。今は展望が全く違って来た、開けた、財政も豊かだというふうなところであればまた条件は変わってくるかもしれませんが、そうでない状況のもとではやっぱり考えていただく必要があるというふうに思っています。したがって、今日お聞きいただいている委員さん、並びに特に議長さんにはお聞きいただいてね、次のときにはちゃんと、しかるべきお取り計らいをお願いしたいなというふうに思っております。

あわせて、まだ結論が出ておりませんが、議員の政務活動費ですね。ここについてもやっぱりちゃんと襟を正して、ネットで全てを公開していくというのが早期に行われるということが必要だろうというふうに思っています。その点も早急をお願いしたいということとあわせて、議長さんには要請をさせていただきたいというふうに思っています。

議長（前田 弘議長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

前田議長

議長（前田 弘議長）

この給料、報酬については、これはもう理事者側はどうも答弁できないということもございます。前回、23年度の時も私はたしか議長やったというように思うんですが、人事院勧告の時もそうやったと思います。そこから、24年度から26年度まで、高迫さんが言われたように、議員報酬を5%削減いたしました。これは当時、国会議員の報酬また国家公務員の給与が大幅に削減されたこと、それから本町においては開発協会の負債処理のこともありまして、財政が厳しかったこともございます。さらなる財政健全化策が出て、議会も協力しようということで、全会一致で議員報酬の削減が決まったということもございます。これも東北の復旧・復興の財源に一部はなったのではないかなというように私は思っております、あのときはあれで大正解であったなというように思っております。

今回の人事院勧告でございます。議運の中でも少し、ちょっと発言しましたけれども、前回と事情が少し違いまして、衰退している日本経済を何とか活性化するために、人事院勧告どおりに進めて、その分を各個人が消費に回せばよいというように、私らは前からそんなふうには思っております。物を買わなきゃ企業はとまるんだと。日本国創生のために企業も体力のある会社は社員の給料アップで追随し、またこれを全国展開すれば、経済も上向き、雇用も生まれ、状況も変わるのではないかなと、前から私はそのように思っております。

今回は人事院勧告に沿って、国・地方の公務員給与が引き上げられておりまして、そのような中において、現時点では私は報酬の削減については考えておりません。しかし、理事者側のほうで、第3次財政健全化計画が28年度に終了することから、28年度中に新しい新たに健全化策の策定に取り組むとのことで、私としましては今後理事者側から、町財政の今後の見通しや健全化の内容が示されてから、その上で議会として報酬の見直しについて再度考えたらいいのではないかなというように思っているところでございます。

以上でございます。

委員（高迫千代司委員）

はい。委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。高迫委員。

委員（高迫千代司委員）

議長からお答えをいただけるというふうには思っておりませんでしたので、お考えいただきたいということを提起させていただきました。住民はいまだに第2次健全化でね、かついろいろなサービスがあったものが切られたままの状態なんです。それは議長が言われ



た第3次になると、それがなくなるんかいうたら、さらにその上に乗ってくる可能性があるのではないかというふうに私たちは思っています。そんなことをやられたら大変やなと思います。そういうふうな状況であれば、対住民との関係で見たら、展望が開けるどころか、より住民が大きな荷物を背負わされるということになれば、議会も何してんねんということは当然出てきます。したがって、議長さんおっしゃるように、それを話しするいいきっかけのときではないかなと。これはやっぱり真剣に考えてもらわんことにはいかんのではないかというふうに思っています。ぜひお取り計らいをよろしく。いつも前田議長のときにこんな話ばかり聞いて、申しわけないと思っていますが、よろしくお願いたします。

委員（是枝綾子委員）

はい。委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

予算書43ページの個人情報保護審査会委員報酬についてですが、これは情報公開審査会といつも個人情報保護審査会が同日、その延長で、続きでいつも開かれていらっしゃるの、第1回目についてはですね。これについては別々に報酬が、8,000円ですかね、というふうなことではなく、これ、同じその続きで、メンバーも一緒であるのであれば、これについてはちょっと別々に出すということではなく、違う考え方もできないだろうかという点についてです。その点についてはどうでしょうか。

総務課（南 智樹課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

南課長。

総務課（南 智樹課長）

この質問につきましては、是枝議員より以前にもご指摘いただいたかと存じます。また、この個人情報保護審査会におきましても、本来の案件がなければ当然ながら開催する必要がないものであると。また、報酬のほうも合わせてお支払いをさせてもらうことはないというようなことは認識をしておるところでございます。

今まででしたら運用状況の報告、また事例の相談やアドバイス等をいただいた中で情報交換をするということで、関係事務がスムーズに行えるというふうなことで開催をしていたところでございます。また、今後はまた案件など提出されて、必要性がある場合にのみ開催のほうをさせていただきたいというように考えてございます。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

いつも4月というんですか、年度初めは報告をするということで、顔合わせも兼ねてということで、必ずどちらも開かれていращやるので、案件がないということにはならないわけですよ。開くわけですよ。そのままメンバーが一緒やから、引き続きましてということで開かれるということなので、別々の日であれば別々に出しても何もありませんが、同じ場所で、1回来る分で2回分というのちょっとどうかというところが言われておりますので、それについてはどうでしょう。そのことについてお聞きしています。

総務課（南 智樹課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

南課長。

総務課（南 智樹課長）

ご指摘の、当然ながら情報公開審査会と、個人情報保護審査会は別々の組織やというようなことをございます。つきましては、開催するに当たりまして同日開催とやった場合におきましても、時間帯を異なって開催するという形の部分で開催をさせていただくということで考えてございます。

委員（是枝綾子委員）

はい。委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

条例上、それぞれ別の委員会で、それぞれで出さないといけないと条例で決まっていますので、同じ日に開いてその延長で、同じメンバーで開いても別の委員会なので出ると。条例上仕方ないというのはあるんですけれども、そのところの、その際に扱いをどうにか、そういう場合できないだろうかというところでお聞きしておりますので、それについてはどう考えてはりますでしょうか。

総務課（南 智樹課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

南課長。

総務課（南 智樹課長）

先ほども申しあげましたけども、当然ながら案件がない場合におきましては開催させていただく審議会ではないという認識をしてございます。ご指摘のとおり、情報公開審査会

の委員さん、また個人情報保護審査会の委員さんにつきましては、同一の方々、先生方で組織をしておるといのが現状でございますので、若干のタイムラグの関係で、案件があるないの状況にもよりますが、日程調整等のこともございますので、できる限り案件があった場合におきましては、めいめいの審査会におきましても同日の日で時間帯を分けての開催ということのほうが効率的にいいのではないかなというふうなことで考えてございます。

委員（是枝綾子委員）

はい。委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

私、同じ日に開いたらいかんと言っているわけじゃないんです。同じメンバーでお忙しい弁護士の先生ですので、そのままということなんです。情報公開審査会か個人情報保護審査会か、どちらか報告案件がなかったらもう開かなくてもいいと思うんですが、申請とかそういう該当する件が1件でもあったら、1件ありましたと報告をせなあかん。そのためだけに開かれるということであれば、そうではないんですか。

総務課（南 智樹課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

南課長。

総務課（南 智樹課長）

その件につきましては、先ほども申しあげましたように、本来の案件がなければ、そういった運用状況の報告のみだけのことでしたら審査会は開催しないということで認識はしてございます。

委員（是枝綾子委員）

そうですか。委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

報告のみだけでは開かないということであるのであれば、同日開催がない場合もあると、年度の初めであったとしてもということですね。そやけど、延長して開く際は何かちょっと考えたほうがいいんじゃないかという、ちょっと指摘だけはしておきます。

続いて。委員長。

委員長（杉原健士委員長）

どうぞ。是枝委員

委員（是枝綾子委員）

同じ43ページの行政不服審査会委員報酬についてですが、これは国の制度ができて、行政不服審査会をつくらなあかんということで、この審査会の委員の選任の基準ですね。審査会委員長の選任方法というところについて、どのようにお考えでしょうか。

総務課（南 智樹課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

南課長。

総務課（南 智樹課長）

行政不服審査会の委員の選定の基準ということでございますが、選定の基準につきましては、まず法律、行政等に関してすぐれた識見を有する者で、町長が委嘱するという形になってございます。また、既存の実施機関の附属機関でもあります、先ほどからお話が出ています情報公開審査会等の委員の方々にでもなっただくことは可能ではございますが、現在におきましては新たな方々にしていただきたいなというふうなことで調整をさせていただいているというところでございます。

そしてまた、審査会委員長の選定というところでございますが、委員長の選定につきましては、その選ばれた委員の中から互選により決定するというところでございます。

委員（是枝綾子委員）

はい。委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

わかりました。それとあと、44ページの退職手当についてですが、5,818万4,000円、退職者の定年退職ですね、人数ですけど、あと現在の職員数、4月1日の職員数について教えていただきたいです。

秘書政策課（奥村裕宣課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

どうぞ。奥村課長

秘書政策課（奥村裕宣課長）

28年度の退職予定については、事務が1、土木が1、保育が1の3名を予定してございます。

28年4月1日の職員数見込みなんですけれども、今年度が13名の退職者と、今年度新規が11名で、前年より2名減の、27年4月、175名から2名減で173名という形になります。

以上です。

委員（是枝綾子委員）

はい。委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

退職者の人数はわかりました。それと職員数ですけれども、条例の定数と、あと実際のその173という数字についてはどうなのでしょう。定数ですね。条例定数は何名でしょうか。

秘書政策課（奥村裕宣課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

奥村課長。

秘書政策課（奥村裕宣課長）

227名でございます。

委員（是枝綾子委員）

ありがとうございます。227名が条例での職員定数ということで、173人ということですね。現在はね。その間を埋める臨時の職員の方を雇って雇用されているということではありますが、財政上、欠員された方だけを補充してくるという形でこういう形になっていると思いますが、やはり職員の数についても仕事がいろいろと、きちんと回るように、配置もやっぱりしていけないといけないんじゃないかというふうに思います。これは歳出のところでもたまたまお聞きしたいと思います。一応、続きはね。

委員長、続き、いいですか。

委員長（杉原健士委員長）

どうぞ。是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

47ページ、職員採用試験の委託料ということですが、28年度予定している採用試験のおおよその日程の時期についてですね。それと、面接の方法についてということはどのようになっていますでしょうか。それと続けて、受験者数の推移ですね。あと、新年度想定の実験者数ってどのぐらいが、それは試験の会場の借り上げ費ということを出ているので、どのぐらい受験者数を見込んでおられるのかということ。まとめてお聞きいたします。

秘書政策課（奥村裕宣課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

どうぞ。奥村課長。

秘書政策課（奥村裕宣課長）

次年度の採用の実施につきましては、通年の事務職等については例年、10月下旬から11月の初旬に実施しているところをごさいます。28年度におきましても同時期を予定してごさいます。また、28年度におきましては消防職の採用試験を実施予定してごさいます。こちらが消防学校を10月に入学しまして半年間の養成期間が必要となりますので、こちらについては10月採用を目指すため、6月に第1次試験を予定してごさいます。

試験の方法なんですけれども、1次試験では教養試験、専門職については専門試験、プラス消防職についてはそれに体力測定が入ってごさいます。2次試験におきましては集団討議面接、これは25年からなんですけれども、それまでは集団面接で実施しておったんですが、集団面接という形で6名の受験者を1グループといたしまして、1時間の討議面接を実施してごさいます。それとあと小論文、あと消防職のみなんですけれども、適正検査を行ってごさいます。3次試験におきましては個人面接ということで、3つの3次までの試験を実施していく予定でごさいます。

受験者数の推移なんですけれども、過去5年間ぐらいを見ますと、特に平成24年度の採用のときはかなり多くて、採用人数もそこそこあったんですけれども、この年は受験者数全体で大体500名半ばぐらいの人数の受験者があったんですが、ここ数年、景気の動向とかもよくなってきている兆しもあるのか、ちょっと減ってきているということで、27年度の実施では事務職のほうで213名の応募がごさいました。専門職で大体10名の応募がごさいました。

ですので、次の年度の受験につきましては例年並みの見込みというところで、退職者補充も見込んで、例年の人数から算出した人数で、一応見込んでいきたいなというふうに考えてごさいます。

以上です。

委員（是枝綾子委員）

はい。委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

忠岡町の採用試験の日程というのは、他市町村の採用の試験とほぼ同日にされていらっしゃるのでしょうか。

秘書政策課（奥村裕宣課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

奥村課長。

秘書政策課（奥村裕宣課長）

府下の団体においては統一試験という形で実施している団体もございますし、また、もう少し早い時期からされている団体もございます。比較的、特に町村においては、市さんがされている受験時期よりも若干遅い時期にしている傾向にあるかなということで、本町もどちらかといえば若干遅い時期に実施しているようなところでございます。それでも、合格者の中には他町村と競合して、よその団体に行かれる方もいらっしゃいますけれども、どちらかという後ろのほうに受験の日程を設定しているところです。

委員（是枝綾子委員）

はい。委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

遅い時期にされているということがわかりました。ちょっと統一試験を使っているのかなと思っていたんですけども、遅い時期にされるので、同じ試験問題はできないと思いますので、違う問題でされているんやと思いますが、そういうふうにされている理由についてですね。

秘書政策課（奥村裕宣課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

奥村課長。

秘書政策課（奥村裕宣課長）

理由なんですけども、採用試験が今年度もやるように、消防職が前半であったりとかいう形で、年2回、採用試験を組む都合等もございますので、なかなか統一でやってしまうと、一方で採用試験が走りながら、もう一つの採用試験が起こってくるような形になってしまいますので、その辺を勘案して今の従来の形になっているというような状況でございます。

委員（是枝綾子委員）

はい。委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

採用試験の、どれだけ事務量があるのかがちょっとわからないので、両方重なっていると大変だということが理由ということのようですが、もし消防署の職員の採用がない年であれば統一試験にしても構わないわけですね。そしたらそういう理由であれば。

秘書政策課（奥村裕宣課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。奥村課長。

秘書政策課（奥村裕宣課長）

統一に乗るというのも一つの選択肢ではあるんですけども、なかなか人材確保という部分でいくと、他市との競合等もございますので、できるだけ本町単独でしていくほうがより多くの受験者が受けていただけるというところもございますので、そういうところを加味してのことでございます。

委員（是枝綾子委員）

はい。委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

時期が重なるというよりも、あとの理由の、他市との競合というところが主な理由ではなかろうかと思います。他市との競合を避けても、やっぱり統一試験を受けた方が受けに来られてというふうなことで、他市に行ってしまうというのものもあることはあるんですよ。そういったケースが。

秘書政策課（奥村裕宣課長）

委員長。奥村課長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。奥村課長。

秘書政策課（奥村裕宣課長）

どちらを取るかというところだと思うんですけども、やはり統一に乗ってしまうと本来、統一を受けて、次の団体も受けたいと思っている人たちの中に、もし忠岡町を受けようかなと思っていた、可能性のある方がなくなってしまうということもありますので、そういう意味でいえばできるだけ単独で実施するほうがいいのかないところなんです。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

いろいろな考え方があって、最近ちょっと忠岡町の採用試験を受けに来る受験者数が多いなと思ったら、そういう事情も、統一試験でないというところの、後にあるということもあって多いというふうに見られるのではないかなというふうに思います。わかりまし



た。

その試験問題については、漏れのないようにちゃんと委託している、委託ですよ。委託業者から漏れることのないように、その管理というのはきちんと、そのあたりはちゃんとされていらっしゃると思いますが、大丈夫ですかね。

秘書政策課（奥村裕宣課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。奥村課長。

秘書政策課（奥村裕宣課長）

試験のほうにつきましては、教養試験については委託業者から一応試験問題を購入いたしまして、それに基づいて実施し、採点のほうを行っているところでございます。

委員（是枝綾子委員）

はい。委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

問題のないように公平・公正にやっていただきたいということで、あと時期がちょっと遅いので、12月の議会の最中にといいか、そのころに終わってからも、面接ね、三次面接をされてたりとか、ちょっと採用の決定が時期が遅くなるという問題もあるということは、ちょっと本人にとっても不安でしょうし、そこが、忠岡があかんかったらあとどこへ行くという、その受験を通った方もちょっと不安なところがあるかと思しますので、またよく時期も考えていただきたいなというふうに思います。

委員長。

もう一つ、いいですか。

委員長（杉原健士委員長）

どうぞ。是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

じゃ、続けて、すみません。48ページの固定資産台帳整備及び公共施設等総合管理計画策定業務委託料についてですが、これ、公共施設等総合管理計画は28年度中に策定しなければ国からのお金、補助金が出ないという、後ろ、崖っ縁に立ってる年度ということで、どうしてもつukらないといけないところになってきていると思います。計画の策定方法について、タイムスケジュール的なものも含めて、いつごろどういうふうにしてというふうなことで、ちょっと説明をいただきたいのと。あと住民の意見の反映方法について、公共施設は住民が大概利用しているものなので、住民の意見、ここをどう反映させていくのかというところが大事なところだと思いますが、その2点についてお聞きしたい

と思います。

財政課（田中成和課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

田中課長。

財政課（田中成和課長）

議員仰せのとおり今年度中に、固定資産台帳の整備及び公共施設等総合管理計画を策定してまいります。新年度が始まりましたら公会計ですね、公会計基準というのが統一基準でございます、これには会計事務所等の専門の知識等も必要、それから助言もいただかないといけないというところで、そういう手伝っていただけたところを、委託先等を選定しまして、年度の後半までに成果物を得たいと考えております。

また、住民等の意見の聴取につきましては、現在のところパブリックコメント、こういうような形でご意見をいただきたいというふうに考えております。

委員（是枝綾子委員）

はい。委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

公共施設等総合管理計画はどこがつくるんでしょうか、担当課は。

財政課（田中成和課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

田中課長。

財政課（田中成和課長）

担当課は財政課のほうで作成してまいります、必要なこの中で扱う案件そのものに関しましては、施設それからインフラを所管する担当課も入っていただく必要がございますので、その辺もスケジュール等の中で調整を含め、会議案件として諮っていきたいと考えております。

委員（是枝綾子委員）

はい。委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

施設は各課に、社会教育施設であったり町営住宅であったりとか、その温水プールであったり、この町役場、いろいろなんです、それを今後どのように整備をしていく、

修理の大規模改修が必要なところはいつごろ改修が必要だとかということを計画に載せないといけない。何か言うらしいですね。よくこれをもう先につくっているところ、もう27年度でつくっているところも全国的にありまして、いろいろ市民会館が2つあったのが1個になったり、集会所が2つを1個にしたりとか、統廃合されたりというふうなことで、そういう延べ床面積が何か3分の2以下にせなあかんとか、そうしないと古い分を壊す撤去費用が出ないとかいろいろね。そういう何か施設の統廃合がこれによって起こってくるということが。だから、市民とか区民の方が東京のほうでは反対されてるとかね。そういう統廃合計画につながっていかないかというところが、それも市民、住民の知らないところでそういう計画がつくられてしまったら、それに乗っかって行政が進むわけですから、住民の意見の反映方法というのは非常に大事だと思います。

そういうことで、例えば忠岡町の旧総合福祉センターをどうするのかということも多分この中に入ってくるんだと思います。そういった住民の意見の反映方法について、パブコメだけでは不十分だと思います。忠岡町、いろんな計画ね。パブリックコメント、1件あるかないか。ゼロ件の場合もあったりとか。そういった、どことも全国的に大きな市でもパブリックコメント1件か2件しかないとか、そういったことがありますので、パブコメだけでは不十分だと思います。その案をつくる段階で、やはり関係者の声を聞く、意見を反映させていくという方法を明らかにしておいていただきたいと思います。パブコメだけというのはちょっと許されないと思いますので、その点については住民の意見の反映方法については、どのように住民の意見を聞かれるんでしょうか。もう一度、再度お願いしたいと思います。

財政課（田中成和課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

田中課長。

財政課（田中成和課長）

現在のところ、議員おっしゃるとおり、全国各地で施設の統廃合がクローズアップされておきまして、反対意見等も聞くところがございます。ただ、今の現段階で思っておりますのは、今後の収支におきまして施設にかかる維持管理経費が、どこの市町村におきましてかなり増大してくると。これを賄うだけの財源がないというところでお示しするわけがございます。あくまでも公共施設をこれからどうやってマネジメントしていくかというような、内部資料的なものが多いようなところがございます。具体的な住民の意見等につきましては今後調整を図っていきたいと考えております。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

内部的な計画であっても、これはこの計画のとおりに国に上げていくわけですし、公表もされるものですから、公表されないといけないものなので、公表もされるものですから、もうほぼ決定という形に受けとめられるものだと思います。これは多分公表しないといけないものなのでね。これをつくったら。びっくりしますわ、見たときに住民の皆さん。「ええっ」とかいうね、そんな中身にならないように、どこで住民の意見を、計画であったとしてもそれは反映させる必要があると思います。その方法について検討してくださいということで、パブコメだけではなく、その以前にお願いをしたいと思いますが、その点、検討いただけますでしょうか。

財政課（田中成和課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

田中課長。

財政課（田中成和課長）

今ご意見いただきました計画の中で扱うものを、施設そのものでございまして、住民さんも直接かかわりのあるものと思いますので、今後検討してまいりたいと思います。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

絶対よろしくお聞きいたします。

委員（高迫千代司委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

高迫委員。

委員（高迫千代司委員）

50ページにシビックセンター費がありまして、需用費で電気代の使用料が出ています。これはいつもお聞きさせていただいているんで、別にこのシビックセンターの電気だけが問題だというのではなく、忠岡町が使っている公共施設、払っている電気代ですね。これらは全て、今のままでいいのかということをお聞きさせていただいております。

先日、南課長さんから資料をいただきました。そうすると、大阪府下では半分以上の市町村が新電力を導入していると、電気代を安く手に入れているという資料をいただきました。本町の場合も以前からお聞きしていますんで、趣旨は十分おわかりいただいているだ

ろうと思うんです。特にクリーンセンターなんかは相当電気を使いまして、その値上げで苦慮しているというようなところもございます。そういうところを含めてどうされようとしているのか、この28年度の計画についてお聞きしたいと思います。

総務課（南 智樹課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

南課長。

総務課（南 智樹課長）

ご指摘の新電力との契約につきましては、今お話しいただきましたように、府下市町村を初め近隣の市におきましても新電力を導入している自治体があるというのが現状でございます。その新電力を導入することで費用が抑えられるということではありますが、本町ではどれだけの施設を対象にしたらより一層の効果が出るのかと、また、導入することによって本当にデメリットというものはないのかということなど、いま一度精査をいたしまして、また今後の関電の動向も注視しながら検討をしていきたいというふうに考えてございます。

委員（高迫千代司委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

高迫委員。

委員（高迫千代司委員）

今、課長さんのほうから検討していきたいというお話がありました。実は、このことは前にも聞いているんですよ。調査・検討。それで調査をしていただいて資料はいただきました。検討はまだされていないということですからね、少しテンポがゆっくりしてはるんやないかなと思うんです。これはゆっくりしているというのは、今の段階でいえば忠岡町の財政に穴をあけてるということなんですね。やっぱりここが高ければ誰もこんなことしませんよ。新電力に義理があって、そこへ移ったというようなことないわけですから、そのことによって市役所が、村役場が払う電気代を抑えようと、そういう意思でやってはるわけですからね。現に実績も上がっている。ということは課長さんが調べていただいたとおりなんです。

ですから、忠岡町が具体的にどうするかというのは、もうお考えいただいているんだというふうに思っていたんですけど、今のお話では今から検討される、それもやるという検討ではなしに、やらないということも含めて検討されるというふうなご返事やったように思うんですが、その点はほかのところを調査していただいた上でどうなんだろうかとというのは、もう一遍聞きたいところです。

総務課（南 智樹課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

南課長。

総務課（南 智樹課長）

先ほども検討のほうをさせていただくというお答えをさせていただいたんですけども、決してやらない方向でというふうな形の部分ではございません。資料を提供させていただく中で、ごらんいただいたらわかるかと思うんですけども、市さんなんかでしたら、やはり単独の庁舎だけの契約じゃなくて、やはり市内の公共施設全体での契約をもとにやったところ、そこそこの効果があらわれているという結果はお示しのとおりでございます。

それにあわせて、本町の場合、公共施設、出先機関も含めて実際現在、関西電力との契約をしている中で、どれぐらいの電気代がかかっているのかと、正直私は今現在は把握はしてないというのが現状でございます。この総務課に上がっておるシビックセンターの電気代については把握はさせていただいていますけれども、あと出先の施設等における電気代使用料におきまして把握をしてないというのが現状でございますので、そういったことも含めて、全ての施設を新電力に切り替えた場合、本当に他市町の導入しているような効果があらわれるのかどうかということを前向きに、いま一度検討のほうをさせていただきたいというように思っております。

委員（高迫千代司委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

高迫委員。

委員（高迫千代司委員）

私がずっと以前からお話しさせていただいております。もう二、三年になろうかと思うんです。で、今の段階で課長さんがお答えいただいたのは、この役場の電気の分をつかんでいるだけだというお話を聞かせてもらってね。本当にやってくれる気があるんだろうかという気がしてるんですよ。十分これまで、私は忠岡の役場の施設だけではないんですよ、クリーンセンターも電気代、高くついていますしね。これはどうにかせなあきませんということで提起させていただいています。学校の施設もそうでしょうしね。忠岡町のちやんとある施設の電気代の実態を把握してもらおうというのが一番基本なんですよ。そこをしていないというようなことが南さんの口から語られるというようなことは思いませんでしたのでね。これは役所の仕事というふうなことでお考えいただいておりますら、その点では南さんに全てお任せするといったら、これは大変やと思いますのでね、これは公室長さん、電気の問題ですからね、やっぱり全町的に忠岡町の財政を守っていく1つの方法としてどう捉えるかという観点で、これ見てほしいなと思っております。そうすれば電気の

使用料の実態も出てきますし、多分これ、初期投資要らんとするんです。ですから、それはあとは効果が出るだけというふうに思っていますんでね。そうでなければ、ないという実態を出してもろて、いろいろ話し合いをしていけばいいんですが、なかなか全体として前に進まないのは、総務課の南さん1人が考えてくれているというような状況に思えますんでね。やっぱり全体として考えてほしいと思っているんですよ。これは、この役場の電気だけと違いますんでね。そういう点でのお取り組みはいただけるでしょうか。

町長公室（原田 毅公室長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

原田公室長。

町長公室（原田 毅公室長）

総務課長も一生懸命やっているわけですが、電気料金で、町内、町の全ての使っている電力料、あるいは電気料金というのは、集計すればすぐ出るものですが、早速にも、もう恐らく手はつけていただいているとは思いますが、できるだけ早く、私も新電力がええと考えておりますので、できるだけ早く移行して効果を上げられるようにしていきたいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

あとはさつと行きます。すみません。

52ページの社会保障・税番号導入システムの改修委託料で、28年度の改修内容と、あと、この委託料はどうやって出したものなのかということについてと。

あともう一つ、同じページの住民情報クラウドシステム使用料のところ、昨年度からクラウドにしましたが、クラウド化の財政効果がわかれば、その効果額と、あと、メリットとデメリットについて、1年間使用してみたの、どうだったのかということについてお教えいただきたいんですが。

総務課（南 智樹課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

南課長。

総務課（南 智樹課長）

社会保障・税番号制度導入システム改修委託料の予算を計上させていただいている中でございまして、これの中身というところで、まずございます。これにつきましては税番号

制度におきまして、平成29年7月から始まる番号制度の情報連携に向けての総合テストを行うためのシステム改修であるということで聞いてございます。

続いてよろしいですかね。

委員（是枝綾子委員）

はい。

総務課（南 智樹課長）

続きまして、この費用は、何をもとにというお話があったかと思えます。これにつきましては、電算業務におきます本町のベンダーでございます紀陽情報システムから、このシステム改修における見積書をいただいた中で予算を計上させていただいておるところでございます。

委員（是枝綾子委員）

はい。委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

改修内容が29年、だから28年度のこの予算なんですけど、29年の7月から情報連携するということで、その情報連携というのがいわゆるひも付けでいろいろと、いろんなところの情報が名寄せできるような状態にするための情報連携なのかということなんです。そのテストを行うためというんですか、情報連携というのはそういうことですか。

総務課（南 智樹課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。南課長。

総務課（南 智樹課長）

おっしゃるとおりでございます、本番に向けての情報連携に係る総合テストをするに当たっての改修というところでございます。

委員（是枝綾子委員）

はい。委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

ということは、まだ情報が今つながってないけれども、つなげちゃうわけですか。テストするということはつなげるということですかね。テストを行うためということは、つなげないとテストにならないので、そういうことですね。



総務課（南 智樹課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

南課長。

総務課（南 智樹課長）

電算のほうから総合テストに係る改修やということは聞いてはございますけども、実際その詳細の部分において具体的に、いわば国とのサーバーと実際連携した形でテストを行うものなのかどうか、そこまで詳細な部分については、現在はちょっと聞いてないというのが状況でございますが、やはり総合テストということですので、恐らくそういった国の機関とのシステムをつないだ上で、本番に向けてテストを行うというものかなというふうには思っております。

委員（是枝綾子委員）

はい。委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

テストをするためにどこまでつなげるのかというところで、部分的につなげてのテストを行うという形の、金額的に190万円なので、だから本格的につなげようと思ったらもっと要ると、29年度というふうなことになるんだろうかなというふうに、ちょっと不安に思ったんですけども、その点については、そのテストを行ってオーケーが出て、そして本格的に接続していくとなると、もっとまだお金要るんでしょうか。

総務課（南 智樹課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

南課長。

総務課（南 智樹課長）

番号制度における各課のシステムにおきましては、既にそれに対応すべく改修はもう完了したというふうに聞いてはございます。ですから、今回この計上させてもらっている分で、総合テストに向けての改修というところでございますので、これのテスト以降にまた改修等が発生するものはないのかなというふうには思っております。

委員（是枝綾子委員）

はい。委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

これは、社会保障・税番号制、いわゆるマイナンバーというのは、こんなものはいかんということで私たちは反対の立場ですけれども、非常に29年7月からの情報連携という大変恐ろしいことが目前に迫っているんだなというふうに、ちょっと思いました。

見積書ね、1社だけ、多分紀陽システムでないとその改修ができないというところで見積書だけということなんです、それというのが、それが妥当な金額なのかどうかというチェックはどうやってできるでしょうね。やはりもう言ってきた見積書どおりでしょうか。

総務課（南 智樹課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

南課長。

総務課（南 智樹課長）

この電算業務に係る金額につきましては、それが適正な額かどうかということ把握するには、当然ながら難しいところはあるかと考えてございます。今回この分につきましては、先ほど申し上げた紀陽情報システムからの見積もりを取って計上させてもらっているという中におきまして、それが適正かどうかというふうなことを含めて新年度より、これは一種の紀陽情報システムとは一応契約上は随意契約になろうかと思えます。以前からこの随意契約に係る考え方等のご質問等をいただいている中で、随意契約のガイドラインというもののお話もいただいたかと思えます。こういった形の随意契約ではあるんですけども、随意契約のガイドラインということで、本町におきましても策定はさせていただいたところがございます。だから、そのガイドラインをもとにそういった専門的な設計またはその予定価格を求められるものであっても、そういったガイドラインをもとに極力我々が、その額が適正なものなのかどうか一度精査する形で作成したものでございますので、今後そういったガイドラインを活用しながら精査等をやっていききたいというふうに考えてございます。

委員（是枝綾子委員）

はい。委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

随意契約のガイドラインの中身については、また総括質問等でしたいと思っておりますが、今回こういうIT関係のこの見積もりというのがガイドラインでどのようになっているのかということで、今回は新年度から実施するというので、27年度は実施しないというのではなく、それに基づくとどうなのかというふうに照らし合わせると、どうなんでしょう。

総務課（南 智樹課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。南課長。

総務課（南 智樹課長）

先ほども申しあげましたように、電算会社からのこういった外注等における見積もりが適正かどうかを把握するに当たっては、本町職員においてもそういった類いの専門職の職員がいないというのが現状でございますので、100%その見積額が適正かどうか判断するのは非常に難しいというふうには考えてございます。

しかし、難しいとは考えてはございますけれども、先ほど申しあげましたように、要はもう業者から出してくる見積もりがそのまま予算計上するとか、そのままの額をもって執行するとかというものは適正ではないというふうには考えてはございますので、先ほど申しあげましたようなガイドラインをもとに職員の知識向上にもつながるかと思っておりますので、そういった策定したものを極力生かしていただいて、極力それに近いような形で対応のほうができるようにというようなことで作成したものでございますので、その後そういった意味でも活用のほうをしていただいたらなというふうには考えてございます。

委員（是枝綾子委員）

はい。委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

なかなかこういった電算、IT関係というのは、相見積もりが取れないというところで難しさはあると思いますが、ぜひその点もちょっと研究していただいて、お願いしたいと思います。

住民情報クラウドシステムの、こちらのクラウドの財政効果というんでしょうかね、最初効果額が、初期投資のその部分が大分浮くということで導入したということがあったので、それと運用する上でどうやったのかということで。

総務課（南 智樹課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

どうぞ。南課長。

総務課（南 智樹課長）

自治体クラウドを導入したことによる財政効果というところでございますが、これにつきましては導入前の南大阪電子計算センターと、今回、その導入後の紀陽情報システムとの費用を実績ベースで比較をいたしましたら、一応経費の削減率におきましては約20%

でございます。また、それに加えて、現在交渉中ではございますが、効果という意味でもこの自治体クラウドに後発で参加した団体の影響によりまして、さらなるそれ以上の割り勘効果が期待できるものというふうに考えておるところでございます。

委員（是枝綾子委員）

はい。委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

運営、運用というんですかね、初期経費の部分についてを除いて約20%の財政効果があるというふうに受け取ってよろしいでしょうか。それも含めてということでしょうか。

総務課（南 智樹課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。南課長。

総務課（南 智樹課長）

初期費用も含めてというところでございます。

委員（是枝綾子委員）

含めてということですね。わかりました。委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

メリットと、そのデメリット、メリットは財政効果ということもあるんでしょうけども、問題は発生していないでしょうか。使いにくいとか、何かちょっと変わったとか。

総務課（南 智樹課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

南課長。

総務課（南 智樹課長）

デメリットにつきましては、今現在出ていないというところでございます。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

今のところないということですかね。わかりました。

あと、53ページのホームページ更新の支援料というところなんですけれども、支援料って何やろかなというのものもあるんですが、それと、ちょっと検索、大分改善していただいでいてなんですけれども、検索、閲覧しやすいように、より住民の皆さんの声を聞いていただくということについて。

人権広報課（明松隆雄課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

どうぞ。明松課長。

人権広報課（明松隆雄課長）

ホームページのいわゆる支援料でございます。これにつきましてはホームページ運営途中で事故等生じたときに、その復旧と申しますか立ち直りのためのもの、あるいは軽微なつけ加え措置という形で組まさせていただきます。これまで機能的には、一般質問でもございましたが、文字変換ですとか検索機能をかなり強化させていただいております。新年度、これらにつきましては今後カレンダー機能ですとか、また目のちょっと弱い方、いわゆる弱視の方の配色の変更、あるいは音声読み上げなど、利便性の高いページづくりというものを今後ちょっと研究してまいりまして、ホームページに生かしていけたらなと考えさせていただいております。

委員（是枝綾子委員）

はい。委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

わかりました。改善していただけますようによろしく願いいたします。ただ、ちょっといいですかね。各課のホームページのページをのぞくと、大分充実してきているというのはよくわかりまして、でも課によって差がいろいろあるんですけれども、いろいろと、福祉や、また女性とか、ひとり親の方とかいろいろお困りの方がいろんな制度をちょっと検索しやすいように、そういった点も充実していただけたらなということで、これは各課ごとに言うのもなになるので、そちらのホームページというところで、全体のほうにそのようにね。福祉関係とか教育関係とかね、制度の充実をよろしく。

町長（和田吉衛町長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

町長。

町長（和田吉衛町長）

ここまでやな。その点、出したらようなる。人はよう雇わん、金はないわといたらこ

んな程度です。出したらようなるよ。

委員（是枝綾子委員）

泉大津市さんは非常に、要綱の部分まで、どういった方が。これ私、ちょっと町長の分に反論していいんでしょうか。町長の、会議録に載っているんでしょうか。載っていませんね。答えません。じゃあ、すみません。申しわけない。会議録に載ってないそうで、私が言うと変な会議録になるそうなので。

住民の方が知りたい情報がわかるようなホームページに、改善をよろしくお願ひしますということで申し上げておきます。

人権広報課（明松隆雄課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

どうぞ。明松課長。

人権広報課（明松隆雄課長）

今までも取り組んではまいりましたが、なお一層、やっぱり見やすい、住民の使いやすいホームページに取り組んでまいりますので、よろしくお願ひいたします。

委員（是枝綾子委員）

よろしくお願ひします。

委員（高迫千代司委員）

委員長、すみません。

委員長（杉原健士委員長）

高迫委員。

委員（高迫千代司委員）

防災対策費で、55ページですか、講演の費用が上がっているんですけれど、何をお考えか。もしくは今年度、この28年度ですね。どうした防災の企画をお考えなのかというところをちょっとお教えいただきたいと思います。

自治防災課（小倉由紀夫課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

小倉課長。

自治防災課（小倉由紀夫課長）

ご質問いただきました防災講演会についてでございますが、昨年、平成27年は阪神・淡路大震災で被災されました、現野島断層保存館の副館長、米山様にご講演をいただいたところでございます。平成28年度の防災講演会については、現在のところ具体的講師までは決定はしておりませんが、今年度同様にみずから被災された経験をお持ちで、地域の防災活動の一助となるようなお話を聞かせていただける、そのような講師を探したいと

いうふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

委員（高迫千代司委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

高迫委員。

委員（高迫千代司委員）

よろしく申し上げます。それと、大きなところでね、いつごろどんな計画をされるのかという点についてはいかがでしょうか。

自治防災課（小倉由紀夫課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

小倉課長。

自治防災課（小倉由紀夫課長）

すみません、それは講演会の件でしょうか。

委員（高迫千代司委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

高迫委員。

委員（高迫千代司委員）

忠岡町の、私がいつも聞いているのは防災のための全町的訓練、そうしたものがいつごろ、どんな形で行われるんでしょうかというのが1つです。

自治防災課（小倉由紀夫課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。小倉課長。

自治防災課（小倉由紀夫課長）

これも現時点で詳細までは決めてはおりませんが、一般質問の答弁の中にもございましたように、昨年とは逆のパターンですね。線路より山側の地域の方々に避難していただき、線路から海側の方がそれを迎えると言うたらちょっと言葉が悪いですが、避難所開設訓練を行うと、そういうふうなことを中心に各自治会にお話を持って行って、やっていただけるかどうかを今後調整していきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

委員（高迫千代司委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

高迫委員。

委員（高迫千代司委員）

ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。それと、忠岡町として呼びかけは、そうした大きなイベントは大きく打って出ると。あと各地域で独自にやってもらうようなやつのお働きかけもしていただく必要があるのではないかと思ひます。その点についての働きかけは今お考えはあるのでしょうか。

自治防災課（小倉由紀夫課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

小倉課長。

自治防災課（小倉由紀夫課長）

避難訓練なんですけれども、やはりこれは継続してやっていただくということが一番いいというふうに思っておりますので、機会を見まして各自治会のほうにお話のほうは持っていきたいというふうに考えております。

委員（高迫千代司委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。高迫委員。

委員（高迫千代司委員）

よろしくお願ひします。それから、避難するときに困難な方を支援しましょうという形で、今取り組んでいただいていると思ひます。ところが、もう既に終わったという地域もあるやに聞いてますが、まだその辺が、人数も集まっていないという地域もあって、少しばらつきがありますが、この点をどういうふうに進めていこうとお考えなのでしょうか。

自治防災課（小倉由紀夫課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

どうぞ。小倉課長。

自治防災課（小倉由紀夫課長）

今、お話しいただいた点でございますが、災害時避難行動、要支援者の件であるかというふうに考えております。災害時避難行動要支援者プラン、個別計画の進捗についてでございますが、申請をいただきまして、登録等の集計作業をし、その後、希望者ですね、手を挙げていただいた方々の名簿を各自治会にお渡しするという形をとっております。支援者の決定につきましては時間がかかるものでございますので、各自治会で取り組みをお願いしているところではございますが、今後さらなる取り組みのほうをお願いしてまいりた



いというふうに考えております。

委員（高迫千代司委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

どうぞ。高迫委員。

委員（高迫千代司委員）

現在の到達点というのは何%ぐらいできていましてね、今年度どこまで行くかというつもりは、おありやったらお聞かせ願いたいと思います。

自治防災課（小倉由紀夫課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。小倉課長。

自治防災課（小倉由紀夫課長）

現在のところマッチングが完了している、要支援者と支援者、完了している組が191組ございます。希望されておられる方が550名程度ですので、実際のところのマッチング率は約35%というふうになっております。今後、先ほど申し上げましたが、各自治会のほうにより一層の取り組みのほう、お願いしたいというふうに考えております。

委員（高迫千代司委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。高迫委員。

委員（高迫千代司委員）

現在、到達率は35%であると。今年度にどれぐらいまで引き上げていかなあかんというおつもりはおありなんでしょうか。お願いするのはわかります。目標を持ってちゃんと取り組んでいただけるというふうに思ってますんで、その辺ちょっとお教えてください。

自治防災課（小倉由紀夫課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

小倉課長。

自治防災課（小倉由紀夫課長）

具体的に28年度において何%にまで持っていくという考えは、今のところは持っておりません。私どもも、私どもよりも各自治会のほうでやっていただくことが大半やと思っておりますので、その辺ご理解を賜るよう自治会のほうに話のほうを持っていきたいと思っておりますので、ご理解のほどお願いします。

委員（高迫千代司委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

高迫委員。

委員（高迫千代司委員）

直接、忠岡町がね、職員さんが行ってお願いしてるわけやないですから、その辺のしんどさはあろうかと思うんですが、やっぱり一定の目標を持ってね、これだけ遅れているんやから、この年度はどこまでいこうという、こうしたものも役所としては心づもりを持っていただいて働きかけてもらう。特に私どもの住んでいる地域は対象者も広いですから、なかなか支援者の人数も集まりにくいなというような話も聞こえてきます。やっぱり必要なところ、そういうところをやっぱり重点的に力を入れていただくというふうなことも要ると思うんです。ですからそうしたやつは、やっぱり課長さんのほうで絵を書いてもろて、ここをちょっと強めていこうと、ここは実際に役に立つんやから、それが遅れることがあったら困るというふうなことになろうかと思うんでね。そうしたところの目配りもしながら、ここはどこまで行こうかというふうなところをちょっとお考えいただけたらありがたいと思うんです。

自治防災課（小倉由紀夫課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

小倉課長。

自治防災課（小倉由紀夫課長）

今、議員のほうからお話いただきました、各地域によって希望されている方が非常に多い地域もございます。たとえ1組でも進むよう、話のほうを進めてまいりたいと思いますので、ご理解のほどお願いいたします。

委員（高迫千代司委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。高迫委員。

委員（高迫千代司委員）

しっかり、よろしくをお願いします。特に西側のほうで遅れたところというのはね、いざというときには大変なんですからね。その点は特に重点的によろしくをお願いします。

それと、すみません、委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。高迫委員。

委員（高迫千代司委員）

既存建物の改修の分ですけれど、これは現在の事業部長さんが防災の課長さんであった

ころにつくっていただいた資料をもらっているんです。これは主要な避難路ですね。ここにどれぐらい、56年以前の古い建物があるのかということが書かれております。これに書かれておるのは、432戸のうち162戸が対象になるだろうというふうに書いていただいているんです。これが危険だということはおわかりいただいているので、ここを重点的にポストインなんかしていただいて取り組んでいただいたということは聞いております。

そこで実際の仕事のほうに今移っておられましてね、ここを進めるためにどうするかというのは、これは小倉課長さんとこと谷野課長さんのとこと、一緒にやってもらわなあかんような仕事やというように思っているんです。この点で、今年はどれぐらい見込めるのか、あとどういうふうに進めていこうとお考えになっているのか、ちょっとお聞かせを願いたいと思います。どちらでも結構です。

建設課（谷野栄二課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

谷野課長。

建設課（谷野栄二課長）

震災対策の計画につきましては、予算は自治防災課のほうで取っていただいていますけれども、当然ながら我々も参画をしまして、共同、協力しまして新しいこの時代に合ったものに仕上げたいというふうに考えております。

それと、2点目の震災対策の件数等々につきましては、本年も5件の対策費用を予算上見込んでおりますけれども、5件に至った年がないという状況も続いているところでございます。耐震のPRにつきましては、先ほど委員もおっしゃられましたけれども、平成23年から実施をしております。で、避難路に当たる町道本通線であったりとか、そういうようなところを重視にやってきた。昨年につきましてはクボタハウス、一団ずつ設計されてきた団地をターゲットにして進めてきて、その中からも診断等の申し込みが出てきているところではございます。

この件数を伸ばすための大きな打開策というところは、今現在出てきてないんですけれども、引き続きこの活動を自治防災課と我々建設課、協力して実施をしていくということで、28年度も実施をしてみたいというふうに考えております。

委員（高迫千代司委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

高迫委員。

委員（高迫千代司委員）

そしたらお聞きしますが、これまで耐震診断を受けられた。しかし、耐震の工事に至っ

ていないというところは、谷野課長さんのほうでアンケートというか聞き取りをしていた  
だいているというふうに聞いています。つまり、診断して危ないとわかったけれど、でき  
なかった原因というのは、そんな中でどういうものが出てきているのでしょうか。

建設課（谷野栄二課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

谷野課長。

建設課（谷野栄二課長）

診断を受けられた方に補助金の申請時にお会いする機会がございまして、詳しく話は聞  
いております。診断結果につきましては大体、古いだけで、一定安全と言われる条件、  
1.0を下回るところがほぼ100%ということになっておりまして、診断結果を見ただ  
けで建てかえを検討するわというところもおられますし、少し様子を見たいと言われて、  
検討すらしていただけないというところもありますし、一握りではありますけれども、や  
っぱり地震対策をしたいというところが、今現在、平成27年度におきましては2件の耐  
震改修工事をしていただきましたけれども、そうした改修工事につながっているものとい  
うふうに考えているところでございます。

委員（高迫千代司委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

高迫委員。

委員（高迫千代司委員）

結局、診断をして、何とかせないかんと思うけれど、高くつくから手が出せないとい  
うところはあるのではないですか。

建設課（谷野栄二課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。谷野課長。

建設課（谷野栄二課長）

今まで私が面談させていただいた中で、額が多いからはなからやめておくというところ  
はなかったように思います。ただ今回、今耐震改修工事の協議をしているところなんか  
も、当初の見積もりが300万を超える見積もりになっていまして、設計会社と我々と、  
また住民の方が相談をして、かなりの金額を抑えてきて実施に至りかけた事例もございま  
すので、そのような話し合いというのも大事なかなというふうに考えているところであ  
ります。

委員（高迫千代司委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。高迫委員。

委員（高迫千代司委員）

低く抑えて、確実に安全にしてもらおうというのは大事なことです。ぜひお願いしたいと思うんですが、私の家がそうであったように、300万ぐらいやったらやろうかということでも腹づもりしておったんですよ。ところが古い家で、あちこちつきはぎやから五、六百万かかると言われたんです。それで中止したんですね。ほかの東3丁目の方からちょっと私、話を聞かしてもろたんですけど、高いさかいやめたんやと、そういうふうにおっしゃっているんで、理由がいろいろあっても、やっぱり思ったよりも高うつくな、これやったらちょっと辛抱して踏ん張って、お金をためて建て直したほうがええかなという方もやっぱり出てくるんです。やっぱりその辺をもうちょっと応援してもらおうということも要るのかなと。

例えば、今課長さんがおっしゃっていただいた、毎年450万のお金を組んでくれているんです。組んでくれているけれど、これまでは2件、28年は、ひよっとしたら1件やってくれるかもしれないということですが、1件やってもろて、その家が非課税であれば90万、課税世帯であれば70万ですね。ということは、あとのお金が残るわけですよ。だから私ら申し上げているのは、やっぱりせっかく組んでいただいて、忠岡の住民の安全を守るための費用にしようというふうにしているお金ですから、全て流してしまうというようなことではなしに使えるようにしていただきたいなど。そのためには900に引き上げて、まだ、それやったら、うち、やってみようかというふうになればね、それは生きた金になると思うんです。だからそういうふうなことでお考えいただくということもね。いつも組んで、いつも組んで、ああ、流れた、流れた、流れたというよりは効果のある費用になるんでないかというふうに思っていますんで、この点での検討を一遍お願いしたいと思っています。

建設課（谷野栄二課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

谷野課長。

建設課（谷野栄二課長）

耐震補助金額の引き上げも含めて検討しろというご意見でございます。本町の補助制度につきましては収入で、月額収入が約21万5,000円以下のところにつきましては90万定額、それ以上につきましては70万定額ということになってございます。一応、府下では高目の設定しているところも1つ2つございますけれども、本町も決して低くない補助金の設定をしております。また、府下の先進の事例とかも勘案しながら、今後検

討してまいりたいというふうに考えておりますので、ひとつご理解のほどよろしくお願ひ  
します。

委員（高迫千代司委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。高迫委員。

委員（高迫千代司委員）

せっかく組んだ予算が使われなくて流れていくということがずうっと続くようではやっ  
ぱり困りますので、積極的に取り組んでいただけるようにね。いろんな方法は考えていた  
だく。その1つに私はやっぱりこの補助の引き上げはあると思っていますので、ぜひご検  
討をお願いしたいというふうに思います。

委員長（杉原健士委員長）

審議の途中ですけれども、ちょっと3時間を超えましたので、暫時休憩ということで、  
4時15分から再開させていただきます。

（「午後4時01分」休憩）

委員長（杉原健士委員長）

休憩前に引き続き審議を再開いたします。

（「午後4時15分」再開）

委員長（杉原健士委員長）

お諮りいたします。

本日の会議時間について、議事の都合によりあらかじめこれを延長してよろしいです  
か。

（「異議なし」の声あり）

委員長（杉原健士委員長）

異議ないものと認め、議事の都合により延長させていただきます。

それでは、審議に入っていきます。よろしくお願ひします。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

56ページの災害備蓄品代についてであります、これは一般質問で高迫議員がお聞き

していますので、その続きで数字だけちょっとお教えいただきたいんですけども、食糧の備蓄が、そろえないといけないという食数が増えたということで、現在備蓄率が20%で、5年で100%にされるということなんですが、食数でいうと現在何食あって、あと5年でどれだけにふやすと。今年度はどのぐらい食糧を、何食分ふやすというふうな、そういった数字をお教えいただきたいのと、それと備蓄倉庫を線路から西側の地域にも置くということについては、総合福祉センターというふうにちょっとおっしゃっておりましたが、その1カ所以外にも避難所となっているところがほかにあるのかということ、そこに置かないのかということについてです。

自治防災課（小倉由紀夫課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

小倉課長。

自治防災課（小倉由紀夫課長）

備蓄物資のお話ですが、備蓄食糧についてお話しさせていただきたいと思います。現在なんですが、食糧等については約3,800食、4,000食弱を有しております。一般質問の中でもあったかと思いますが、この食糧食料等については1万8,500まで持っていきたいというふうに考えております。

27年度、今年度あとまだ数週間あるんですが、そこでも若干数量のほうを増やす予定でおります。で、28年度以降は、単純に申し上げますと、食糧については3,000食をずっと5年間備蓄していかないといけないということになるんですが、29年度以降、予算の関係もありますので、その辺は予算を見ながら計画的に1万8,500に届くように整備のほうを進めてまいりたいというふうに考えております。

それと、備蓄倉庫の件、お話しいただいたかと思いますが、備蓄物資でございますが、大部分をシビックセンターの防災倉庫に保存しておりますが、今申し上げたように数値を大分上のほうまで持っていけないとだめですので、備蓄物資の分散化というものを考えております。現在なんですけども、水については消防署のほうで約500本の備蓄をしております。今後は、消防署及び総合福祉センターの活用も考え、数量については今後精査してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

委員（是枝綾子委員）

はい。委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

わかりました。備蓄食糧については3,000食ずつ、今年度3,000食、増やしていかれるということによろしいですか。

自治防災課（小倉由紀夫課長）

はい。委員長。

委員長（杉原健士委員長）

小倉課長。

自治防災課（小倉由紀夫課長）

28年度は、食糧については3,000食を購入する予定です。

委員（是枝綾子委員）

わかりました。それとあと、備蓄倉庫、分散化ということが大事だと思います。その1カ所がだめになった場合とかいうこともありますので、分散化はぜひしていただきたいというのと、あと小学校も避難所になっておりますか。忠岡小学校とか東小学校とか。ですね。そこには備蓄とか、そういったものは考えられませんかでしょうか。

自治防災課（小倉由紀夫課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

小倉課長。

自治防災課（小倉由紀夫課長）

すみません、現在のところ小学校については考えておりませんので、今後どういうふうにできるのかも検討のほうはしてまいりたいというふうに考えております。

委員（是枝綾子委員）

ぜひよろしく願いいたします。

それと、同じ56ページの防災行政無線の電気使用料ですけれども、これもずっと聞こえにくい地域の改善について言われてるんですが、改善はされたのかということと、あと、災害時の広報車、本当に運行できるかなと。いろんな道路状況とかありますのでね。その点、大丈夫でしょうか。

自治防災課（小倉由紀夫課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

小倉課長。

自治防災課（小倉由紀夫課長）

防災行政無線についてでございますが、昨年9月4日でございます。大阪880万人訓練にあわせて津波避難訓練のほうを行ったわけでございますが、その際に参加していただいた方からアンケートをとらせていただいております。防災無線が聞こえないという回答をされた方がおられました。聞こえなかったとお答えされた方の地域もわかっておりますので、後日、私どもも状況の確認に行っております。天気や風向き、また住宅の気密性の高さや窓ガラスの種類、積極的に聞こうとする場合と自然に聞こえる場合、やはり聞



こえ方が異なるのかなというふうに思っております。

防災行政無線なんですけど、デジタル化により聞こえ方が向上はしておりますが、やはり限界もあるのかというふうに思います。そのため、災害発生時には防災行政無線でまずサイレンのほうを鳴らすと。その上で放送をし、さらに携帯電話の緊急速報メールやテレビのテロップ、自主防災組織を通じての地域への伝達、広報車による伝達などさまざまな多様な手段を利用して情報の伝達をしてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくをお願いします。

委員（是枝綾子委員）

はい。委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

聞こえにくい地域については、防災訓練に来られた方からはちょっととられたと思いますが、それ以外の地域でも聞こえにくいところがないかどうか、常にまた意識していただいて、そういう声があれば確認もいただいて、対策もとっていただくということで、よろしく願いいたします。

災害時の広報車にちょっと限定したというのは、道路の状況ですね、災害によっては道路の状況や、例えば南海電車の踏切が閉まっているとかいうことになったら通れないとか、渋滞でとか、いろいろそういったこともあるので、広報車については限界があるのではないかなというふうなことがありましたので、その点どうなのかなということでお聞きしました。そういう問題もありますよね、広報車であれば。どうでしょう。その点どうですか。

自治防災課（小倉由紀夫課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

小倉課長。

自治防災課（小倉由紀夫課長）

広報車なんですけど、まずは役場の広報車を利用して住民さんに情報伝達のほうを行うというふうに考えておりますが、また同時に消防車両の活用も実施してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解のほどお願いいたします。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

わかりました。消防車両ということも、そうですね、その車もいいなと思いました。ぜひきちんと全ての住民の方に情報が行き渡るよう、伝達されるようにと、また努力をお願いいたします。

ということと、よろしいですか。委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員、続いて、どうぞ。

委員（是枝綾子委員）

58ページのLED防犯灯リース料についてですが、よろしいですか。LEDになってものすごく明るくて、あっ、いいなあというふうにちょっと思いまして、今の設置状況、27年度ではほぼ完了するのかなと。設置状況ですね、交換がどのようにどこまで来ているのかということと、あとリースによる財政効果については、まだ半年もたっていないので、でもどのように財政効果が今出ているかということもちょっとお教えいただきたいんですが。

自治防災課（小倉由紀夫課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

小倉課長。

自治防災課（小倉由紀夫課長）

防犯灯のLED化の件でございます。町内に防犯灯のほうは約1,100本ございまして、この1,100本のうち、一部LED化にならない防犯灯というのがございます。それを除いて、この3月末までに全てLEDの防犯灯に変わります。もう既に大半が変わっております、若干未設置のところがございますが、これについても3月中に全て完了する予定でございます。

それと、効果額のほうをお尋ねいただきました。当初の計画よりLED化のほうがちょっとおくれてしまっておりまして、実際のところ、まだLEDに変わってからの電気代の発生というものがございません。ただ、私どもが精査する中では、26年度の決算の数値との比較にはなりますが、町の財政効果額は28年度の予算ベースで考えると、約70万円ほどあるのかなというふうに考えております。

以上でございます。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

ありがとうございます。そうですね、LED化できないところもやっぱりあるんです

ね。どのぐらい残ってますか。

自治防災課（小倉由紀夫課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

小倉課長。

自治防災課（小倉由紀夫課長）

LED化できないというふうに申し上げてしまったんですかね。すみません。できてない部分は、青空のガス灯なんです。一般の防犯灯の形式じゃなくて、青空の地域の一部の、ドイツみたいな町並みがありますよね。あそこのガス灯なんで、あれをLEDにしちゃうと、あの町並みが好きやということで購入された方もいらっしゃるんで、あそこについてはLED化は行っておらないと、そういうことでございます。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

そんな風情のあるガス灯というのがあったのは知らなかったんですが、それは住民の方の声を聞いて残すというふうな、そういう話になってるんであれば、それはそれで。わかりました。

委員（高迫千代司委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

高迫委員。

委員（高迫千代司委員）

すみません。LEDというのはありがたいなと思ってるんですが、最近ネットでLEDの電気は10年ぐらしか寿命がもたないよということが言われてるんです。契約ではこれ10年ですね。だから10年きっちりもって、あと変えてもろうたらいいんですけど、それまでに切れた場合はちゃんとリース会社が責任持ってやってくれるというシステムになってるんですね。

自治防災課（小倉由紀夫課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

小倉課長。

自治防災課（小倉由紀夫課長）

契約期間満了までの修繕については、リース会社のほうで全て面倒を見てもらうという

ような形の計画になっております。

委員（高迫千代司委員）

委員長。もう1点はね、これは私も言われたばかりで定かかどうかわからんですが、農作物に対する影響はないのかという心配が最近出てきてるらしいんですよ。だから、進んだものでいいことは私らも認めてます。明るいですしね。長寿命でエコですから。ただ、そんなふうなことが出てきたら、ちょっとその辺も頭に入れて考えておいていただいたらありがたいというふうに思うんです。

それともう1つはね、これは簡単な話です。中3丁目の勝基寺というお寺があるんですけど、ご存じですね。その一番下側、西側ですね、そのところに電信柱が立っておって、LEDのいい防犯灯をつけていただいているんです。ただ、夜行っても暗いんですよ。何でかと思って上を見たら、どこからも電線が繋がってない。これ、近所の方から、いつつくんでしょうかと言われてるんやけどね、そのやつはどうなってるんでしょうかというところを。

委員長（杉原健士委員長）

はい。小倉課長。

自治防災課（小倉由紀夫課長）

すみません、農作物の件なんですけども、ちょっと私どもでどういうふうな結果が出るという、いわゆる検証結果みたいなものは持ち合わせておりませんので、申しわけないです。

今おっしゃっていただいた勝基寺のところなんですけども、ちょっと具体的な名前を出してどうかあれなんですけど、通りから漆原さんの家のところを通っての空き地のところにあることをおっしゃっているんですかね。

委員（高迫千代司委員）

そうです。

自治防災課（小倉由紀夫課長）

すみません、その部分が今月中につくと。一部ついてないということのを是枝議員の説明でお話しさせてもろうたと思うんですけども、それがその防犯灯でございますので。

委員（高迫千代司委員）

つまり、今月中につくということですね。

自治防災課（小倉由紀夫課長）

つきます、はい。関電からの電線工事は、まだしておりませんので。

委員（高迫千代司委員）

わかりました。あと、農作物のやつは、ちょっと心しておいてほしいということなんです。やっぱり新しいものを入れると、それに対するいろんな問題点が出てくる可能性もありますんでね、またそのときにはちょっとお考えいただくということも必要かなというふ

うに思っています。

委員長（杉原健士委員長）

続いて、是枝委員どうぞ。

委員（是枝綾子委員）

次に、59ページの地域の安全見守り活動補助金は、先ほど北村議員の質問にも答えておられたので、その補助の内容とか、何か金額とかいうふうなところは、お一人お一人にお金で渡すんじゃなくて、何かグッズで渡すということなんですかね。ちょっとその辺がよくわからないんですけど。

自治防災課（小倉由紀夫課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。小倉課長。

自治防災課（小倉由紀夫課長）

先ほどご説明させていただきました地域の安全見守り活動の補助金でございます。55万円でございます。これグッズのほうをつくりたいなというふうには考えておるんですけども、詳細については、今後また防犯委員会等ともお話のほうさせていただきたいなというふうに考えております。よろしくお願ひします。

委員（是枝綾子委員）

わかりました。委員長、次に行っていていいですか。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員どうぞ。

委員（是枝綾子委員）

すみません、59ページの男女共同参画推進会議委員報酬から、ずっと男女共同参画に関連してですけども、4点ちょっとお聞きします。

10カ年の計画の、もう5年は経過しました。計画を見直しする時期は過ぎてるんですが、計画の見直しについては今年度どうなのか。あと、進捗状況の公表が、ちょっとまだおくれて、26年度の分がおくれていらっしゃるの、これについてはどうしてなのかということと、3番目が職員体制強化について、どう考えているのかと。4番目は女性センターの設置ということについて、お願ひいたします。

人権広報課（明松隆雄課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

明松課長。

人権広報課（明松隆雄課長）

忠岡町の男女共同参画計画でございます。これ、平成23年度に策定されまして、計画

期間、平成32年ということで10年でございます。ただし、規定がございまして、国内外の動向や社会情勢の変化に対応して、必要に応じて見直しなどを行うとしております。

実は、ここ昨今なんですが、国において女性活躍推進法の成立、あるいは現在、6月を目標に一億総活躍社会、これが策定されております。これはサミットに向けてされておりました、この中で男女のことを取りまとめられるということを伺っております。

このような状況を受けまして、現在実施しております76項目の基本目標というのがございます。この内容の一部見直しも含めた精査を今年度行ってまいりたいと思っております。その中でより実効性の高い計画に近づけていければと考えてございます。

進捗状況でございます。毎年、申しわけございません、取りまとめがおくれております。少しでも早くできますよう鋭意努力しているところですが、各課等からの取りまとめ、なかなか進んでいない状況でありました。昨今、26年度の件なんですが、これが終わりましたら、一定、成果品ができてございますので、また先生方にもご配布いたしまして、いつもどおり情報閲覧コーナー、また人権広報課の配置、またホームページでの公表をしてまいりたいと考えてございます。

3点目でございます。職員体制の強化ということでございます。体制につきましては人事のほうでさまざまな面、検討してされているところでございます、業務はもちろんであるんですが、人員とか、あるいは財政事情も勘案して決めておられるかと考えております。そういうものの中で決まっておりますので、現行で取り組んでまいりたいと考えてございます。

4点目でございます。女性センターの設置ということでございます。女性センターにつきましては、現在のところ、同じようなことになるのですが、場所、人的な予算も伴うものでございまして、今のところ大変厳しいものではないかと考えておりますが、ただ、議員の申されております意につきましてはご拝聴させていただき、今後またいろいろな面で研究してまいりたいと考えてございますので、何とぞご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

計画の見直しについては、いろいろ社会情勢、国の方策もあるでしょうし、これはちょっと見直しせざるを得ないところですけど、今年度見直しをされるのかどうかですね。計画の見直しということで。それを先に、見直しされるのかどうか。

人権広報課（明松隆雄課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。明松課長。

人権広報課（明松隆雄課長）

計画の見直しと言いますが、男女共同参画の本計画ではございませんで、いわゆる76項目の基本目標がございます。これらにつきまして、推進会議等開催させていただきまして、一定変更、見直しというのを検討してまいりたいと考えてございます。

委員（是枝綾子委員）

はい。委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

あまり時間を取ってもあれですが、76項目あるんですが、追加しないといけない項目も出てきていると思いますし、それから要らない項目というのはないと思うんです。必要やから、それが達成できているかといえば達成できてなかったり、また達成できてるから、もうせんでええというものでもないと思いますので、精査していくというよりも、もう少し充実をしていくという視点でお願いしたいというふうに思います。

あと、進捗状況の公表のおくれというのが、これはやっぱり課長ね、忙しいと思いますけど、広報は絶対つくらんとあかんけれども、男女共同参画を絶対せなあかんかというたら、そうではないという、そんなところもあるんかもしれないなあというところで、ちょっとおくらしているというところが、26年度の進捗状況、大体5月、6月にいつもやっただらいただいているんです。だけど、今年、もう3月になるんやけど、なかなかちょっと大変やということだと思いますので、これも各課はもう忙しいと思います、国の制度改正とかで、対応とかで。ですが、やっぱりそれを補うための職員の体制が少な過ぎるというところがあると思います。課長と正規の職員1名と、あとアルバイトの方1名ということなので、これではちょっとなかなかできないと思いますので、これをちょっと体制を強化していただきたいということで、その人数で行くというのであれば、強力なメンバーに変えていただかないと、個々の能力で補っていただかないと、何で補うかと。数で補うのか能力で補うのか、どちらかやと思いますので、これについては職員体制の強化は、ぜひ人事のほうで考えていただきたいというふうに思います。

あと、これね、男女共同参画の計画とか、いろいろ取り組みとかしてなくても、それぞれの子育て支援課とか福祉課とかで申請したり、いろいろそういう手続とかができれば生活はできていけるんですけれども、これ別になくとも生活できていけるわけなんですよ。だけど、そういうものでなく、これは大事やという意味合いというのが忠岡町全庁で取り組んでいくと言った割には、全然全庁的になっていないというふうに思うんです。

というのは、本部長である町長がどの程度この男女共同参画についての計画を促進していくという認識が不足しているからだと私は思います。ということで、女性センターについてもなかなか設置できてない。新しい建物を建てろなんて言ってないです。文化会館の3階の働く婦人の家のこの部分をそういうふうにして充実させよう、それでいいと思うんです。だけど、それはしませんと。5階のこの狭いところの机と椅子を置いて、ここですと言うても、そこは作業したり会議したりいろいろしてはるから、住民の女性が来ても、そんな活用できるような場所ではなくて、とてもセンターだとは言えないというふうに思いますので、そんな状況を5年間ずうっと続けてきたということで、本当にこれ町長にお聞きしたいと思いますが、町長は本当に男女共同参画計画、つくったものを実行していかうと、後れている分については進めていかうという意思があるのかどうか、その決意についてちょっとお聞きしたいと思います。

町長（和田吉衛町長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

町長。

町長（和田吉衛町長）

十分にあります。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

十分にあるとおっしゃっていただいておりますので、ぜひこれが進むように、職員の体制も充実していただいて、女性センターについても、5年間ずっと検討しますと言わずに、そろそろ設置もしていただくようお願いしたいと思います。町長、よろしく願いいたします。

町長（和田吉衛町長）

まあ、いろんなバランスもありますしね、男の問題もありますし、頑張っていきます。

委員（是枝綾子委員）

すみません。委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

何かわけのわからん、男の問題もあるとか。女性の問題なんですけれども、指摘したことについて受けとめて検討していただきたいということで、よろしく願いいたします。



人権広報課（明松隆雄課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

明松課長。

人権広報課（明松隆雄課長）

今、町長も申されましたとおり、議員の言われている趣旨、努力してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

委員（是枝綾子委員）

男女共同参画についてもう1点だけ。

委員長（杉原健士委員長）

はい。是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

すみません、予算の60ページの男女共同参画事業啓発チラシ等印刷代ということですが、広報に時々入れていただいて、全町民に配っていただいているんですけども、男女共同参画の部分で後れている部分というのが、もちろん家庭とか地域とかありますけども、やはり職場、働く女性のところの部分が一番なかなか進んでいないということで、賃金の問題であったり、雇用が正規になかなかなくて、女性の半数は非正規ですし、そういったところで、その啓発のチラシを企業とか、あと学校とか、そういったところに。男女共同参画の問題は企業や学校も含めてというふうにもここに書いてあります。そういったところに啓発活動のために配布先に入っている点と、あと教育現場での取り組み、一番やっぱりこれから社会に出ていく子供たちに男女共同参画の教育についてはどのように取り組まれていっている点について、よろしく願いいたします。

人権広報課（明松隆雄課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

明松課長。

人権広報課（明松隆雄課長）

男女共同参画、学校、企業、地域と、この三者が連携していくものだと考えております。企業につきましては、啓発チラシ、先ほど申されました全戸配布しているチラシでございます。これにつきまして、忠岡町の商工会を通じまして、加盟企業650社、これ町内で650と聞いております。町外を入れますと800ということなんですが、そちらのほうを通じまして啓発をお願いしているところでございます。せんだって、来年度につきまして引き続き資料の配布等をお願いしているところでございます。

とりわけ今年度は、女性活躍推進法の関係もございまして、認定マーク「えるぼし」と

いうものもできておりますので、それにつきまして一定、4月、5月に商工会にお願いしたいと考えているところでございます。

学校につきましては、広報紙とあわせまして、教職員だけになると思うんですが、啓発チラシを同時に配布させていただいております。それと、教育現場の取り組みという件で、これは人権サイドの話の部分でございますが、これにつきましては人権擁護委員によります人権教室というのを開催しております。その中で、冊子「種をまこう」という教科書のような本なんですが、それを読みまして子供たち、いろいろとともに考えていくんですが、いじめ問題とあわせまして、男女平等、男女共同についての項目も扱わせていただいております。

また、教育委員会につきましては、事前にちょっと伺ったところでは、男女共同の視点から男女混合名簿の導入や、色ですね、女性は赤とか男子は青とか、そういうもので区別しないなど、従来からの慣習にとらわれない教育の推進に以前より取り組んでいるということ聞き及んでおります。以上の取り組みで、教育現場でも男女共同の考え方を子供たちに早い時期から教えていくことができればなと考えてございます。

以上でございます。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

企業、学校などのほうにも働きかけもしていただいているということですので、なお一層これからも取り組みを強めていただきたいというふうに思います。

あと、1つだけずっと言い続けてることなんですが、この男女共同参画推進会議というんですかね、推進会議のメンバーが、非常に数が人数は少ない、こじんまりとした推進会議なんですけれども、できれば学校とか企業のほうからの、そういった代表の方も入っていただけたらなと。一緒にそういう話し合いができるような、交流ができるような、そういうのもちょっとぜひ考えていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

人権広報課（明松隆雄課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

明松課長。

人権広報課（明松隆雄課長）

聞き及んでおきますので、またよろしく願いいたします。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

ありがとうございます。

あともう1点、すみません、71ページの監査委員報酬についてですけれども、月例監査がいつもされてますけれども、それについて意見が多分出されていらっしゃると思いますが、その意見の反映についてはきちんとされていらっしゃるのでしょうかという点と、あと監査委員室を設置することについてどのようにお考えでしょうか。

総務課（南 智樹課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

南課長。

総務課（南 智樹課長）

月例監査の意見反映はどのようにされているかというところでございますが、ここに議会選出からお願いしてます監査委員の松井先生がいらっしゃるところではございますが、まず監査委員が監査資料で詳細な部分での不明点や疑問点があった場合におきましては、その場に原課をお呼びいたしまして、説明を求めているところでございますが、その中で監査委員の意見や指摘事項等におきましても、その場で行っているというのが現状でございます。また、必要に応じて、その翌月の監査におきまして、その指摘があった点が改善されているかどうかの有無の確認もやっていただいているところでございます。

もう1点、監査委員室の設置についてということでございますが、この点につきましては、この監査委員制度については、行政に対する住民の信頼を確保し、透明性のあるものとしていくためには、地方公共団体みずからがチェック機能を高めていくということも必要であろうかと思えます。また、独立性の強化や専門性の確保を図る観点からも、月例監査以外でも監査委員が必要と認めた場合においては、日常的にも監査ができるということがされておるところからも、監査委員室といった専用の部屋で監査を実施していただくことが望ましいということは考えてはございますが、専用の部屋を確保するというのは実情的におきましても困難なことでございますので、現在におきましては各課共通の会議室で監査をしていただいているというのが現状でございます。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

月例監査の意見の反映については、翌月にはきちんと改善をしているということで、内

容については非公開ですので聞きませんが、きちんと改善できてないことはないですね。改善は必ずされていっしょにやりますね。

総務課（南 智樹課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

どうぞ。南課長。

総務課（南 智樹課長）

その場で指摘事項につきましては、今申し上げましたように、必要に応じて監査委員が翌月それをチェックしていただいているというところがございますので、おおむね適正に、そういった指導事項においても適切になされておるというところがございます。

委員（是枝綾子委員）

わかりました。

委員（松井秀次委員）

やらせてもらってます。

委員（是枝綾子委員）

監査委員室についても、専用の部屋がなかなかちょっと確保できない、忠岡町の中にということでありますが、部屋はないですかね。つくることはできませんか。

総務課（南 智樹課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

南課長。

総務課（南 智樹課長）

現在、それ専用の部屋を設置するというところにつきましては、ちょっと難しいかなというふうに考えてございます。

委員（是枝綾子委員）

はい。委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

どうしても監査というと、月例監査しか思い浮かばないという方がほとんどだと思うんですが、実は日常監査ができる。日常の活動をちゃんとする場所とかいうほうを確保しないといけないということになっているわけで、それがないと、日常行く場所もなければ、日常しようというふうなことになかなかかなりにくいということだと思うので、それはぜひ監査委員の活動強化という点から、ちょっとそういった設置するという方向でね、ぜひ考えていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

委員（高迫千代司委員）

委員長、よろしいですか。

委員長（杉原健士委員長）

高迫委員。

委員（高迫千代司委員）

68ページに町長選挙があと7カ月後に行われるということですね。これはもう日程は決まってるんでしょうか。

総務課（南 智樹課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

南課長。

総務課（南 智樹課長）

町長選挙の日程でございますが、まだ確定には至ってないというところでございますけれども、予定といたしましては10月の23日を予定しておるところでございます。

委員（高迫千代司委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。高迫委員。

委員（高迫千代司委員）

確定はしていないというところですね。町長さんの今の任期切れと、それからその選挙の日にちというのは、特に問題はない。

総務課（南 智樹課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

南課長。

総務課（南 智樹課長）

任期につきましては、予定してます選挙日の10月23日でございますので、その点は何ら問題はないというふうに考えてございます。

委員長（杉原健士委員長）

他に、ご質疑ありませんか。

（な し）

委員長（杉原健士委員長）

ないようですので、質疑を終結いたします。

委員長（杉原健士委員長）

次に、71ページから87ページまでの第3款民生費につきまして、担当課の説明を求めます。

（泉元いきがい支援課長・東保険課長・武田子育て支援課長：説明）

委員長（杉原健士委員長）

説明は、以上のおりです。

ご質疑をお受けいたします。北村委員。

委員（北村 孝委員）

すみません、1点お願いします。82ページの19節の負担金補助及び交付金で、低所得者のいわゆる年金の受給者に給付される高齢者向け給付金ですけれども、いつから実施されるのか。また、これ障害と遺族年金も受給者向けの給付金がありますけれども、これは時期はやっぱりちょっとずれるんですよね。この辺のちょっと内容について。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。泉元課長。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

低所得者の高齢者向け給付金ですけれども、受付期間ですけれども、年度当初の5月2日から約3カ月間の予定をしております。で、次にその障害・遺族年金受給者向け給付金につきましては、受付期間を9月1日から約6カ月間の期間で、2月末までを予定しております。低所得の高齢者向け給付金につきましては、金額3万円で1回限り、3,000人を予定しております。低所得者障害・遺族年金受給者向けの給付金は、これも1回限り3万円で、500人程度を予定しております。

以上です。

委員（北村 孝委員）

結構です。

委員長（杉原健士委員長）

他に、順番にお願いいたします。どうぞ、是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

では、73ページのコミュニティソーシャルワーカー事業委託料についてですが、委託契約の仕様書ですね、どういう中身で委託をされているのかということと、あと、評価についてですね、委託更新しはるときにどんなふうに評価されて、どういうふうにまた改善を求めたりとか、そういうふうにされるのか、評価についてと、あと、訪問活動についてはどういうふうにされていらっしゃるのかということで、3点お聞きします。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

泉元課長。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

毎年ですけれども、委託契約を結んでおりまして、その契約の内容ですけれども、その事業の内容につきましてはコミュニティソーシャルワーカー事業実施要綱に基づく契約といたしております。その評価につきましては、その実施要綱については特に評価基準までは設けてるものではないので、各種相談の実績報告をもって評価といたしているところが実情でございます。

それと、訪問活動ですけれども、実際にご要望がございましたら、実際に該当者宅に訪問も寄せてもらいますし、用件によってはケース会議でも開催することも予定しておりますので。

以上でございます。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

1点目の委託の中身ですが、その委託の中身というのは、コミュニティソーシャルワーカーに何をしてもらうのかというのが明確になっているのかという点なんですけれども、実施要綱に細かい活動内容まで書かれているのかと。それも、その評価するところもなければ、相談件数のみということであれば、もう委任している、任せてる、好きなように活動してくれみたいな感じの制度なのかなと。コミュニティソーシャルワーカー事業ってどういう事業なのかなというふうに。これは実施主体はどこなのかと。で、どういう活動をするというのは、もう国で決められているとおりのものというふうなものなのか、ちょっと私はその辺の制度がわかりませんので、それでちょっとどういう仕事内容かと、どういう仕事を委託をしているのかということでお聞きしたんですけど、実施要綱に細かいところまで書いてますでしょうか。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

泉元課長。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

コミュニティソーシャルワーカーの事業内容ですけれども、地域における援護を要するあらゆる方の支援や相談を通じて、地域の要援護者等の福祉の向上と自立生活の支援のため

に、各機関や団体と要援護者個人をつないで自立生活の支援を行うということになっております。また、地域福祉を計画的に推進するため、予防活動や関係機関に対する指導や協働をしまして、セーフティーネットの向上を図るものということで事業を進めることになっております。

委員（是枝綾子委員）

はい。委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

一般的なものですね、それって。忠岡町が独自に考えたものではなく、そういう制度やということで来てて、具体的に今度忠岡町の中でどういう動きをしてもらうかという委託の中身というのは、それは決まってるんでしょうかということが、ちょっとお聞きしたいんですけど。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

泉元課長。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

委託契約の中では、そういう実施要綱に基づく事業ということで、CSW（コミュニティソーシャルワーカー）の役割というのを明記しております。十何項目ありますので、それに基づいて実施すると。要約しますと、先ほど申し上げた地域福祉の向上に向けて、要援護者等の見守り、発見なり、そういったものを地域の方と一緒に組織化していくということになっております。

委員（是枝綾子委員）

よくわからんけど。はい。委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

一遍ちょっと実施要綱を下さい。それで、福祉の向上になったかどうかというね、活動の中身がどうなのかという、その点検というんですかね。仕事をすれば何ぼでも仕事がある仕事やと思います、これは。しなければ、来た分だけ対応したらいい。まあいろいろあるんです。なので、私らはどういう活動をされているのか全然わからないので、どのようになっていますかと見るときは、仕様書なり、その細かいこういう活動をしてくださいというふうな、そういう取り決め、話し合いで何か決めているということであれば、その話し合いでこういうふうな、週何回ここに来て、こうやっていただくとか、これはこうして



もらうとかというふうな、具体的な何かそういう取り決めというのはされてるんでしょうか、そしたら、すみません。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。泉元課長。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

そういう細かな取り決めまではしておりませんので。

委員（是枝綾子委員）

そうですか。委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

これは、すみません、社会福祉協議会に委託していると思うんですが、社会福祉協議会の活動ということで、そこに委託しているのか、社会福祉協議会のお仕事ということで、そっちでやってくださいと任せてるものなのか。忠岡町の事業として忠岡町がやっているものなのかという、その辺ちょっとどうなってるんでしょうか。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

泉元課長。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

CSW（コミュニティソーシャルワーカー）の事業としましては、忠岡町の事業として委託しているものと認識しておりますので、忠岡町の事業として考えております。

委員（是枝綾子委員）

はい。委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

忠岡町の事業であれば、こういうふうなことをしてくださいというふうなことで、忠岡町の職員でやれば一番いいんですけれども、職員にそういう、いてないから委託をしてやってるわけなので、そこをきちんとどういうふうに、忠岡町の職員に代わってやっていただく分やから、やっぱりこんなふうにやってくださいと。で、それについてどうやったのかということで評価もしてと。職員さんであればそういうふうな管理しますわね。仕事の指示を与えて、どうやったのかということで、こういうふうにというふうなのが、そうい

うやりとりがされていたらしゃれば別にいいんですけれども、それがされていたらしゃるのかということをお聞きしてるんですけど。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

泉元課長。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

C S Wの活動ですけども、個々実際にケースを動かすに当たって、我々の地域包括支援センターと協働して、また高齢担当部門とも協働してケースに当たっているところがございます。ですので、日々そういった個別に習慣的にその会合を持つとか、そういうものはしておりませんが、C S Wとはそういう日常的な個別の支援をもっていろいろ協議して、ケースのよりよい方向に向くようにふだんからしているところがございます。

委員（是枝綾子委員）

はい。委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

ちょっと手元に資料もないので、実施要綱もいただいたりとか、あと月々の相談件数とか、そういった資料もまた見ながら、かなり530万円、人件費補助ですので、この方がすごく頑張って活動していただいたら、すごく地域の福祉の向上になると思いますので、その点の評価についてはされていないということなので、やっぱりされるようにして、ほんとはよかったねと、いい活動してくれたねというふうに、そういう評価できるように、その点も考えて委託をしていただきたいと思います。

あと、訪問活動については、依頼があれば行っていただくということで、依頼があれば、誰が誰に依頼をするのかなあとというところなんですけども。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

泉元課長。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

相談窓口は役所であれ、社会福祉協議会であると思いますので、私どもも実際に窓口で相談がありましたら、C S Wに訪問なり、こういう方がいてるので、ちょっと一緒に自宅を訪問しましょうとか、あとその辺の処遇について検討していますので、特にそのケースによって訪問は行っているところがございます。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

基本は、地域包括支援センターと一緒に訪問活動するということですか、そしたら結論的には。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

泉元課長。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

必ず一緒に動いているわけではございません。単独でケースが動いている場合であれば、コミュニティソーシャルワーカー独自で、ケースの訪問で寄せていただいているケースがございます。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

そしたら、すみません、相談件数というんですかね、延べで結構ですので、事務報告にあったかな。どんな活動をされてるのがちょっと私もよくわからないので、日ごろは社会福祉協議会にいらっしゃるんですね。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

泉元課長。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

所属は社会福祉協議会ですので社会福祉協議会にいますが、27年度においては、当初研修とか、いろいろ役所の人間との交流もありますので、一時期、いきがい支援課、包括のところで来ていただいて、窓口の対応なり、実際に役場との協働するに当たって、在席というんですか、来ていただいてたときがございます。

あと、個別の相談件数であるとか、ちょっと26年度の実績で申しわけないですけども、高齢者で延べ98件の相談であったりとか、障害者で31件で、ほか合わせますと延べ件数で131件の対応件数がございます。

以上です。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

わかりました。延べ131件の相談活動があったということで、まだちょっとこれは内容についてはまた今後ね、もっと活動していただけるようにということで、よろしく願いいたします。

73ページの小地域ネットワーク委託料についても、これも700万円予算化されていますが、これの700万というのはどういう中身で700万なのかということと、この仕様書か何か、どういう事業なのかということと、それについて評価についてというところもちょっとあわせてお願いいたします。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

泉元課長。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

事業といたしましては、小地域のコミュニティネットワーク事業、また地区福祉委員活動支援事業になっております。事業の実施につきましては、これも忠岡町小地域ネットワーク活動推進事業実施要綱に基づき、事業の委託をしております。それと、評価についてですが、これも先ほどと一緒に申しわけないですけども、実際に評価基準を設けてしているわけではございませんので、実績報告をもって評価としているところでございます。

以上です。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

これは、地区の福祉委員の方々が活動している小地域ネットワークへの委託ということでもありますね。それぞれ自主的な、地域によっていろんな取り組みされてるという、そのことです。

あと、これについては委託料ですから、精算してまたお金を返していただくんですね。それとも渡し切りですかね、これすみません、委託料。ジャストの金額なんで。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

泉元課長。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

これは事業実施後、実績報告とともに収支報告書をいただいて、精算の結果、余剰金が生じた場合は返還していただくという形になっています。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

わかりました。あと、73ページの社協の補助金についてですけれども、今、地域福祉計画を策定されている最中だと思いますが、その中で皆さんも知ってるように、報告を待っているのは、ボランティアセンターがやっと社協の中につくられると、4月から開始されるということなんですけれども、そのボランティアセンターの設置の中身については、忠岡町はどのようにお聞きになってるのでしょうか。ちょっと期待してる場所なんですけれども。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

泉元課長。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

社協から聞き及んでるものなんですけれども、28年度におきましてボランティアセンターを設置しまして、地域福祉や住民福祉に寄与していただけるものと考えております。まず最初に、手話ボランティアの方に対しまして、聴覚障害者の社会参加のために手話のボランティアで登録していただいて、活動をお願いしようというのが一番最初のところがございます。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

これからボランティアも募集されて、登録もしていってもらおうということなんで、即何かいろいろ活発にということではないかと思いますが、手話のボランティアの方の登録とかをされていらっしゃるんですね。そこからスタートということで、それ以外にいろんなボランティアの方が登録されてきたら、今度はこのボランティアセンターに住民の方が、

こんなボランティアをお願いできないかなというふうに問い合わせしたら、ボランティアを派遣してもらうという、そういう窓口というんですかね、そういう調整の役割ももちろん社協に、このボランティアセンターがするわけですよね。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

泉元課長。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

そうですね、まずボランティアをしていただける方の長所と言うたら固い言い方ですけども、いつの時間帯にどのようなボランティアができるのかというのを確認させていただいて、そういう方を数多くつくっていくのがまず大事やと思ってます。その後、実際にボランティアに来てほしいという方のニーズを拾って行って、そのボランティアをしたいという方とマッチングさせていくというんですかね、そういうことを社協でお願いというんですか、考えているところでございます。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

例えば、介護保険制度では介護の必要な方が病院に通院する際に、介護タクシーを使えるけれども、院内、一緒に診察についてきてくれてというふうないろいろ、そういったことはできないわけで、そういうところでボランティアの方が病院の付き添いとかいうふうな、してほしいなというお声はあるんです。やりたいという人もいらっしゃるんで。そういった方々がマッチングしていただけるという、そういうものだと思ってよろしいでしょうか。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。泉元課長。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

そういうふうにご考えております。

委員（是枝綾子委員）

わかりました。ぜひたくさんの方が登録されて、また、必要としている方のところに派遣していただけるようにぜひよろしく願いいたします。

委員（高迫千代司委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

高迫委員。

委員（高迫千代司委員）

今の、すみません、もう一遍確認させてもらいます。私、泉元課長さんにこの間ご相談させてもらうようにね、このごろ老老介護になってまして、実態は大変なんです。その車椅子に乗った方が表に行きたい、お買い物にも行きたい。家族でやってはっても、相手も高齢者ですから、もう押せなくなってきてるんですね、車椅子を。そんなときにボランティアの方を社協で集まっていたら、していただけるんかと言うたら、そうですとおっしゃってましたね。

だから、今この視聴覚障害者の方だけではなしにね、この28年度はもっと広くいろんな範囲のボランティアの方を社協で集めていただくというか、登録していただいて、お困りの方もいろいろ相談を社協に持ち込んで、それとのマッチングは28年度中にちゃんとできるというふうに聞かせていただいてよろしいのでしょうか。もう今、待つてはるんですよ、できるというんで。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。泉元課長。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

実際にボランティアの募集をするに当たって、社協自身もこういうボランティアをしたいというお声を聞いているようですので、私も28年度中にはそういうことが実施されるであろうと期待しているところでございますので、バックアップはしていきたいと考えております。

委員（高迫千代司委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

高迫委員。

委員（高迫千代司委員）

ぜひよろしくね、それも早くお願いできたらありがたいと思ってるんです。でないと、この前の決算のときも随分いろいろ話ししましたが、結局社協というのは忠岡町からの委託の仕事ばかりやないかということになったわけですね。やっぱり独自にそうした、町がすぐにできなくても、それにかかわって社協が動いてもらって住民の要求に応じていくというのが社協だということは、もうずっと言われておったと思うんです。

この間、手話の講座があるからというから、ああ、社協はええことしてくれるなと思っ

て聞いと思ったら、実は忠岡町の事業やったということも後でわかりまして、やっぱりもっと社協は積極的に動いてもらうのが必要だと思ってますんで、この事業はぜひ早く実りあるようにしていただきたいと思うんです。それはやっぱり泉元さんらがバックアップしてもらったら早くなると思いますしね、ぜひよろしくお願いします。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

泉元課長。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

ぜひ早く実行というんですか、マッチングできて、地域福祉に役立てるようなボランティアさんが育って、活動できるようにしていきたいと思っておりますので、お願いいたします。

委員（高迫千代司委員）

委員長、すみません。

委員長（杉原健士委員長）

はい。高迫委員。

委員（高迫千代司委員）

先ほどのコミュニティソーシャルワーカーですけどね、私ら、最近テレビにもよく登場しまして、コミュニティソーシャルワーカーとはこんな仕事をしてくれるんやというのが多くの人目に触れるようになってきたんです。その中には、ごみ屋敷を解決した話とか、引きこもりの人で外に出られないような人が、やっぱりその援助で外に出られるようになったとか、そうした活動がずっとやっぱり、テレビで報道されたらみんなの頭の中に入っていきますんでね、忠岡のコミュニティソーシャルワーカーもおられるようやったら、そうしたことがやってもらえるんじゃないかという期待もあるんです。そういうような期待があるからこそ、今先ほど是枝委員が独自にやっていることは何なのか、何をしていたいてるんかということ聞かせてもらってると思うんです。

だから、忠岡町から言われたことだけとかというようなことがないように、それこそ社協と一体になってね、町がすぐにできないようなことでも率先してやっていただくというふうな事業を展開してほしいなと思っているんです。そのための大事なお仕事だというように私ら思ってますから。そういう点でも話し合いというか、町のほうでプッシュするというふうなことはありますでしょうか。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

泉元課長。



いきがい支援課（泉元喜則課長）

そうですね、独自といいますでしょうか、CSWとして活動していただける範囲はどんどん広げていただきたいと思いますと思っております。実際に困った用件につきましては、役場に直接情報をいただくのが多くございまして、とりあえず役場で一たん受けさせていただいて、それでCSWと協働なり動きまして、CSWに任せられるものであれば、そういうふうに任せていきたいということで考えておりますので、ちょっと今のところ情報がやっぱり役場に来るのが一番多くて、我々が先にキャッチしますので、その分でCSWに連絡し、CSWに任せられるものは任せていきたいと、そのように考えています。

委員（高迫千代司委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。高迫委員。

委員（高迫千代司委員）

それほど役場はやっぱり信頼されてるんですよ。それはいいことです。いいことですが、実際その仕事にね、役場が聞いたからといって、すぐ走っていくようなことはできませんからね、そうした仕事をやっぱりちゃんと社協で果たしていただくということが必要だから、今お話しさせてもらっているんです。ぜひそうした話し合いも進めていただきたいと思ってるんです。よろしゅうございますか。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

泉元課長。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

そうですね、そういった形で進めていきたいと考えております。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

どうぞ。是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

そしたら、75ページの障害者相談事業等委託料ですが、役場内の相談窓口の設置をどのように考えていらっしゃるのかということと、訪問相談の実施についてもどのように実施されるのかということについて。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

どうぞ。泉元課長。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

障害者の相談事業ですけれども、役場の窓口では担当職員がいろいろ障害の方についての相談を受けてやっているところがございます。特に基幹相談支援センターとか、そういうことは設けることはございませんが、あと一般相談支援として、泉大津のみなと会に一般相談として委託しているところがございます。相談先においても実際に事務所での電話なり訪問なりもありますが、訪問もしていただいて、障害者に寄り添ってケースに当たっているところがございます。

委員（是枝綾子委員）

はい。委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

みなと会のほうに委託をされている分ですんで、これは一番、訪問相談に来ていただけるのかという、みなと会の泉大津のあそこまで行けということではなく、来ていただけるということになってますでしょうか。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。泉元課長。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

ケースによりまして、実際に訪問もしているところがございます。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

わかりました。障害を持っていると、なかなかその泉大津のところまで行けないというふうな方もいらっしゃるかと思うので、忠岡に来ていただいてとか、そのご自宅に訪問していただいての相談も実施していただいているということで、わかりました。

76ページ、すみません、委員長、よろしいでしょうか。

委員長（杉原健士委員長）

はい。是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

地域活動支援センター事業委託料ですけれども、これはひまわりでしたか、どこに委託

してたかなというのがちょっと、どこの分でしたか、すみません。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

泉元課長。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

そうですね。精神障害者小規模通所授産施設、ひまわりハウスですけれども、今は地域活動支援センターほのかという名称で。

委員（是枝綾子委員）

名前が変わったんですね。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

はい、ほのかになってます。

委員（是枝綾子委員）

わかりました。委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

これは泉大津のほうにこれも委託、泉大津のほのかというところですね。そこに通うには、以前は送迎のそういう車とかがなくて、自分で自転車をこいでいかなあかんという、それだったんですね。今はどうなんでしょう。送迎とか、そういった輸送サービスとかは、そこはされてるんでしょうか。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

泉元課長。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

全ての方にそういう送迎つきという形ではないんですが、やはり自宅から外出してないとか、社会参加の1つでございますので、外出で出て行って、こういう場所に来るのもちょっとしんどいなというときがあれば、施設に送迎をお願いしているケースもございます。全てが全て送迎つきということではないんですが、ケースによっては送迎もお願いしているのがございます。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

以前と比べて、ケースによっては送迎もされるようになったということが改善された点ですかね。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

泉元課長。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

そうですね。できるだけ実際に使っていただいての施設やと思ってますので、その辺でちょっと行きにくいとき、出にくいときは、施設さんから誘導で施設に通っていただくということをお願いしているところでございます。

委員（是枝綾子委員）

わかりました。ありがとうございます。

委員長。もう1点、すみません。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

同じ76ページ、日常生活用具の扶助費で、紙おむつ等の補助対象者の拡大についてですが、これも河野議員が一般質問で、ひとり暮らし、単身者の重度のおむつの必要な方、申請したけど対象でないと。家族介護が対象だということで、単身者は無理だということなんです。そういった単身者にも拡大することについてどのようにお考えでしょうかという点について。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

泉元課長。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

高齢者の部分につきましては、介護保険の地域支援事業の中で家族介護支援事業として紙おむつを支給しているところでございますので、基本的に家族介護者がいてるという状況の方に対して支給をしております。この76ページの日常生活用具は、これは身体障害者に対する紙おむつといいますか、装具であるとか、そういう分類になりますので、小さいときから脳原性の病気でおむつが必要な方に対しては、おむつを支給しているところでございます。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

そしたら、この制度、財源のところは家族介護の支援という財源を使うので単身者には難しいというのはわかりました。ですから、単身の身体障害者の方の紙おむつに対しての助成ということも今後必要ではないかなというふうに思います。それから、障害があっても地域で生活できるようにということとか、あと介護の分もですけども、地域で生活するようにということで、施設に入るんじゃなくて、そういう地域で生活できるようにというふうに障害者のほうもなってきたと思います。なので、別の制度として、そういったものも検討していく必要があるんじゃないかと。家族で介護がなければ、自宅で生活できないというのは、障害者の選択権、生活を狭めているというふうにも思いますので、どうしてもやっぱり費用的にね、大人の紙おむつは高いです。そういうことで、障害者年金も減らされてきていますし、消費税も上がるので、生活は大変やと思いますので、やっぱりその制度、国が地域に返そうと、施設から追い出すというのが狙いなんですけども、そういう方が地域にだんだんとこれから単身の方が増えてくると思いますので、それについてのやっぱり支援とかサポートという点で、この財源別の、財源は違う、家族介護支援じゃない別のそういった単身者の身体障害者、脳原性ではない、後で障害を持つようになった方対象のそういうのもやっぱり広げていく必要があるんじゃないかというふうに思います。すが、いかがでしょうか。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

泉元課長。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

紙おむつの助成は、高齢者に限らず身体障害者の方でも使っておられると思います。なおかつ、効果というんですかね、使い出すとずっと使いますので、費用がかさむかと思えます。これ、助成となりますと、単独助成になりますので、また1人当たり、高齢の分がありますと年額7万5,000円給付という形になっております。ちょっと財源的に大分かさみますと思いますので、助成に関してはちょっと慎重に考えていかなあかなあというところで思っています。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

高齢者については単身者がたくさんいらっしゃると思いますが、そしたらまずは単身の身体障害者、車椅子で生活されている方、単身でお一人で住まわれる方というのもしっかりあると思うんです。そういった方々には、そういう紙おむつの補助というのはいないですよ。ありませんね。だから、対象者がそんなに何百人も忠岡町にいるわけではないので、やっぱりそういった単身者でも車椅子とか、そういった方やったら絶対紙おむつをせなあかんし、若い方でもそうですので、やっぱり単身の身体障害者の紙おむつの助成というのは必要ではないかなというふうに思うんですが。

そういった単身の重度の身体障害者の方ね、紙おむつを常時使用しているような方というのは、忠岡町でどのぐらい、何人ぐらいいらっしゃるのかというのは把握されてますでしょうか。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

泉元課長。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

申しわけないです。その辺の数字はちょっと把握しておりませんので、その辺から始めさせていただきたいなと思っております。

委員（是枝綾子委員）

そうですね、はい。委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

私の存じ上げている方だけでも二、三人はいらっしゃるのですが、この対象になれば、その方々は本当に助かるという声は聞いてますのでね、実態をちょっと調査していただいて、ぜひそういった方にも対象を広げるのではなくて、別建てで単身の身体障害者の、それも脳原性でないそういう方に対しての紙おむつの助成をぜひよろしく願いいたします。

委員（高迫千代司委員）

委員長、よろしいか。

委員長（杉原健士委員長）

高迫委員。

委員（高迫千代司委員）

すみません、73ページなんですけど、シルバー人材センターのことなんですけどね、ここに宮口さんが行かれて、公的な仕事だけではなくに、民間の仕事も増やして、シルバー人材センターの活動の領域を広げていきたいというふうに以前からお話を聞いてました。この28年度は、これまで大体5対5ぐらいやったんですね、仕事。その民間の比率を

引き上げるということで臨まれると思うんですけど、どれぐらいをお考えなんですか。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

泉元課長。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

ちょっとまだ28年度において公と民の比率は明確になっていないんですけども、27年度の事業見込みですけれども、今のところシルバーのほうの事務局に聞きますと、1億500万円程度の事業見込みで、26年度より700万円の増が見込まれているような状況を聞いております。

ちょっと民と公の比率はわかりませんが、一応700万円の増が今年度見込まれている状況でございますので、引き続いて事業拡大といいますか、それには取り組んでいただきたいなと思っておりますのでございます。

委員（高迫千代司委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

高迫委員。

委員（高迫千代司委員）

せっかくのそうしたつてのある幹部を向こうに据えたわけですから、やっぱり効果として出れるように数字でしっかり把握していただきたいと思いますし、そのために一汗も二汗もかいてほしいなど。そのための目的がちゃんとできるようにご指導もいただきたいと思っております。よろしいですか。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

泉元課長。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

そうですね、そのようにまたシルバーとも協議して、指導してまいりたいと考えております。

委員（高迫千代司委員）

すみません。委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。高迫委員。

委員（高迫千代司委員）

先ほど、お年寄りの1人3万円の年金の話が出てましたけどね、それは消費税上がるから、そんな対策もせないかんし、まあ言うたら参議院選挙の対策もせないかんというふうなこともありますからね、なんですが、そしたらほかの人はどうかというたら、助成の分については、去年まで2万円やった給付金が逆に減るんですね、ひとり親の。つまり、ふえる人もおったら減らされる人もおるんですよ。その減らされる人というのは、そんな豊かな人やないですよ。ひとり親の家庭というたら、私もこの間の一般質問で取り上げましたけどね、物すごく貧困が進んでいる人なんです。その分を取り上げたら、こんなんほんまに泣きっ面にハチですよ。ひどいことをする政治やなというふうに思ってます。別に忠岡町がやってると言いませんから。国がやってるんですから。

そんな中でね、この貧困を何とか助けていく方法はないだろうかということで、この間質問もさせていただきました。特にこども食堂の問題ね、教育委員会からお答えいただいたんですけど、私ら教育委員会だけの仕事やないというようにほんまに思ってるんです。そういうふうな手当ての問題も含めて、よく知っておられるのは福祉部ですね。そうしたお困りの状態をどうするかということで、やっぱりお考えもいただいていると思うんです、私。泉大津なんかはやっていただいたんですけどね、大体参加しているところは福祉部とか社会福祉協議会とか、そういうようなところが中心になって仕事をしていただいて、1回目は市民会館でやっていただいたということですけど、2回目からは福祉センターでずっとやっていただいているんです。月1回が今度月2回になるんですかね。やっぱりそうした問題を真剣に取り上げていただくところのウエートというんか、これはやっぱり、あれは教育委員会ではということではなしに、ちゃんと一緒に取り組んでいただけたら一番ありがたいかなというふうに思ってるんです。

だから、そうした問題も、これは萬野部長さんも一緒になって、ほんまに真剣に考えていただけたらと思ってるんです。この3月末で終わりですけどね。だけど、やっぱりこのひとり親家庭の子供の貧困というのが、今もう全国的に大変になってきてるんです。そんな中で出てきた対策の1つだということですから、これはやっぱりできるところから考えていただく必要があるんじゃないかなというふうに思います。

施設は、忠岡町の場合やったらね、教育委員会が持つてはる文化会館が一番ころ合いかなというふうには思うんですけどね。でも、仕事としたら一緒に取り組んでいただける仕事やないかと思ってるんですよ。その点はいかがでございましょうか。

健康福祉部（萬野義則部長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

萬野部長。

健康福祉部（萬野義則部長）

ただいまの件、非常に私、重要な問題やと思います。格差社会、また貧困問題につきま



しては、重要なこれからの課題かなと思ってるんですけど、ただ、本町におきましては、機構の見直しにより、はっきり言うて町全体で取り上げたらいいんですけども、今現在、子育て支援課というのが教育委員会にあるということでもありますので、この間の一般質問につきましても教育が答えしたんかなと。しかし、福祉の立場としても、これは非常に重要な問題でありますので、今後町全体としてどのような取り組みができるんか、ちょっと検討してまいりたい、このように思います。

委員（高迫千代司委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。高迫委員。

委員（高迫千代司委員）

ぜひよろしくお願ひしたいと思うんです。で、もう1つのやつは教育委員会の範疇ですから、やっぱり学校に行くのにね、結構準備するのが要りますでしょう。服買わなあかんとか、かばんも買わなあかんとかね。やっぱりいろんなところが要るんです。この間ちょっとお話しさせてもらいました。教育補助の前倒しとか祝い金を出すとかね。例えば、業者の人に頼んでもらうとか、いろんな選択肢があると思うんです。そんなところで取り組んでいただけないかと思うんですけど、いかがでしょうか。一番お金のかからん取り組みは能勢の方法ですわ。

教育長（富本正昭教育長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

教育長。

教育長（富本正昭教育長）

先日来の一般質問、それから今、議員お示しの分も含めまして、どういうことが本町で可能であるかを含めて検討してまいりたいと思っております。

委員（高迫千代司委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。高迫委員。

委員（高迫千代司委員）

ぜひよろしくお願ひいたします。

委員（是枝綾子委員）

はい。委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

そしたら、76ページの児童発達支援事業費、これについてですが、保育所とか幼稚園とかを回っていただく臨床心理士の方へのだと思わんですけれども、そういった方々の活用ということで、その保育所とか幼稚園とかに行っていらっしゃらない方、小学校に上がったような方とか、それ以前の方、そういった親から親の電話相談、電話でというか、その相談ですね、一般の方の相談というふうな、そんな相談日とかも設定していただけたらなというふうに思わんですが、そういったことは考えていらっしゃらないでしょうか。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

泉元課長。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

この児童発達支援事業につきましては、障害というんですかね、少し発達がどうかというようなお子さんに対しての児童放課後等デイサービスであるとか、通所の部分になって支給しております。実際に相談業務につきましては、直接通所したいという要望がございましたら、いきがい支援課のほうで受け付けはさせていただきますが、それに至るまでに保健センターの保健師さんがいろいろ指導もしてくれてるでしょうし、小さいときから乳幼児からおつき合いがございますので、その辺で紹介していただいて通所のほうに至っているというのが実情でございます。

委員（是枝綾子委員）

わかりました。はい。委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

保健センター費のほうでお聞きしたほうがよかった話ですね、すみません、今のは。ですね。すみません、保健センターのほうでちょっとお聞きします。

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

どうぞ。是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

77ページの介護支援センターの委託料についてですが、ピープルハウス忠岡にずっと委託されて、委託料もだんだん少なくなってきておりますけれども、この委託料というのは、どのように考えて決定されていらっしゃるのかということと、その評価ですね、どのような評価でまたそこにずっと毎年委託をするのかというところをちょっとお聞かせください。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

泉元課長。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

委託につきましては、平成12年度当初からの分になります。当初は440万円ほどございました。年を追って委託料の削減といいますか、事業の見直しによりまして委託料の減はしてるんですけども、一応、平成18年度から地域包括支援センターができましたので、総合相談におきましては、日中はそういう地域包括支援センターで受けますので、主に夜間帯ということになりましたので、19年度以降、今の金額162万円の委託料でお支払いしているところでございます。

その他、評価につきましては、これは相談業務受け付けになっておりますので、事前にそういう評価基準を設けているわけではございません。人件費相当分と考えているところでございます。

また今後、なかなかその認知度というんですかね、広報には包括支援センターの電話先であるとか記載しているところでございますが、なかなか周知もできてない状況でございますので、その辺、チラシなりをつくって、実際にポスティングというんですかね、ポストに入れていただいて、広報、周知に努めていきたいなと考えているところでございます。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

この夜間帯、土・日もですね、夜間と土・日の電話相談みたいなんですかね。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。泉元課長。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

そのとおりです。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

相談だけだと思うんですけども、なかなか件数もそんなにないんだと思います。夜間にあまり介護支援センターに相談するというのはそんなにないわけで。なぜかという、ケアマネジャーさんが皆さんいらっしゃるので、すぐケアマネジャーさんのほうに連絡を携帯でするので、あまりね、ほんまに新規の何もまだ受けてませんがという方ぐらいでありまして、だからそんなにこの必要性がちょっとどうなんだろうなというふうに思いますが、一応評価についてはきちんと、どういうふうな活動をもっとちゃんとやってもらうのかというのもちょうと精査していただいて、努力もしていただくようお願いいたします。

まあ、これはこれで置かないわけにはいかないの、地域にもこういったのは置かないといけないということで置いてるということだったですね、土・日もね。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

泉元課長。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

相談窓口につきましては、多種多様な相談窓口があって、特に夜間、休日等であれば、主要なところも最初の方であれば閉まっていた場合もございますので、その分は地域介護支援センターの職員は福祉職でもございますので、その辺の対応は心得ていただいていると思いますので、委託の必要性は感じているところでございます。

委員（是枝綾子委員）

わかりました。委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

78ページの総合福祉センターの運営管理委託料についてですが、12月議会でも指定管理の5年間のまた継続しての更新ということに関連して、そのときに議論として委託料についてとか、その評価について、あと指定管理のガイドラインもつくるようにということで申し上げてきましたが、その点についてはどうなっているのでしょうか。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

泉元課長。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

指定管理者制度における評価といたしましうか、それは一応モニタリング指針というも

のを作成しまして、指定管理者は業務等の実施状況について利用者アンケート調査等を踏まえ、また収支状況を分析しまして、自己評価なりを行っていただきます。

また、町といたしましても、指定管理者の事業報告書、また自己評価の結果を提出いただきますして、必要に応じて説明を求め、また施設の立ち入りなどで現地調査を実施して、施設のサービス水準、収支状況の視点から総合評価を行ってまいりたいと考えているところでございます。

委員（是枝綾子委員）

はい。委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

わかりました。一応そういうガイドラインをつくられたということですが、今回の見直しですね。更新というんですか、4月、新年度からまた5年間ということですが、その契約、まだ結んではれへんと思いますけど、結ぶ前にきちんとそういったことをして結ぶという形の手順としてはね。後から評価して、契約を結んだ後に、後から評価するというのは変な話なので、その手順はきちんと踏んでやっていただけるんでしょうか。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

泉元課長。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

現契約、5年目の最後になっておりますが、この辺のモニタリング関係については相手さんのほうに指針を示してない状況でございますので、今年度については試行というような形になりますが、でも一応自己評価なり、そういうようなのを提出していただく予定になっております。また来年度からは、また新たに5年間契約するわけでございますので、このモニタリング指針によりまして、きちっと施設の収支状況であるとか、そういうのを評価してまいりたいと思っております。

委員（是枝綾子委員）

はい。委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

利用者アンケートはとられませんか。契約を結ぶに当たって。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

泉元課長。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

27年度におきまして利用者アンケートをとらせていただいております。

委員（是枝綾子委員）

はい。委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

この利用者アンケートは、忠岡町が実施をしているのか、それとも指定管理者がしているアンケートでしょうか。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

泉元課長。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

一応、案は本町が作成しまして、実際に利用者に対して調査していただいたのは福祉センター、社会福祉協議会でお願いしたところでございます。

委員（是枝綾子委員）

はい。委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

わかりました。一応そのモニタリング指針というものをつくられて、27年度については利用者アンケートと自己評価は出してもらおうということで、総合評価はされませんか、忠岡町。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

泉元課長。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

27年度もですね、総合評価はこの指針によって出していきたいと考えております。

委員（是枝綾子委員）

されるんですね。委員長。

委員長（杉原健士委員長）

どうぞ。是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

27年度については評価をするということで、評価をした上で、契約の中身についてちゃんと話し合っただけで契約するという、そういう手順は踏まれるんですよね。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

泉元課長。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

そういう手順で行いたいと思います。

委員（是枝綾子委員）

わかりました。また、アンケートの結果とか、その総合評価とかも、また議会のほうにお示しただけならというのと、モニタリング指針、どんな中身かなというのもちよっと知りたいなと思いますので、またそれも議会に報告するということでしたのでね、あのときの議論では、していただきたいというふうに思います。

委員長（杉原健士委員長）

続いてどうぞ。

委員（是枝綾子委員）

その点はいいですか。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。泉元課長。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

その辺は、また次というか、3月に予定されています委員会、全員協議会のほうでお示ししたいと考えております。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

どうぞ。是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

よろしく申し上げます。

あと、子供の医療費助成のことなんですが、80ページ、これもこの間の一般質問で河野議員がされてますので、その対象年齢の拡充についてということで、今年はされないということではありますが、財源については私は十分にあるというふうに思っております。子

供の医療費助成は一番の人口減少対策になるということですので、地方交付税の需要額の事業費で1億以上来ている分、そういったものを活用するということでやっていただきたいというふうに思います。その点について、対象年齢を少しでも拡充する、そのことについてはどうお考えでしょうか。

委員長（杉原健士委員長）

武田課長。

子育て支援課（武田順子課長）

担当課のほうといたしましては、やっぱり府下の状況を見ましたら、府内の30市町村が中学校卒業の年度末もしくは高卒までいっておるところがありますんで、できれば年々最下位に近づいていっておりますんで、拡大していただけたらと思うんです。ただ、財政のほうとも相談して、予算計上については査定でもいろいろありましたし、今財政が一番厳しいところなんで、26年度、27年度続けて引き上げしていることもあるんで、いましばらくちょっと待ってというようなことを言われておりますんで、いずれそんなに一番悪い状況のままではいらないだろうと思いますんで、ちょっとその辺もあるんで、今拡大していただけたら、要望としては思っておりますけど、その辺ちょっと予算を計上するのに苦しい間はちょっと辛抱なさいというような感じで言われてますんで。

委員（是枝綾子委員）

わかりました。委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

担当課としては、やっぱり近隣の状況、大阪府下の状況を見ると引き上げていきたいというのはあると思いますが、財源の問題がやっぱり忠岡町はあるというところで、そこで、まず財源がいろいろ、あちこちの財源を申し上げますと、今回の新子供基金ですか、1,100万、そちらのほうで対応しているということは、それまではその拡充した部分についてですけども、それ以前はどこから予算を組んでいたんだろうと思うので、そちらに振りかえたということであれば、もともとの財源というのものもあるんじゃないかということで、その点について財源がやっぱりあるでしょうということと、あと消費税の増税分で0.7%、午前中の議論でも、増えて社会保障費にということですから、拡充に充てるということで使うという方法もあるでしょうし、だから財源はいろいろ来ているんですけれども、それを社会保障とか子育て支援、そして人口減少対策というそれぞれの分から子供医療費助成というところに使うことはできるんじゃないかと思いますが、どのようにお考えでしょうか。財政の方はいらっしゃらないけど、公室長さんがいらっしゃるんで。

町長公室（原田 毅公室長）



委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。原田公室長。

町長公室（原田 毅公室長）

できるだけ頑張ってまいりたいと思います。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

いろいろ来てるので、置き換えたということにしないで、来た分については拡充に充てるという姿勢でぜひやっていただきたいと思います。よろしく。置き換えはだめよということで、ぜひよろしく願いいたします。

委員長（杉原健士委員長）

続いて、どうぞ。是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

いいですか。臨時福祉給付金は81ページ、先ほど北村議員が聞いておられたので。1つだけ、もう1つ説明がなかった給付金があるんですけども、3つ給付金が入ってませんかね、ここ。低所得の高齢者向けと低所得障害者の遺族基礎年金受給者向けの給付金と、あと臨時福祉給付金と3つあって、3つ目のその説明がなかったんですけども、これは何でしょうか。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

泉元課長。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

すみません、申しわけございませんでした。臨時福祉給付金は27年度に引き続きまして実施される予定でございます。支給額は3,000円で1回限り、約5,000人を予定しております。受付期間は9月1日から6カ月間の2月末までという予定で実施する予定でございます。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

わかりました。これがさっき高迫議員が言うてた減らされたという部分の給付金ということですね。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

泉元課長。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

子育て分はまた別途、違う形のもので。

委員（是枝綾子委員）

また違うんですか。何かいっぱい給付金に来てからわからないんですけど、すみません、委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

そしたら、この臨時福祉給付金の1,500万円は、27年度に受けた人がまた再度3,000円ということの、5,000人ということで、そういう理解でよろしいんでしょうか。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

泉元課長。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

臨時福祉給付金は、基準日が28年1月1日現在で非課税の方、また市町村民税が課税されている方に扶養されていない方が対象になりますので、また新たな要件になりますので、これは毎年その都度税情報をいただきまして確認しているところでございます。さきに申しました低所得者高齢者向け給付金は、これは27年度臨時福祉給付金の支給対象者のうち、28年度中に65歳以上になられる方に対して支給するものでございます。

委員（是枝綾子委員）

はい。委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

その一番下の臨時福祉給付金、これは去年もあったんですか。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。泉元課長。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

26年度から27年度、で、今年度28年度も実施されるということでございます。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

ずっと3,000円でしたか。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。泉元課長。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

26年度は1万円で、加算が5,000円ございました。

老齢年金加算とかございまして、加算対象者の方もいらっしゃいました。27年度は6,000円。

委員（是枝綾子委員）

6,000円でしたね。減ってますよね。委員長、すみません。

それは高迫委員が今さっき。

委員（高迫千代司委員）

昨年2万円あって、今度が6,000円になる。

委員（是枝綾子委員）

ということ、それを私、聞いてたんですけども、それと同じものということですね。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

委員長。そのとおりです。

委員（是枝綾子委員）

わかりました。

委員（北村 孝委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

北村委員。

委員（北村 孝委員）

是枝さん、ちょっと待って。今是枝さんのについて、私もさっき聞かせてもろたんやけども、この低所得者の年金の方が、この臨時福祉というのに該当すれば、これはダブルでいただくということですね。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

泉元課長。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

そういうことになります。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

すみません、ちょっと時間がかかって申しわけなかったです。

この事業の総額と、あとそのうちの事務費というのは幾ら使われるのかということをおちょっと教えていただきたいんですが。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。泉元課長。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

事務費ですけれども、3つの給付金合わせて1,291万1,000円の予定で予算計上しております。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

事業費が全体で1億3,291万1,000円ですか。ですね。そのうちの事務費が約1割、1,291万円ということで、ちょっと端数、聞き取れなかったんですけど、ですね。約1割が事務費だということですね。わかりました。もったいないですね、これもね。

委員（高迫千代司委員）

委員長、すみません。

委員長（杉原健士委員長）

高迫委員。

委員（高迫千代司委員）

83ページの児童福祉施設費ですが、これは保育所のことですね。

子育て支援課（武田順子課長）

はい。

委員（高迫千代司委員）

そこで、ちょっとお伺いします。保育所の先生の非正規率が非常に上がっているということで以前から聞かせていただきました。萬野部長さんのときに、正職員を増やしていきたいというふうにおっしゃっていただきました。で、長屋部長さんに移って正職員は増えたでしょうか。部長さん、いかがですか。

教育委員会（長屋孝之教育部長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

長屋部長。

教育委員会（長屋孝之教育部長）

仰せのとおり、私にかわってから、現状変わっておりません。

委員（高迫千代司委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

高迫委員。

委員（高迫千代司委員）

先ほどから職員さんがいろいろ説明されるたびに、新陳代謝の効果とかいうてよう説明してはるんですね。つまり、所長さんや主任さんがおやめになって新しい人が増えても、財政的には効果があるよと、そういうことですね。ですから、古い方がおやめになった後に新しい人を増やして入れても、財政的にはそんなに負担にならんどころか、安い場合もあるんですね。そうしたことを含めてずっとお聞きしているわけですけど、それでもなおかつ増えないというのはなぜなのでしょう。別に財政負担が大きいからというようなことは言わんと思いたしますがね。

教育委員会（長屋孝之教育部長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

長屋部長。

教育委員会（長屋孝之教育部長）

私も、かわってからそのままということで、非常に苦しい立場でございます。ただ、先

生がおっしゃるのは十分に理解をしております。先ほどおっしゃったように新陳代謝ということではなくて、やはり子育て支援という大きな目標に向かって、時間はかかるかわかりませんが、その辺のところは十二分に認識しておりますので、取り組んでいきたいと、かように考えておりますので、どうぞご理解のほどお願いしたいと思います。

委員（高迫千代司委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

高迫委員。

委員（高迫千代司委員）

ぜひ、ちゃんと仕事として引き継いでいただきたいなと思ってるんです。これまでそういう話をしたら、お金がかかるからあかんのやとずっと言われておったんです。でも今、役所の担当の課長さん、人事の課長さんがね、財政効果で人が増えても、あんまりお金要らんですよと言うてるんやからね、それと同じことやと思うんです。そういうような立場でしっかりとここへ目配りしていただきたい、そのことを引き継いでいただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

委員（高迫千代司委員）

財政のほうに負担をかけないで、なおかつ正職員を増やしていける、そういう方法が、まあ言うたら担当のほうからもずうっと正職員さんの場合では出てるんですね。でも、この分野ではそうしたことがなされてないからね、なぜなのかということで聞かせていただいているんです。

町長（和田吉衛町長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

町長。

町長（和田吉衛町長）

私どもはずうっとこんだけのお金を預かって、こんだけの部門を充実させていくわけですからね。あるところの部門は落ちるかもわからんけども、全体にボトムアップしていかないかんわけですから、だから今、当面人件費は下がっても、後年赤字になってしまったら何にもなりませんのでね、慎重に慎重を重ねていくと。非正規の職員が悪ではないわけですからね。だから質も上げていかないと、そういったようなことも考えて財政運営をやっていきます。

委員（高迫千代司委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

高迫委員。

委員（高迫千代司委員）

まあ町長さん、保育所も先生を募集しておられますがね。

町長（和田吉衛町長）

賃金も上げてます。

委員（高迫千代司委員）

なかなか非正規で集まりにくいということも事実やと思うんですよ。

町長（和田吉衛町長）

それは社会構造やら労働環境の問題で。

委員（高迫千代司委員）

そうです。だからこそ正規の先生で募集していただいたらちゃんと集まりますし、何よりもこの分野というのは、ほんまに忠岡の子育てを応援する分野やと思ってますんでね。そういう点では町長さんも力を入れていただいている分野やと思うんです。

町長（和田吉衛町長）

だから、抜本的にね、子ども・子育てをするべきだというのが私の信条で、今子供観というんですかね、就学前の考え方を住民とともに変えていきたいと、こういうのが今の思いなんです。先ほど来出ているように、うちの町は支え合い、助け合う、励まし合う、こういう雰囲気がないから、課題にそういった表をつくって、お年寄りも外へ出てこいと、あるいは婦人の方々もしっかりと町を支えてほしいと、そういった面で、お金がなかったら意気で支えてほしいと、こういうことにやっているところですけどね。今いろいろと役場の人数がないから、事務費の中からアルバイトを雇っていろんなことをやっていただいているつもりでおるんですけども、構造的に頑張ってますのでね。捻出はまたやっていきますけども、来年また赤字やからね。そんな中、やっぱりしっかりと手綱を締めさそうと思ってるんです。

委員（高迫千代司委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

高迫委員。

委員（高迫千代司委員）

今の町長の話に、私は違うなんていうのは思ってないんです。そういうことがあってもええと当然思ってます。ただ、この保育所の先生の分についてはね、今入れていただいても、町の財政に負担がかかるのは大分先なんです。そのころは、一番最初にこの資料をいただきましたけどね、財政が改善してるんです。だから、そんなにそのときは大きな負担にはならないんですよ。だから、町長さんの言うてる子育て支援を今進めていきたいということであれば、この分野も改善していただけるんじゃないかと、そういうふうに思ってるんです。

町長（和田吉衛町長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

町長。

町長（和田吉衛町長）

そこはね、改善ができる案を持って、私どもはいろいろと足し算、引き算をやっているわけで。

委員（高迫千代司委員）

ぜひ、保育士さんに正規の先生をよろしくお願いします。

町長（和田吉衛町長）

サボってませんよ。ことしでも補充してるはずだと思いますよ。賃金も上げて。

委員長（杉原健士委員長）

他にありますか。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員

委員（是枝綾子委員）

83ページの保育士さんの一般職給27人というところの分なんですけど、保育士さんの常勤、非常勤の比率というものが、非常勤の比率がだんだん高くなってきているというふうにお聞きはしてるんですけども、この新年度、どういう比率になりますでしょうか。

子育て支援課（武田順子課長）

はい。委員長。

委員長（杉原健士委員長）

武田課長。

子育て支援課（武田順子課長）

27年度は正規職員が28人で予算計上されてたと思うんです。この28人のうち1人は、子育て支援課の職員が含まれております。ですから、保育士、保育所の正規職員は27人でした。28年度につきましては、予算計上27人で1人減っております。28年度も子育て支援課の職員1人と保育所のほうで26人。この27から26人に減っている理由といいましたら、東忠岡保育所のほうで看護師がおりましたが、この3月末に退職されます。ちょっと退職の届け出が遅かったもので、これはもう28年度、臨時職員の対応ということで減っております。ですから、27年と28年度で非正規率を比較しましたら、60.9から単純に62.9ということで、またちょっと高くなっております。

保育所のほうにつきましては、23年度からずっと人数を見てきました。退職した分に



についての補充ということで、退職者補充をずっとしていただいております。23年度については、最大28人で、あとずっと27人で来ておるんですけども、28年度については看護師の補充ができてないということで26人ということに減っているという状況でございます。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

わかりました。1名減ということになっていてということで、非正規の職員の比率が62.9%ということになるから、正職員の方は37.1%ということで、4対6ということで非正規のほうが多いということ、比率として。

子育て支援課（武田順子課長）

委員長。ただ、保育所の場合は、12時間開所しておりますので、この非正規職員の中には、朝夕さんという平日の朝と夕方を埋める分と、土曜日開所しておりますので、土曜日の半日ずつそれぞれ午前中だけ、午後からの出勤で夜までという分が含まれております。で、そういう方がいらっしゃるんで、朝夕さんはどちらの保育所にしてもそれぞれ5人ずつおりますので、一概にこの率というのはやっぱり高くなっております。

ただ、担当課のほうといたしましては、クラスを持つ担任の先生になるような方は、できたら正規職員で割り当てをいただきたいなというふうに思っております。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

去年よりも1名減ってることは事実ですので、やはり落とさないで常勤の職員の比率を高めていくという努力はぜひしていただきたいと思っておりますので、まあ何とか。看護師さんというのは大変大事な、0歳児を開設しているの、看護師さんがいないとちょっと本当に判断が困ることも出てきますので、ぜひ正規の職員さんで採用していただきたいなということは要望いたします。

それとあと、すみません、保育士さんの公定価格がですね、国が低く見積もってるもんやから、人件費も低いと。だから給料も低い、安いということなので、やはりそういった保育士の給料が安過ぎるところをもう少し改善していくということもあわせてしないと、なかなか今保育士さん、なり手が無いという、資格は持っているも、学校を卒業してもならないということになっておりますので、それを忠岡町も一緒に国に向けてその点

も要望していただいて、全体として保育士の確保にも努力していただきたいと思います。そうなれば忠岡町も採用しやすくなるしということになりますので、ぜひそういった努力もお願いしたいと思います。どなたにお答えいただいたらいいですか、それは。

委員（是枝綾子委員）

では、教育長さんですかね、子育て支援課の分は。いや、どうなのでしょう。

教育長（富本正昭教育長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

教育長。

教育長（富本正昭教育長）

ただいま議員からお示しの部分につきましても、町村の教育長会、町村長会含めて、国のほうへ働きかけてまいりたいと思っております。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

ぜひよろしく願いいたします。

あとはちょっと数字だけお聞きしたい分があるんですけども、もうすぐ4月1日からの入所ということで、ほぼ入所も決定されたと思うんですが、4月1日当初の待機児童はございませんでしょうか。

子育て支援課（武田順子課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

武田課長。

子育て支援課（武田順子課長）

4月当初につきましては、待機児童はございません。昨年の10月の分についても調査がありまして、忠岡町では待機ゼロということになっております。

委員（是枝綾子委員）

わかりました。ありがとうございます。

以上です。

委員長（杉原健士委員長）

以上ですか。もうよろしいですか。

委員（是枝綾子委員）

私は、はい。

委員長（杉原健士委員長）

そしたら、ないようですので、質疑を終結させていただきます。

お諮りいたします。

議事の都合により本日はこの程度にとどめ、延会したいと思いますが、これに異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（杉原健士委員長）

異議ないものと認めます。延会することに決定いたしました。

なお、あす1時より再開いたします。明日は衛生費から始めますので、よろしく願いします。

それから、委員の皆さん、大変お疲れさんでございました。本日はこれで延会いたします。

（「午後6時24分」延会）